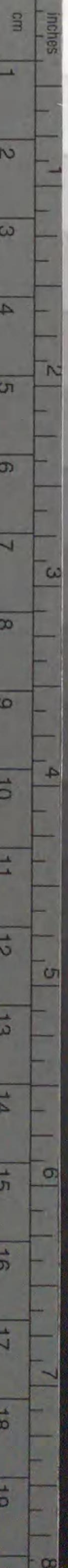


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



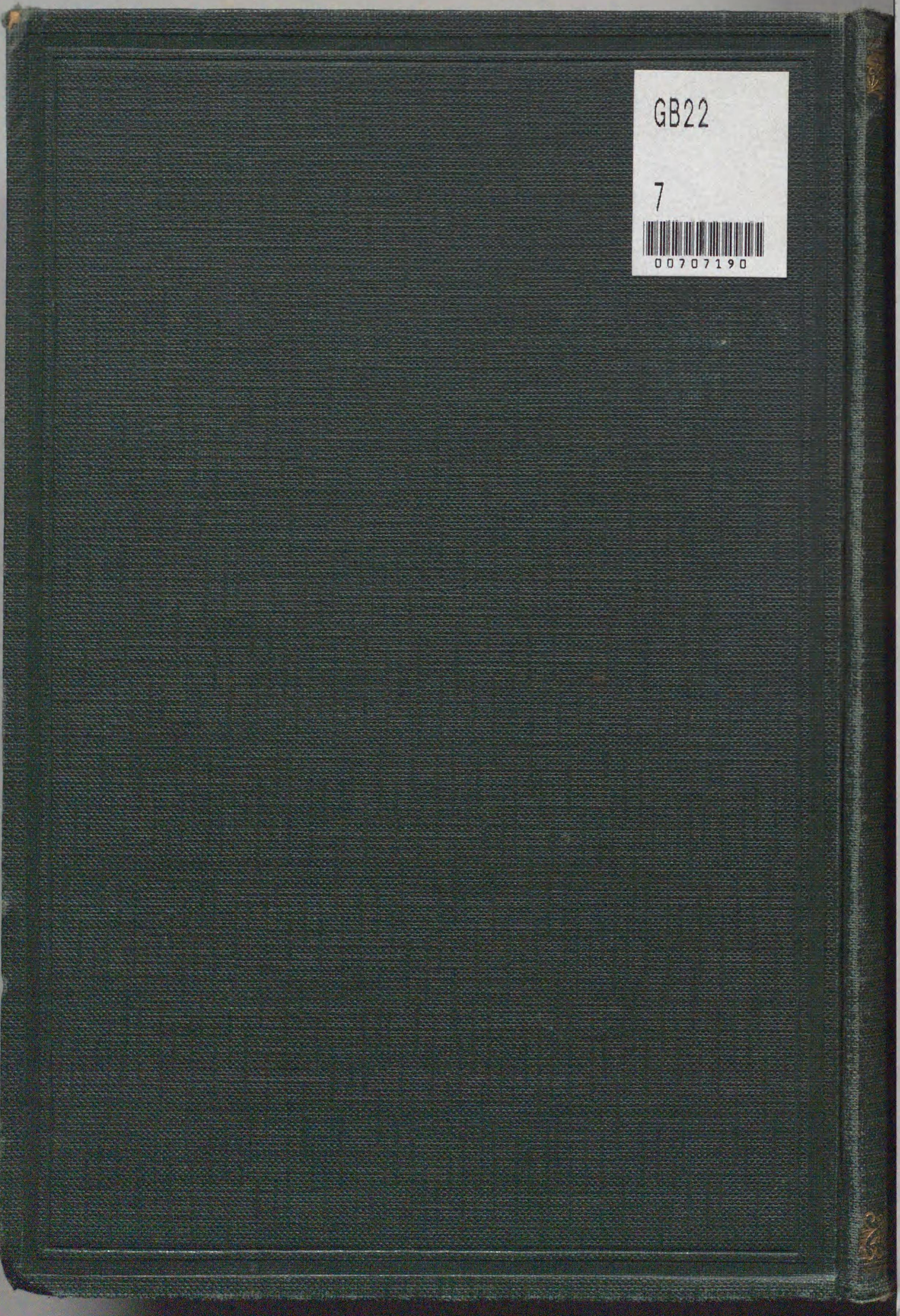
Kodak Color Control Patches


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



GB22
7
00707190





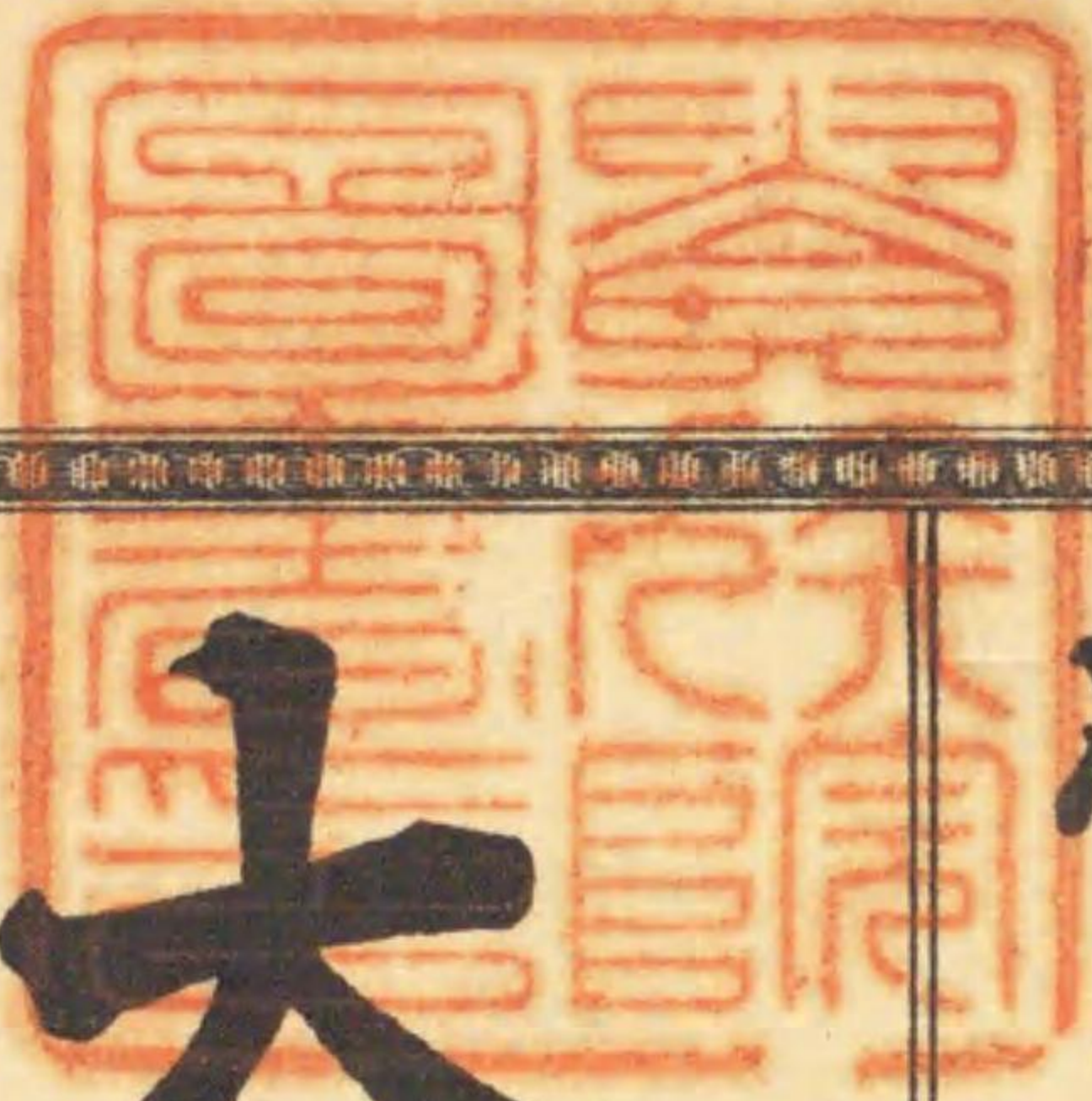


東京帝國大學
文學部
史料編纂所編纂

大日本史料

第十一編
之六

東京帝國大學藏版



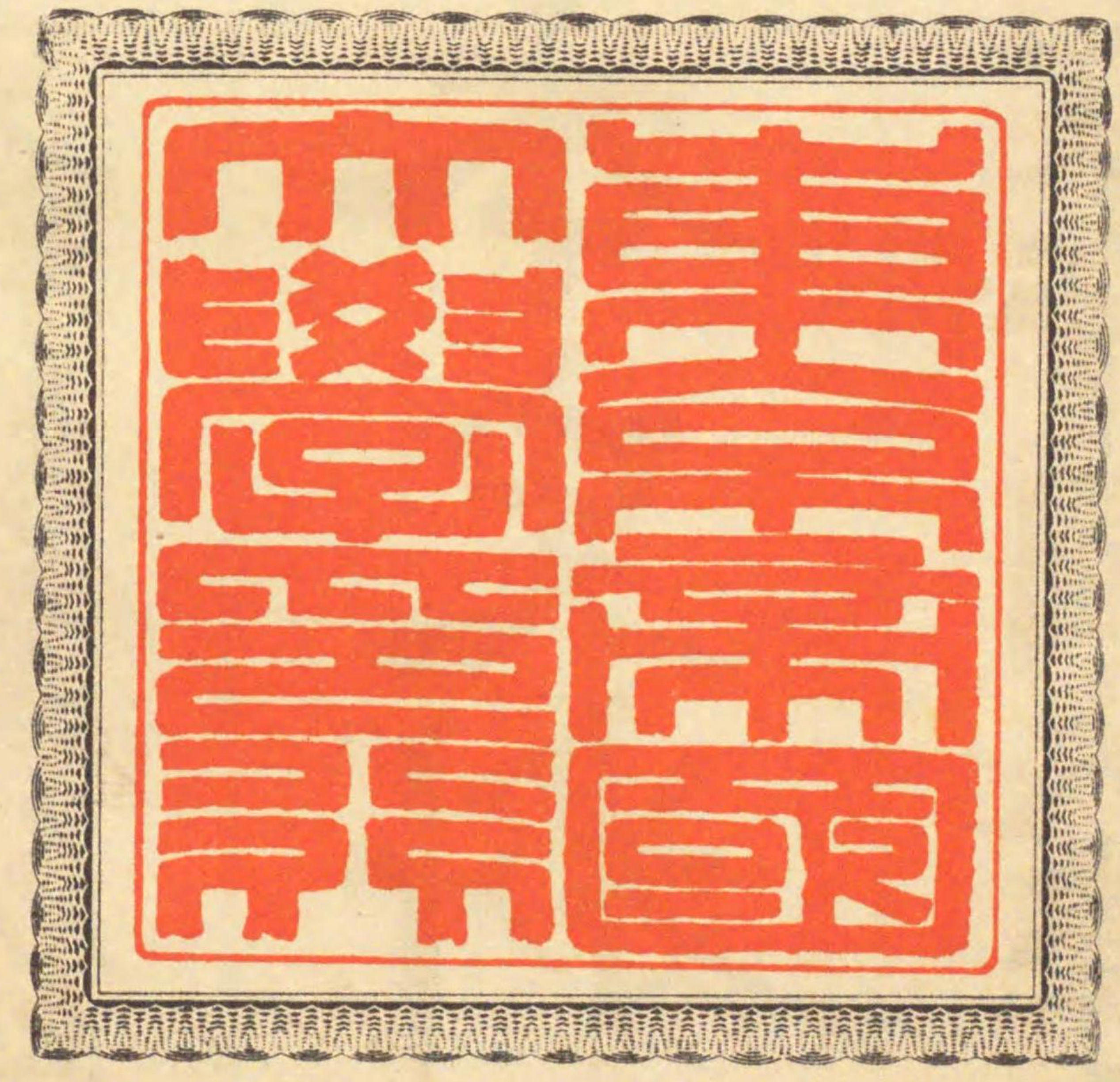
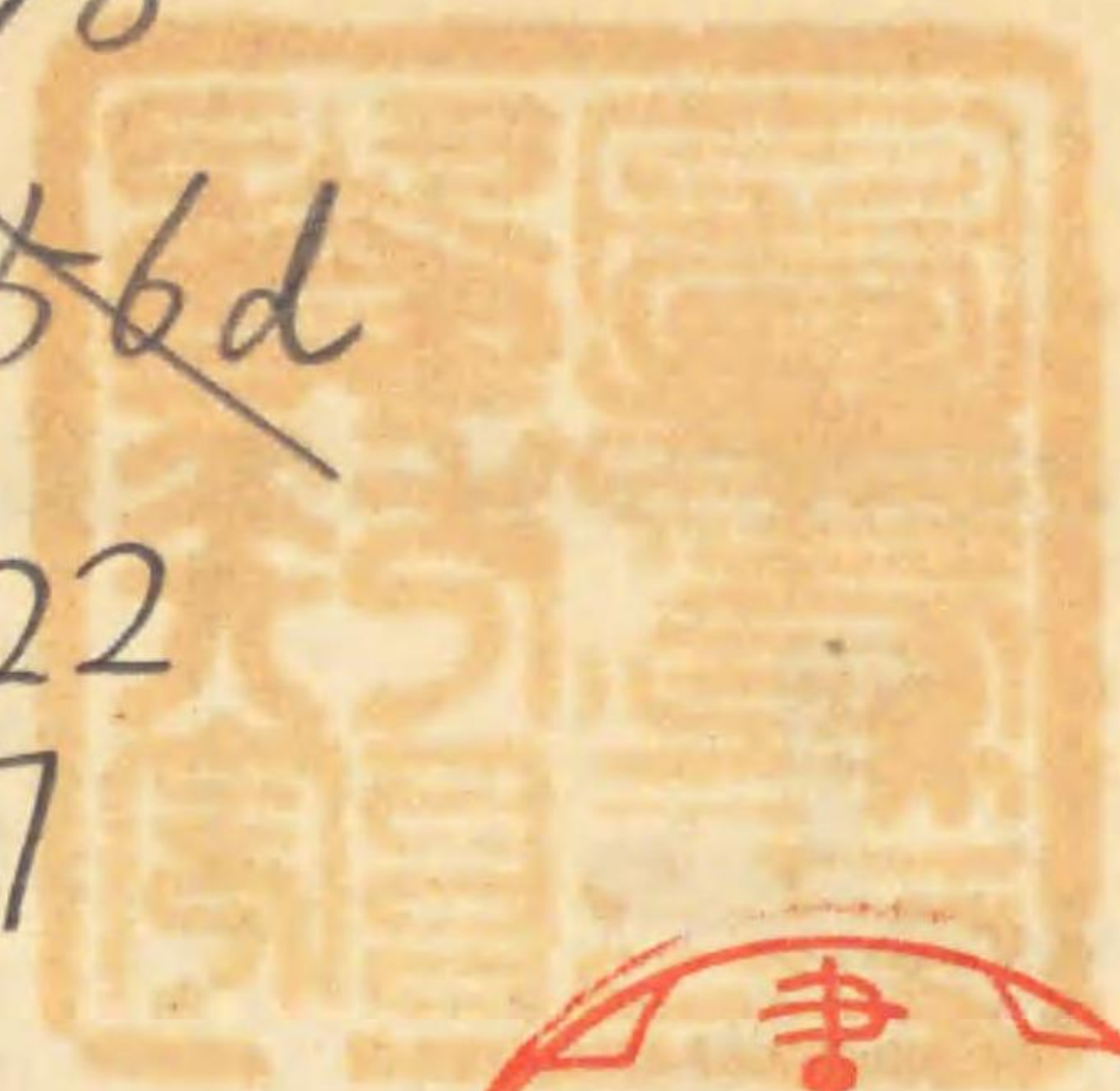
東京帝國大學文學部
史料編纂所編纂

大日本史料

第十一編
之六

東京帝國大學藏版

270.08
~~To 456d~~
GB22
7



707190

大日本史料

第十一編之六目次

正親町天皇

天正十二年

三月

十七日 羽柴秀吉、伊勢神宮ニ遷宮ノ用途ヲ上リ、慶光院周養ヲシテ、
 上部貞永ト共ニ遷宮ノコトヲ計ハシム、……………一
 羽柴秀吉、伊勢岩手ノ田丸直息ニ書ヲ與ヘテ、織田信雄ノ屬
 城同國松島攻圍ノ策ヲ授ク、……………一一
 美濃兼山ノ森長可、尾張羽黒ニ陣ス、○徳川家康ノ先鋒酒井
 忠次、奥平信昌等、攻メテ之ヲ破ル、……………一二
 織田信雄、尾張聖徳寺及ビ其門前町等ノ年貢諸役等ヲ免除
 ス、……………六六
 毛利輝元ノ將穴戸元孝等、伊豫ニ渡ル、○長宗我部元親ノ兵

目次 天正十二年三月

ト同國惠良ニ戰フ、……………六六

十八日

羽柴秀吉、美濃大藪ノ毛利掃部助ニ書ヲ與ヘテ、來屬ヲ褒シ、
近ク其地ニ出陣センコトヲ報ズ、○本知ヲ安堵セシメ、新知
ヲ加ヘンコトヲ約ス、……………六八

徳川家康、尾張緒川先方衆及ビ同國常滑先方衆ヲシテ、本領

ヲ安堵セシメ、伊勢桑名ニ到リテ、水野忠重ノ命ヲ受ケシム、……………七〇

紀伊根來雜賀ノ一揆、和泉岸和田、大津等ヲ襲フ、……………七一

十九日

徳川家康、尾張熱田ノ加藤景延、同順政ノ人質ヲ出セルヲ褒
ス、○千秋喜七郎ノ人質ヲ徵ス、○景延、順政ニ徳政免除ノ證
狀ヲ與フ、……………七九

徳川家康、美濃脇田ノ吉村氏吉ニ答ヘテ、織田信雄ノ爲メニ

忠節ヲ致サンコトヲ囑ス、……………八二

徳川家康、鈴木重次ニ、美濃惠那、土岐二郡ヲ與ヘンコトヲ約

ス、……………八三

小早川秀包、元總羽柴秀吉ニ從ヒテ、近江ニ出陣ス、○毛利輝元、

秀包ノ請ニ依リ、大多和元直ヲシテ、秀吉ノ陣中ヲ見舞ハシ
ム、……………八四

大友義統、筑後高良山大宮司宗崎某及ビ大祝鏡山某ノ忠勤

ヲ褒ス、○宗崎某ヲシテ、其所領ヲ安堵セシム、……………八六

二十日

日吉社再興ニ就キテ、上杉景勝ニ綸旨ヲ賜フ、○三千院最胤
法親王モ亦景勝ニ令旨ヲ賜ヒテ、同社再興ノ奉加ニ盡力セ
ンコトヲ要メラル、……………八七

羽柴秀吉、池田勝入恒興ニ答ヘテ、伊勢ノ狀況ヲ述ベ、將ニ自ラ

美濃ニ出陣セントスルヲ報ジ、以テ其準備ヲ爲サシム、……………八八

織田信雄、長宗我部元親ノ弟香宗我部親泰ニ書ヲ遺リテ、尾

張、美濃ノ形勢ヲ報ジ、元親ノ攝津ニ兵ヲ出サンコトヲ求ム、……………八九

北條氏直ノ族同氏照、伊達輝宗ノ臣遠藤基信ニ書ヲ遺リテ、

西境ノ靜謐ヲ告グ、近ク東方ニ出兵センコトヲ報ジテ、氏直

ト輝宗トノ間ヲ斡旋セシム、……………九〇

廿一日

織田信雄、徳川家康、紀伊名草郡ノ諸氏及ビ根來ノ僧徒等ヲ

招ク、○寒川行兼等ニ書ヲ遣リ、紀伊衆ヲシテ和泉河内ヲ襲
ハシム、……………九一

黒田孝高、禰屋七郎兵衛尉ニ、美作ノ處分ヲ了シ、近ク備前兒
島ヲ毛利氏ヨリ請取リテ後、上方ニ歸ルベキヲ報ズ、……………九七

木曾義昌ノ兵、徳川家康ノ將菅沼定利、諏訪頼忠、保科正直等
ト信濃妻籠ニ戰フ、……………九九

毛利輝元ノ臣兒玉元村歿ス、○輝元、其子鹽法子元光ヲシテ、父
ノ後ヲ繼ガシム、……………一〇九

肥後人吉ノ相良忠房、同長每、同國佐敷ニ抵リテ、島津義久ニ
謁ス、……………一一二

廿二日
羽柴秀吉、美濃河渡、呂久等ノ渡ヲシテ、渡舟ノコトニ精勵セ
シム、……………一一三

紀伊根來雜賀等ノ一揆、再ビ羽柴秀吉ノ屬城和泉岸和田ヲ
襲フ、○守將中村一氏等、逆ヘ撃チテ之ヲ卻ク、……………一一四

羽柴秀吉、播磨ノ藤井與次兵衛ニ命ジテ、船ヲ攝津木津浦ニ
……………

廿三日

繫ギ、以テ紀伊根來雜賀一揆ノ大坂來襲ニ備ヘシム、……………一四一

本願寺光佐、如顯使ヲ羽柴秀吉ニ遣シテ、物ヲ贈ル、……………一四一

羽柴秀吉ノ老臣淺野長吉、長政書ヲ蜂屋五郎助ニ遣リテ、近江
諸職人ノ諸役ヲ免除センコトヲ囑ス、……………一四二

徳川家康、近江石部ノ一揆ニ答ヘ、所在ノ衆ヲ糾合シテ、忠節
ヲ致サシム、……………一四四

徳川家康、近江信樂ノ多羅尾光俊ヲシテ、其所領ヲ安堵セシ
ム、○其子光雅ニモ亦山城ノ地ヲ與ヘンコトヲ約ス、……………一四五

羽柴秀吉、池田勝入恒興ノ母養徳ニ書ヲ遣リテ、勝入等池田氏
一族ノ尾張犬山城略取ノ功ヲ賞シ、尾張ヲ勝入ニ、美濃稻葉
ヲ其子長吉ニ與ヘンコトヲ約ス、(羽柴秀吉書狀)……………一四七

徳川家康、尾張熱田大宮司千秋喜七郎ニ替地ヲ給ス、……………一四八

美濃遠山ノ遠山半左衛門尉等、森長可ノ屬城同國明知ヲ攻
ム、○徳川家康、之ヲ褒ス、○家康、半左衛門尉ヲシテ、其本領ヲ
安堵セシム、……………一四八

小早川秀包、元總備後世羅郡ノ地ヲ嚴島社ニ寄進ス、○桂廣繁、
之ヲ同社ノ野坂元行ニ報ズ、……………一五一

廿四日 徳川家康、尾張小幡、比良等ニ砦ヲ築キ、本多廣孝ヲシテ小幡
ヲ、森川氏俊ヲシテ比良ヲ守ラシム、○松平家忠、比良ノ砦ヲ
修ス、……………一五三

揖斐政雄、奈良良郷ニ砦ヲ構フ、

龍造寺隆信、島津義久ノ弟家久及ビ肥前日野江ノ有馬鎮貴
晴等ト、同國島原ニ戰ヒテ敗死ス、(龍造寺隆信書狀)……………一六一

廿五日 羽柴秀吉、山城山崎城ノ天主ヲ壞ツ、……………三六六

徳川家康、尾張羽黒ノ戰勝ヲ下野皆川ノ皆川廣照ニ報ズ、……………三六七

廿六日 羽柴秀吉、佐竹義重ニ上國ノ形勢ヲ告グ、……………三六八

美濃兼山ノ森長可、遺書ヲ尾藤甚右衛門ニ送リテ、後事ヲ託
ス、……………三七〇

廿七日 本願寺光佐、顯長宗我部元親ノ使ヲ見ル、……………三七三

美濃竹鼻ノ不破廣綱、羽柴秀吉ノ動靜ヲ徳川家康ニ報ズ、○

家康、之ニ答フ、……………三七四

廿八日 羽柴秀吉、尾張ニ出デ、樂田ニ陣ス、○徳川家康、清洲ヨリ小牧
ニ入リテ之ニ對ス、○織田信雄モ亦伊勢川内長ヨリ之ニ赴
ク、……………三七四

榊原康政、檄文ヲ發シテ、秀吉ノ罪惡ヲ舉グ、

美濃脇田ノ吉村氏吉、今尾ノ市街ヲ燒ク、○織田信雄、其功ヲ
褒ス、……………四一二

筑後高良山玉垂社大祝鏡山宗善夫妻、同國邊春ニ戰死ス、○

大友義統、其功ヲ賞シ、其男某ニ同國三井郡五日市等ヲ與フ、……………四一二

廿九日 羽柴秀吉、尾張大縣社ニ禁制ヲ下ス、……………四一五

徳川家康、近江多賀大社町ニ禁制ヲ下ス、……………四一六

惟住長秀、羽柴秀吉ニ答ヘテ、和泉ニ於ケル戰勝ヲ賀シ、併セ

テ北國ノ情勢ヲ報ズ、……………四一六

是 月 肥後ノ僧某、延曆寺戒壇院ヲ再興セントシテ、同國ニ勸進ス、

○青蓮院尊朝法親王、之ガ縁起ヲ草シ給フ、……………四一八

羽柴秀吉、尾張黒田社、美濃崇福寺等ニ禁制ヲ下ス、……………四一九

羽柴秀吉、諸軍ニ令シテ、亂妨狼藉ヲ戒ム、……………四二一

池田勝入、恒美濃西圓寺ニ禁制ヲ下ス、……………四二三

織田信雄、近江多賀社及ビ其町屋ニ禁制ヲ下ス、……………四二四

是 春 誠仁親王御生母萬里小路房子疾ム、○和仁王御生母勸修寺
晴子新上東門院モ亦疾ム、……………四二五

四月

一日 信濃屋代ノ屋代秀正、上杉景勝ニ背キ、同國海津ヲ去リテ、荒
砥ニ據ル、○景勝、岩井信能等ニ命ジテ之ヲ撃タシム、○景勝、
自ラ信濃ニ出ヅ、……………四二六

是月、新發田重家、景勝ノ屬城、越後笹岡ヲ攻ム、

上杉景勝ノ將須田左衛門佐等、信濃丸岩、三原ヲ攻略ス、○景
勝、之ヲ褒シ、且左衛門佐ヲシテ、元ノ如ク、同國麻績ヲ守備セ
シム、……………四三一

信濃木曾ノ木曾義昌、其屬城同國贄川ノ守將奈良井治部少

二

日 輔ヲ斬ル、○贄川又兵衛等、義昌ニ叛キ、同國松本ノ小笠原貞
慶ニ内通ス、○貞慶、又兵衛ニ地ヲ與フ、……………四三三

誠仁親王王女、逝去アラセラル、……………四三四

羽柴秀吉、近江長濱町人ニ命ジテ、歟二百挺ヲ同國坂本ヨリ
尾張針床ニ運送セシム、……………四三六

信濃木曾ノ木曾義昌、同國黒澤、兒野等ノ郷民ニ令シテ、軍功
ヲ致サシム、……………四三七

三

日 羽柴秀吉、伊東長實ニ地ヲ加フ、……………四四〇

京都上京、羽柴秀吉ニ物ヲ贈ル、○秀吉、之ニ答フ、……………四四一

北畠朝親、徳川家康ニ南海ノ形勢ヲ報ジ、伊勢ノ地ヲ返付セ
ラレンコトヲ請フ、……………四四一

大友府蘭義鎮宗麟、國政ニ關スル意見十四條ヲ老臣志賀道輝、田

原親家ニ寄セテ、其旨ヲ義統ニ傳ヘシム、……………四四三

大友義統、長野勘七郎ヲシテ、豊後龍ヶ鼻ニ在番セシム、……………四四五

四

日 織田信雄、徳川家康ト共ニ、保田佐久安政次ヲ招ク、○之ニ書

ヲ與ヘテ、紀伊根來衆ト事ヲ計ラシム、…………… 四四六

織田信雄、尾張知多郡ノ地ヲ永田久琢ニ與ヘテ、軍忠ヲ勵マシム、…………… 四四八

織田信雄、舊ニ仍リテ、尾張熱田社領ヲ不入ト爲ス、…………… 四五〇

常陸府中ノ大掾清幹、行方幹佐ノ軍功ヲ褒ス、…………… 四五一

信濃松本ノ小笠原貞慶、上杉景勝ノ屬城同國麻績、青柳ヲ攻ム、○之ヲ攻ム、…………… 四五二

五日 上杉景勝、越後天神山ノ守將清水内藏助ニ、信濃ニ出馬セルヲ報ジ、鎮定ノ後ハ、越後下郡ニ出陣スベキヲ述ブ、…………… 四五五

伊達政宗、相馬義胤ト陸奥金山ニ對陣ス、○蘆名盛隆、其將須江彈正左衛門尉ヲ遣シテ、政宗ヲ援ク、○政宗、之ニ答フ、…………… 四五六

織田信雄、美濃今尾城森寺跡職一圓ヲ吉村氏吉ニ與フ、…………… 四五七

伊豆韮山ノ北條氏規、朝比奈泰勝ニ報ジテ、北條氏政、同氏直父子ガ救援ノ意アル旨ヲ、徳川家康ニ通ゼシム、…………… 四五七

大友義統、豊後杵原八幡宮大宮司賀來某ヲシテ、同社造營用…………… 四五七

材ヲ、同國由布院六所ニ於テ伐採セシム、…………… 四五八

島津義久ノ將島津忠長、伊集院忠棟等、肥前高來ノ諸城ヲ降

ス、○井福、神代ヲ收ム、…………… 四五九

是月、吉利忠澄等、肥後ニ戰フ、

七日 羽柴秀吉、洛中洛外ニ於テ、京都米座ノ外ハ米ヲ、同錫座ノ外

ハ錫ヲ賣ルヲ禁ズ、…………… 四六四

本願寺光壽、教如、近江瀬田及ビ山城宇治ニ遊ブ、○京都ニ之ク、…………… 四六六

羽柴秀吉、尾張曼陀羅寺ヲシテ、其寺領ヲ安堵セシム、…………… 四六六

羽柴秀吉ノ將羽柴長秀、長秀、筒井順慶等、織田信雄ノ屬城伊勢

松島ヲ攻ム、○守將瀧川雄利、城ヲ致シテ去ル、○秀吉、八重羽

左衛門尉等ヲシテ、之ヲ守ラシム、○長秀等、尾張ニ入ル、…………… 四六六

八日 京都ノ奉行前田玄以、羽柴秀吉ヲ尾張ノ陣中ニ見舞フ、○京

都ヲ發ス、…………… 四九二

羽柴秀吉、惟住長秀ニ答ヘテ、尾張、伊勢等ノ戰況ヲ報ズ、…………… 四九二

羽柴秀吉、生駒親正、山内一豊、矢部善七郎等ヲシテ、尾張柏井

ノ森川屋敷ノ砦ヲ、一柳末安ヲシテ、酒井七郎左衛門屋敷ノ
 砦ヲ守ラシム、○末安ヲシテ、又森川屋敷ニ移ラシム、……………四九四
 美濃遠山ノ遠山半左衛門尉、同國岩村ヲ攻ム、○家康之ヲ褒
 ス、……………四九六
 龍造寺政家、筑後柳川ノ鍋島信生直茂ニ誓書ヲ與フ、……………四九七
 九日 吉田兼和、使ヲ遣シテ、羽柴秀吉ニ破ヲ贈ル、○使者、尾張ヨリ
 京都ニ還ル、○兼和、參内シテ、尾張ノ戰況ヲ奏ス、……………五〇一
 羽柴秀吉ノ將三好秀次、池田勝入、恒興森長可等、三河ニ出デン
 トス、○徳川家康、尾張長久手ニ襲ヒテ、之ヲ破ル、○勝入、長可
 等戰死ス、(長久手合戰圖 池田勝入畫像)……………五〇三

(目次終)

大日本史料 第十一編之六

正親町天皇

天正十二年甲申

三月小 戊寅朔 盡

十七日、甲午羽柴秀吉、伊勢神宮ニ遷宮ノ用途ヲ上リ、慶光院周養ヲシテ
 上部貞永ト共ニ遷宮ノコトヲ計ラハシム、

〔慶光院文書〕四

わさと申候、いせ御せん宮の事、すかちちおもひさち、まけ五千くむんの分
 よ、きり紙貳百五十枚、(上部真卷)うさへまわさし、やうさい申ふくめ候てつういし候
 よろつうとへどそのやうさんう候て、よきやうよささあるへく候、おを
 くくいしをりさまで申へく候、かしく、

三月十七日

ひて吉(花押)

(編者)

之柴ちくせん守

周養上人

ひて吉

天正十二年三月十七日

一

錢五千貫
ノ二分ニ
金二百五
十枚ヲ渡
ス

秀吉金子
八十五枚
ヲ渡ス

天正十二年三月十七日

〔松本文書〕

○京都帝國大學所藏文書所收

天正拾二年三月十七日、（山）山よて、金子八十五枚御わさし候、うれを外宮に四拾貳枚うけ取申候、金子とらひくち、

一 參拾五枚

頭工ウゝへ

一 參枚

御萱料

一 貳兩

御てうのとしめ祭の時

一 貳兩

（雲形）うんきやう料

一 壹枚五兩

宮ろのふえん

一 八兩

大工補任料

一 參兩

心の御柱料

一 壹枚

鍛冶

右之分合四拾貳枚拂申候、

一 此外壹枚はる料

一 貳枚分米よて、上部越中守殿頭工へ御渡し候、

一 五枚四兩、上部越中守殿京へ御渡し候、

内裏様よて陣座祭御神事料御たうら物并金物、祭主、（大田原殿忠）

外宮長官

正月廿八日

貴彦判

稻葉勤右衛門尉殿

牧村長兵衛尉殿 御兩所

〔外宮引付〕

天正十二年三月廿三日、羽柴筑前守殿ヨリ正迂宮之金子、

兩宮、江五百枚、八千石、上部越中殿、周養上人、江渡御置候、

但先八十八枚ワタリタルヲ、兩宮へ半分ツ、外長官ニテワケラレ候、

筑前殿ヨリ被仰出候ハ、江州土山ニテ三月十七日ニ被仰出候テ、先八十五

枚御ワタシ候也、

〔天正年中記録〕

正遷宮

天正十貳年三月吉日

一 上部越中守殿、并 周養上人、并 神主衆各々、權任衆、并 易屋御出よて候、秀吉

さゝぬヨリ、正遷宮之儀ニ付、金八十五枚參申候、上部殿則封ヲ御きり候、次

天正十二年三月十七日

金子五百
枚、千石
ニ在リ

秀吉土山

天正十二年三月十七日

四

長官殿原清助ひらき申候て、(に此カ)うらへ申候、御くちよて兩宮わわり申候、外宮四十貳枚、内宮四十三枚參申候、則長官の御あつけよて候、

一作所樽 一荷、名吉五ッよて、越中守殿參申候、

一頭衆のこゝけ申候、

一廿七日、頭衆の文はらひし申候、則三頭大夫御返事、

一廿八日、三頭大夫殿まで使はらひし申候、よりあひ御座おく候間、(以下)關ク、

一廿九日、越中守殿參申候へど、若來御座候間、上部殿之内(幕)にて殿の懇こ申置候、

一同日、三頭大夫殿より文御返事有之、樽 一荷、うつお 一連、はらひし候、夜五

ツころころへり申候、

一卯月、頭衆へ越中守殿ヨリ文有之、并 作所之文相副申候、此使勘三郎遣し

申候、則頭衆ヨリ御返事候、

同日、秀吉さむヨリ文、又 越中守殿文參申候、佐久目二郎右衛門尉御もち

候て御渡也、

一十四日、晚こ上部殿松加嶋ヨリ御歸候、則越中守殿ヨリ使有之、則世木與

左衛門尉はらひ申候也、

一十五日、朝、頭衆へ文はらひし申候、

一十五日、四ッ過こ、小工清二郎、仁衛門尉兩人參申候、其次與左衛門尉參申

候て、慶光上人のこく申定候由申候處こ、内朝直、完彦の御出候て、慶光院

上人のこくと御申候間、則外五殿の參申候へど、貞副、新入御わさり候、萬

々談合申候處こ、内宮作所并周養上人御越し候て、とすこ申候、金廿枚御

渡候間、以吉日頭衆各々渡可申候、外宮作所一枚まつく御渡候、則日

時より申候て、頭衆、頭代、小工の日申遣候付て、萬々あよると申候へ共、慶

光上人のこく申定候、此金廿三貫文と越中守殿御申候へ共、新入廿貫文

可然候間、其分相定候、金成共、代物成共、其時ノそうと可然候由申定候也、

一十六日、鍛冶の三千貫文よて相すこ申候よし、文はらひし申候、

一同日、頭衆の金子十七日、渡可申候よして届申候、

一十七日、朝、新入ヨリ文有、金御渡無御座候の、内宮山入まつくいり可

申候よし申來候、御返事候、

一山口祭之事、頭衆ヨリ文參申候、則此之儀越中殿へ申候へど、此文越中守

天正十二年三月十七日

五

天正十二年三月十七日

六

殿ニ御おた候間、重而上部殿へ可申候間、まつ五殿へ參談合申候へと、

五殿作所の物語候、昨日夜、朝直よて、三頭大夫申され候、

山入祝とて申され(候脱カ)と御申候間、さて吉日作所取申候、廿一日定候、酒肴祝
三千貫文内あり、御巫三千貫文之内也、

一同日、鍛冶ヨリ文參申候、こくひ、又、流ち萬々之儀申來候間、是三千貫文之
内よて候(候脱カ)、頭衆と(候脱カ)り申候へく候由申候、御返事然候、

一 鍛冶衆ヨリ申され候事、其方頭衆不申候へく候、

一 十九日、鍛冶作所の樽一荷 鯛一ヶよて、禮と參申候、其時山口祭廿一日
よて候間、其分心得られ候へく候よし申候、

一同日、子良館ヨリ一書參申候間、此之段越中守殿へ申候、子良館ノ文我文
相副申候へと、留守よて御返事無御座候、

一 廿日、六殿へ各々めし御座候、

六殿へ少申度事候、與左衛門尉遣し申候へと、越中守殿子良館之事、清順
上人○コノ次一
枚脱落カの

一 卯月廿二日、頭衆より御山入日時之事申來候、廿六日朝卯、夕七比こよく

候、折紙遣し申候、

一 廿三日、寄合候いんよし候處こ、そ殿主助殿ひろ之儀候て、其日のひ申
候、

一 廿四日、頭衆、頭代、小工寄合候、山路分口之儀、色々申と候てすと不申候て、
其日立くれ候也、作所いけん候へく候由、各々申され候へ共、其日不申候、

一同日朝、五殿新入ヨリ口ぬき之事、先度一枚御渡候金口ぬき之由、御申候
間、心得申候由御返事申候、

一 廿五日、頭衆い分口之儀、清順上人之時、頭衆三貫八百文、頭代二貫三百卅
二文、小工貳貫文、是作所記録御座候由申遣候、小工より申候用い、三貫六

百文と申來候、頭衆四貫文と申され候、廿五日、廿八日まてたしりある御
返事あく候、

一 廿八日、六ッ比こ一頭、三頭參り候て、作所記録兩人御目うけ申候て、頭前
すと申候、

一 廿五日、頭衆、小工い、さいく、甚衛門尉、與左衛門尉兩人遣候へ共、あよと
を御返事あく候て、文流うじし申候て、廿八日夜すと申候、御祝之儀申さ

天正十二年三月十七日

七

天正十二年三月十七日

八

れ候へ共、作所記録こゝ見へ不申由の返事、兩人に申候、この段小工與五郎懇こき、申候、

一廿九日、小工與兵衛、仁衛門尉、與五郎、七殿、仁御座金頭衆御渡候て、小工こ御きらせ候て可給候由申來候、

かさおし

一五月二日、頭代三人ヨリ使、北馬尉殿より七衛門尉、そ孫ヨリ孫衛門尉、頭大夫殿ヨリ一人、先度頭衆ヨリ申來候分、作所御申候之段よて候よし、御申候と申され候、其分よて御座候哉、頭代三人使へ申候、作所返事、さやう之儀よてあく候、頭衆作所記録見られ可申候由申され候間、見せ申候、うくはよく申候、一圓うさおしあど申儀無是候、使うへり申候、

一同月四日、そ孫孫衛門尉方へ、館孫二郎使申候へと、則孫衛門尉參申候、内儀頭代之衆、山入のひ申候へと、神無勿躰候間、能々御心得候て可然候と可申候、今日中嶋こも參り候間、其段可申候由申候て、うへらま候、同日晝頭代三人使うくのことくよてのすま申間敷、作所の書物よて、此方三人之儀存不申候由申來候、則小工に此段可申候由、頭代使申來候間、此上の作所各々えたいたるるく候也、

一五月五日、三頭大夫館に禮參候て、よろつゝ之儀申候、然と頭衆に山入さいそく之儀申候て可然候由申され候間、作所同心候也、

一六日、頭衆折紙よて、殿原與左衛門尉使こまじし申候へと、其日談合候頭衆三人ヨリ、頭代あよりと申され候間、のけ申候て參候へく候哉、作所御異見え、ひこ申され候、作所ヨリ御返事、各々談合尤候、小工衆晚景參申候て、各々金子より申候て可參、仁すま申候由申來候、

木本祭

一金子五枚、諸祭神此木の三本祭、ハ山口祭作所へ、同日、鍛冶衆參申候て、小くひ、はち之儀申來候、各々ヨリ頭衆に申され候へく候、我(等脱カ)よりよ可申候、

一五月十日、七殿御座金子、頭衆ヨリ各々請取こ參申候、作所申候ハ、各々談合候て、御うけ取尤候、

材木宮川ニ著ク

一七月六日、御材木宮川に御はき候、大工與兵衛方申來候、則上部殿に與左衛門尉遣し候、并新入に御狀遣し候、

一同日、日時之儀、禰宜衆館に申候て、御談合申候へと、長官并二殿、三殿次第と御申候、貴彦に使辰彦、堯彦兩人各々ヨリ使也、貴彦晚景御返事申候て、

天正十二年三月十七日

九

京之儀申遣し候、

同日、晚景、越中守殿と談合申候へ、長官一人ふんるちあく候よし尤候、先々例之とく可然候へん哉、さやうにて祭主殿に文遣し可申候由、御申候間、さて越中守殿ヨリ祭主殿文參申候、

一七日、源七郎彌宜に遣し申候、并内宮作所にも申遣し候、

同日、御材木之ゆりの木、源（七郎方）□□（以下）

木きり申度候由、越中守殿ヨリ申來候、則長官同心也、そ之木ヲ、（以下）

一八日、上中之郷ヨリ、すちういとしく候間、宮木二郎申上げた候よし申來候間、同心申候、

一八日、鍛冶衆參申候て、内宮之儀鍛次（右）一枚渡申候由申來候、外宮も同前之儀候間、御渡候て可給候由申來候、作所頭衆に申され候へく候由、御返事、又晝過こ、内宮四頭代にこひ申候へ、一枚渡申候、是ハ廿枚之外よて候よし申來候、さやう候へ、越中守殿他行よて候間、御歸宅之刻、其方ヨリ申され候へく候、

一七月九日、新入ヨリ使御座、遷宮之金一ツ四十五文御とり候、是御材木之

引申候り、さね、中食ニ渡申候、西川原、宮後、御材木引衆渡可申候、

同日九日、御材木三本引、

作所ヨリ越中守殿樽一荷遣し申候、是宮中よて遣し申候、

一七月十日、上之郷御材木三本引、上之郷申候、中嶋も入申候也、

一七月十二日、日時内宮上人ヨリ、兩宮と御座り、くさり申候り、上人狀よて

よて調り、さく候よし申候て、さくとし申候へ、勘文可給候由、申遣し候、

一十三日、内宮作所より勘文うけし、又御狀副申候て、神主中へふり申候

へ、各々御返事無御座候間、晚景新入に談合候、

羽柴秀吉、伊勢岩手ノ田丸直息ニ書ヲ與へテ、織田信雄ノ屬城同國松島攻圍ノ策ヲ授ク、

〔寸金雜錄〕 三

今度者、其許之儀ニ付て、御馳走之旨、聞届申候、仍松ヶ島取卷事、大形以書狀申、各相談候間、堀柵を付、一人も不北様可被仰付候、船手之義者、九鬼（嘉隆）、其方此人數以、船を寄、これも柵もろりを結せて、不北様ニ可被仰付候、猶追而可申上候、恐々謹言、

船手ハ九
鬼嘉隆ト
田丸直息ト

天正十二年三月十七日

申刻

羽筑

一二

三月十七日

秀吉(花押)

田丸殿 御宿所

○羽柴長秀等、松島ヲ攻ムルコト、四月七日ノ條ニ見ユ、

美濃兼山ノ森長可、尾張羽黒ニ陣ス、是日、徳川家康ノ先鋒酒井忠次、奥平信昌等、攻メテ之ヲ破ル、

〔總見寺文書〕張○尾

半兵衛御一書之趣、何モ其覺悟仕候、由斷無之候、委曲之段祝彌三郎申進之候、

三月十六日

信雄(花押)

家康様

〔尾張徳川文書〕

今日羽黒乗崩、數多討捕付而、早々示給候、爲悅之至候、然者甲賀之儀、皆々山上御通路相止之由、彌以大慶候、尙追々可蒙仰候、恐々謹言、

三月十七日

家康(花押)○本書宛
所切取ル

甲賀ノ通
路ヲ止ム

池田元助
森長可
黒陣ス
家康討餘
人ヲ取
ルト稱ス

〔佐竹文書〕

五乾

同十七日、尾濃之境羽黒と號所、池田紀伊守、森武藏守楯籠在之處、押寄即時

乗崩、千餘人討捕候、彼兩人等敗北、前代未聞之躰候、○上下略、三月二十五日、

全文ハ本月二十五日ノ條ニ收ム、

〔佐竹文書〕

五坤

去比中河市介被差越候處、自中途罷歸候、其表様子先書申達候間、不及重說候、將又此表被致出馬之儀、羽柴筑前餘と恣之振廻、甚以不儀之動共、背仁道候間、爲可有退治、(近カ)信雄、家康被申談上洛候、行之様子諸方被任存分候、去十七日到于濃州口被動候所、境目羽黒之地と池田紀伊守、森武藏守被持出、(ト)構候間、以先勢即刻乘破、敵千餘被討捕之候、右之兩將敗北比與前代未聞候、中々捨儀不及一防戰逃散之間、兩人不被討留候事無念不過之候、依右之威風地利三ヶ所自落候、○下略、三月二十五日附、皆川廣照宛、大久保、忠隣書狀、全文ハ本月二十五日ノ條ニ收ム、

〔家忠日記〕

三

三月十七日、甲犬山表へ働候、森武藏守もち候屋敷押破、敵敗北、三百餘討捕、家中へも十五人うち候、

十八日、乙幡本清須へ出仕候、

天正十二年三月十七日

一三

家忠清洲
ノ旗本ニ
抵ル

信昌長可
入ノ陣ニ突

大須賀康
高橋原康
政モ參加ス

野呂助左
衛門
同助三

天正十二年三月十七日

一六

許よてひるへる真中へ、真黒も突てかゝ、兩陣互に黒煙滾立挑戰、森を
心剛に能勇士多あり、味方急に採立し、足立立、羽黒の内
へ引入處を、息をもく、犬山近邊までをしる、討を、敵悉く敗
走し、爰にしまよて、五人三人返し合、うさる、者多かり、大須賀、神
原等、うひるへる陣の前、沼有る、よめて、急かゝる、事を得、さ
くさる、うち、沼を、ぬき、馳加りぬ、其後、追々、味方、馳加りたる、間、敵の、彌氣
を失ひ、味方は、彌力、得、勝、乘、北、追、羽黒、乃、東山、き、い、ひ、して、野呂助
左衛門、尉、取、て、歸、し、ま、い、らく、鎧、合、せ、戦、ひ、討、死、を、き、ま、り、たる、長子、野呂
助三、の、夢、も、ま、ら、に、五、六、町、を、退、し、處、に、助、左、衛門、尉、馬、取、の、者、見、え、り、助
三、呼、寄、て、父、の、行、衛、い、る、ふ、と、ふ、ま、さ、い、候、貴、殿、を、尋、跡、ま、い、て、見
返、し、退、給、ふ、を、敵、六、七、騎、追、る、山、際、を、の、く、母、衣、武、者、の、出、し、見、ま、り
さる、野呂助左衛門、あ、た、る、武、も、後、を、見、せ、候、者、の、形、引、返、し、勝、負、し
給、へ、と、云、し、處、に、此、小、刀、形、見、え、子、共、の、方、へ、と、計、被、仰、面、も、ふ、ら、に、引、返、し
討、死、し、給、ふ、也、い、れ、ば、御、退、候、へ、と、諫、ま、し、を、の、存、分、の、似、合、さ、る、ま
と、云、鬢、の、髮、ま、き、り、妻、の、方、へ、汗、巾、を、母、の、方、へ、と、て、小、姓、に、渡、し、何、を、退、候、へ

勝入元助
父子稻葉
一鐵等
犬山段ノ

陣ヲ段ノ
上ニ移シ
テ家ヲ
兵ヲ待ツ

と云きて、助左衛門尉討せぬる所へ心さし歸し行々を、敵を、進、ま、來、る
により、合、り、し、ら、み、渡、し、合、せ、先、み、進、ま、る、馬、上、に、流、息、を、も、さ、せ、に、突、落、し、首
み、ち、切、て、り、助、三、若、黨、一、人、を、う、く、走、著、て、御、手、柄、お、い、し、ま、は、に、ま、り、
も、と、や、御、退、候、へ、と、再、三、申、せ、共、流、息、の、を、此、首、持、て、武、州、み、見、せ、候、へ、と、て、
鎧、を、持、て、ま、い、れ、と、敵、の、方、へ、行、々、る、處、に、十、六、七、騎、追、り、來、り、し、流、息、二、人
突、伏、し、り、共、後、より、股、を、ま、へ、ら、終、り、討、を、み、たり、犬山より勝入父子、稻葉
伊豫守、子息、右、京、亮、郡、上、の、兩、遠、藤、都、合、其、勢、三、萬、餘、騎、犬山段の下、陣、を、備
へ、有、り、る、武、藏、守、敗、北、の、よ、し、に、聞、是、よ、り、か、い、て、合、戦、を、挑、み、決、勝、負、と
勝、入、身、に、捫、て、勇、し、う、と、を、誰、や、ら、む、勝、入、の、陣、に、掛、塞、し、る、の、競、ひ、來、る、旗、先
み、か、り、な、り、利、あ、り、る、へ、し、此、勢、上、の、段、へ、引、ら、る、陣、を、備、へ、て、御、待、候、へ、
敵、勝、み、乘、て、か、い、來、り、候、ん、時、待、う、け、合、戦、は、し、ま、さ、は、十、八、九、勝、利、流
得、へ、く、候、と、い、へ、と、尤、也、と、て、段、の、上、へ、勢、引、上、待、居、り、一、番、合、戦、を、と、稻
葉、仕、ら、ん、と、鎧、玉、取、二、三、つ、と、ら、し、老、の、波、血、の、川、に、湛、へ
んと、云、つ、と、大、は、笑、し、り、若、武、者、共、も、一、き、の、浮、や、り、み、成、て、待、り、け、り、家
康、卿、の、敵、段、の、上、へ、引、上、勢、備、へ、る、を、聞、給、ひ、て、我、先、勢、の、者、と、も、凱、歌、を

天正十二年三月十七日

一七

家康兵ヲ
小牧ニ收ム

信昌ヲ賞ス

長可ハ未
ダ若輩

天正十二年三月十七日

一八

唱へ、さゆと引取候へとて、九八郎うへ、天野佐左衛門尉等汝遣し制し給へり、頼而勝時汝は者候たるふ、段の上の備よりも時汝合より、かくて小牧山さして勢汝入給へり、段のうへの勢も打納みたり、此節九八郎粉骨汝はくし、勇士の武藏守汝敗北せし先、首數二百餘討取て、家康卿之實檢お備ふ、家康卿感悦大うさからしして、御前近く召出さき、汝う動今おとし先、先年長篠籠城之時、大軍汝引受、一度乃おくを汝ごらし、後詰汝待うけ、終お運汝ひらき、武田勝頼汝敗北せし先、武功乃程汝感し給ひ、信長公感悦のゝまりお、汝う名汝呼て、武者之介と付給ひし事、辭言からし、今度又勇士の武藏守汝敗北せし先、事、偏お九八郎う武功お有と仰らる、即大一文字の腰物汝給り、彌可抽忠功之旨、惴詞少うらし、○中略、家康、蟹清水以下ノ城砦ヲ築クコトニカ、ル、本月二十四日

評曰、森武藏守其以前二三度得勝利事、對小敵の事也、父の武勇お續て、若年より父お似たる事有と沙汰せし處、武勇の佳名且々出來、鬼武藏おと云出ぬ、加様之事有しおより、其勝手汝大軍おゐてし、若き故也、家康卿の、武田と年久しう戦汝挑と合、其功莫太也、其武功の程汝、森も深く

勝入長可
ハ武勇ニ
誇リテ敵
ヲ侮ル

汝、し、羽黒の郷中お在て、弓鉄炮汝出し、滋お付て寄來る敵をうせ、日をくらし、夜合戦を望お、縦大軍よりと云とも、打おやま、汝事も有へきよ、小勢お、郷中汝出とを、八幡林お陣汝備へし事不覺也、又尾藤甚右衛門尉う素性、敵を侮り武勇お慢氣ゐる者也、武藏守と氣象同じ、是汝森う横目うてらお合力を給ひし事、秀吉卿の越度よて侍るへしや、翌日十七日、秀吉卿より飛札到來し制し給ふ、敵縦合戦汝挑まんと催し仕懸候共、必陣汝堅してた、うのされと也、其狀曰、
態令申候、然者信雄、家康雖望挑合戦、必不可應其機候、殊池田勝入、森武藏守の、前々侮於敵、武勇おおあり付たる人候條、能諫可申候、其段肝要候也、
謹言、

三月十三日

秀吉在判

尾藤甚右衛門殿へ

如此制し給ふ、如案以小勢戦於多勢、執越度事無是非次第也、是孟子う寡の固お不可敵衆と有し、金言を不知故とて、秀吉千悔限おし、

〔小牧御陣長湫御合戦記〕一同十七日、勝入婿之森武藏守長可、勝入ノ一昨

天正十二年三月十七日

一九

長可羽放
火近ニ放

八幡林ノ
鳥居前
ニ陣ス
酒井忠次
攻ノ令
下ノ令

長可進出
ス

信昌突擊
ス

忠次長可
ノ側背ヲ
突ク
長可犬山
ニ退却ス
忠次等追
撃ス

天正十二年三月十七日

二〇

日ノ燒働ヲ嫉ミ、從秀吉卿之御目付尾藤甚右衛門ヲ相伴ヒ、羽黒近邊焚働被仕候、家康公御覽被成、能仕物成トテ急御出被成、路ニテ榊原小平太ヲ召、其方人數ハ參候哉ト御尋候得者、少々參候、追々可致參著由申上ル、其内酒井左衛門尉忠次、奥平九八郎信昌、○池田氏家譜集成所收池田記コノ次ニ、松平紀伊守家信ヲ加フ、大須賀五郎左衛門、丹羽勘助氏次、以上押掛申候、武藏守ハ若年、尾藤甚右衛門モ京邊播磨、備前杯ノ仕能弱敵ヲアイシラヒ付、其勝手ニテ功者ノ三河侍ニ當テ、羽黒ノ郷ヲ出、八幡林ノ鳥居前ニ備ヲ立、小川ヲ阻テ、散々ニ弓銃炮ニテ討合申候、酒井忠次采幣ヲ振り、敵羽黒ヲ片取備フタラフ、不見六ヶ敷ニ備ヲ推爲出ハ、知謀無敵ノ上方武者、弓箭ノ道ハ知ル間敷ソ、平攻ニ攻テ討取候得ト下知仕候、武藏守ノ使番鍋○池田氏家譜集成所收池田記作ル、田内藏允ト申者、淺黃羽織ニ一ツ引付、歩者十四五人召連、備前ニ罷出下知仕ヲ、奥平信昌打見テ、何様能敵ソト思、討落セト下知仕候、侍共十人計ヒタノト從馬下立、銃炮ニテ討候テ、内藏允ヲ討落ス、武藏守見テ、采ヲ腕ニ貫入テ、手銃ヲツ取、内藏允カ弔ヒ働可仕ト進ミ出候、尾藤モ知無大將ニテ候故、目ノ前ニテ味方ヲ討セ、恠ル所ニテ有間敷、掛レノ

ト揉立候ニ付、長可備モ、尾藤備モ旗色モメ申候ヲ見テ、信昌馬ヲ引寄打乘、腰ニ爲付テ、磨ヲ貫、一振り振、一同ニ掛リ候得ト下知ヲ而、真先ニ乗出ス故、九八郎手勢千餘川ヲ越、森、尾藤三千ノ備ノ真中江、真黒ニ突テ掛リ申候、酒井忠次是ヲ見テ、奥平討スナト、二千餘奥平ニ先立ト乗出ス、森長可モ、尾藤モ、方々上方ニテハ武變仕、名高キ侍ニ候故、左右ニ目ヲ配テ、弓銃炮手前ニ曲シ、矢種ヲ不惜射立ル事、雨ノ降如ク候共、信昌千餘ノ兵杉成ニ成テ、真黒ニ鎧ヲ入、兩陣地烟ヲ蹴立テ支江戰、武藏守ハ父三左衛門武勇ヲ繼、鬼武藏ト被謂候程ノ强者故、能武者數多持候間、爰ヲ專防戰候、奥平ノ兵共、死ヲ一戰ニ究ント勇ミ進候故、武藏守モ尾藤モ爰ヲ立テ兼、信昌ニ突被立、森、尾藤カ三千餘、足ヲモ不留三町餘、唯一息ニ突被退、羽黒ノ村際迄マクリ被付、村際ニ立、恠テ推ツ被押、暫時計揉合申所ニ、忠次ノ二千餘左ノ方ヲ後江廻シ申ヲ見テ、森、尾藤共、羽黒村ニテ不得留、犬山指テ蜘蛛ノ子ヲ散シ引退、奥平、酒井勝ニ乘、北ルヲ追進申候、大須賀五郎左衛門、丹羽勘助モ追々馳加リ候故、森、尾藤ノ勢共、彼方此方ニテ撃ル者多シ、○池田氏家譜集成所收池田記コノ次ニ、志深キ勇士二騎三騎返合、梶尾大膳、同息平八郎并河源十郎、遠山源内、河合總四郎、一柳五郎、四郎、藥師寺

天正十二年三月十七日

二一

天正十二年三月十七日

二二

權内など、こゝかしこにて討死、井戸小七郎ハ、父井戸瀬兵衛羽黒東山討死のよし聞て、取て返して、敵一人討取て、終に討死、トアリ、衛羽黒東山涯ニテ、武藏守母衣ノ者野呂助左衛門返シ合橋ノ真中ニテ踏留リ、鎧ヲ合候、松平紀伊守家信突掛リ、散々ニ突立テ、終ニ突臥セ、助左衛門カ首ヲ取申候、池田勝入、稻葉伊豫守、遠藤左馬允、其勢三萬餘ニテ、犬山ノ段下江打嵐シ、扣罷有候所ニ、武藏守、甚右衛門敗軍ノ由勝入聞被申、從是掛テ勝負セント勇進申候、片桐半右衛門罷出、家康公勢ハ剛敵ト申、功者ト云、御掛リ候者、必定ヲクレヲ御取可被成候、此御歸ヲ上段江引揚御待候者、十カ八九モ御利運可在由、達テ諫メ申候故、勝入モ最ニテ候ト被申、上ノ段ニ備ヲ引揚待居申也、稻葉伊豫守鎧玉ヲ取、老後ノ思出ニ花々敷一合戰可致ト被申故、若侍共勇ミ進ンテ待居申内ニ、早家康公ノ先手三千程、武藏守、尾藤兩人追立々々馳來ル、勝入數早能仕物ト、ウキヤカニ成待爲懸所、金ノ扇ノ馬印遙ニ見江候ニ付、先手計ニテハ非ス、家康(全カ)ス被向候ソト申、皆々大事ニテ候由、勝入備モ申候、家康公ハ上ノ段江備ヲ引爲揚由御聞被成、勝関ヲ揚ケ引取可申旨、小栗又市、天野周防守ヲ御先手江被遣候、奥平、酒井兩(所カ)ニ備、一同ニ勝関ヲ作テ早々引取候、榊原小平太人數ヲ待

山勝入上等ノ犬
段ノテ忠
次等ノ來
攻ヲ待ツ

金ノ扇ノ
馬印

三河勢ト
上方勢ト
ノ比較

水野勝成
常野ヨリ
清洲ニ赴ク

揃、勝入備ヲ心掛ケ出候得共、勝入犬山江引取申故、小平太モ引取申候、奥平信昌ヲ召出、大一文字御太刀被下、酒井忠次モ左ノ御太刀被下、殊外御機嫌能御座候得之、酒井左衛門被申候ハ、御家中ノ諸士甲州ノ剛敵、小田原ノ大敵ト取合申故、武者押馴申候、長可、尾藤杯ノ小悴目ニ勝候トテ、何程ノ夏可有御座ト被申候、家康公彌御機嫌不斜候、本多平八郎忠勝ハ、今日ノ御一戰ニ逢不申、殘多思、重テノ御一戰待兼申候、乍去上方勢ノ夏、先年越前金崎、江州姉川ニテ信長卿衆ノ逃口ヲ見候テハ、重テノ軍ニ、責テ鎧ヲ合申程、怵候得者能候ト被申候、石川伯耆守數正被申候ハ、惣而上方陳ニ鎧ヲ合申程、怵候事ハ、十度ニ一度モ無之ト承候、御家中ノ諸士ハ、先年味方原ニテ、信玄卿ノ三萬ト立合テ、味方九備ガ八備ニテ鎧合候、加様ノ強キ鎧先ニハ、秀吉卿兎角罷成被申間敷候、乍去後ハ、御和談考申候、皆々如何被思候哉ト被申候、何モ一同ニ聞ユル秀吉卿生捕テ一目見申度ト勇ミ申候、○小牧御陣開書、大抵同ジ、

〔尾州表一戰記〕

久田孫左衛門殘し置、尾州清須へ罷越候、其日羽黒御合戰、權現様思召之

天正十二年三月十七日

二三

天正十二年三月十七日

儘小被仰付、御機嫌殘所無御座、羽黒より清須へ御馬入申候、和泉守澆(て)お
て清須ノ五條之橋、汝越、御迎小被罷出候處、權現様被爲成御錠候者、星
崎表無殘所かせき、其上とこあべの城早場を明、苦勞仕候由被仰出、其後
森武藏羽黒へ罷出候處、御小姓衆計被召連、數多御打取、武藏計御う
させ不被成候よし、和泉守へ被仰出、御馬より御下被成、和泉守召連、清須
御本丸へ被爲入、羽黒よて御打せ候首數多參候、五條之橋より御本丸へ
參候屏之根(首脱カ)ををへ置、中一日御さらさせ、其後長嶋へ被遣候、

〔寛永諸家系圖傳〕九

酒井忠次小平次、小五郎、左衛門尉、左衛門

同十二年(天正)

織田信雄と豊臣秀吉と合戦よおよぶとき、大權現、信雄をまくりんがさめ
よ軍を出したまふとて、忠次よ命せられたる、國家の安危此合戦よあり、
ひとへおなんぢが計策よよるを、忠次あへて辭せよして申さく、某老年
ふおよぶといへども、かよじけなき命をうぶるうへ(は脱カ)他よゆけるを、さふ
あらず、忠次先手よてむうふならむ、百萬の敵といふともおるる、ふたら
せ、ごりりことをめぐらして、うならず勝事を決せんぞ申せ、

同年三月十七日、秀吉の先手森庄藏、三千餘騎よて羽黒よ陣せ、忠次、大權現

〔寛永諸家系圖傳〕六十

奥平信昌九八郎、後美作守、河

同十二年三月十七日

日、大權現、秀吉と兵をうむゆるとて、信昌先登せして森武藏守と尾州羽黒
よたよかふ、敵よ三千餘、味方よむげりに千餘輩、信昌諸卒を下知し、汝きり
よて、則敵を追く汝し、犬山に近邊よ至り、追討て首級二百餘を得たり、大權
現御感あて、大文字の御腰物をせむ、昌○下略、寛政重修諸家譜、奥平信昌、
承能興戰功ありしかば、御前にめされ、無銘の御脇指及び金にて葵の御紋
彫たる御小柄等をたまはり、加藤喜内景藤は、十七歳にして首二級を得て、
御前に出るところ、何者なりと仰ありしとき、信昌が家臣なりとアリ、
たへたてまつる、少年のはたらき奇特なりとて、御筭をたまふトアリ、

〔譜牒餘録〕二十七

奥平美作守

天正十二年

甲申、織田信雄公と秀吉公と御不和

小付、上方大名不殘秀吉公よ相屬し、濃州大垣城主池田勝入謀を以、同國犬

天正十二年三月十七日

天正十二年三月十七日

二八

旗十四五本所々物陰ふ相見へ、清洲海道馬武者往來打續候よし申ふ付、い
りよも其通ふるへきと存候得共、猶念のふめ又物見遣し、拙者も中途迄罷
出候處、物見罷歸、武藏守敗北を承候、其上押勢二ヶ所ふ相見へ候之由申ふ
付、拙者も仕負候てい如何と存、不罷出候趣申上候へ、尤之由秀吉公被仰
候由、是の後ふ承候、寛政重修諸家譜、奥平信昌譜、コノコトヲ載セズ、ナホ
シ、奥平家傳記大抵同ジ、又譜牒餘錄、松平下總守書上異事

〔豊前中津奥平家譜〕奥平氏世家

同十二年甲申年三月、是ヨリ先キ、織田信雄、羽柴秀吉ト隙アリ、諸宿將皆秀吉
ニ黨ス、信雄憤懣、援師ヲ家康ニ乞フ、七日、家康親カラ將トシテ濱松ヲ發ス、
信昌、酒井忠次ト先鋒タリ、十日、尾張津島ニ至ル、敵兵、信雄ノ屬城嶺城ヲ攻
ル者圍ヲ解キ去ル、十六日、家康ノ全軍小牧山ニ陣ス、十七日、早トニ西將森
長可三千餘兵ヲ率ヒ、羽黒ノ八幡林ニ陣ス、家康之レヲ見、先鋒ノ諸將ニ命
シ曰ク、試ミニ一搏セヨ、信昌先鋒ノ第一タリ、乃チ手兵千餘ヲ分ツテ三隊
トナシ、騎士皆馬ヲ下リ、近ク背後ニ牽キ、以テ追撃ニ備エ、水ヲ隔テ矢ヲ放
チ戰ヲ挑ム、家康ノ軍監之レヲ見テ曰ク、馬ヲ背後ニ近ツケルハ走ルノ設

信昌十日
津島ニ到ル

信昌ノ兵
豫メ追撃
ノ用意ヲ
爲ス

信昌ノ部
下

信昌敵ノ
左ヲ突ク

家信ハ敵
ノ右ニ當ル

敵ノ右翼
先ツ崩ル
忠次進撃
ヲ令ス

忠次擬兵
ヲ設ク

ヲナス乎、我カ兵聞カサルマテス、時ニ長可ノ卒長馬上ニ其陣前ヲ周旋シ
テ令ヲ布ク、其狀甚タ勝レリ、信昌ノ曰ク、誰カ渠ヲ討ツ者アラン、奥平喜七
郎聲ニ應シ、銃ヲ放テ之レヲ斃ス、喜七郎及ヒ桑名勝晴、豊田茂左衛門、恩田
半五左衛門、片岡彌右衛門、權田市右衛門、今泉七郎左衛門、原作之右衛門、荒
尾太郎右衛門等二十餘人、機ニ乗シテ水ヲ亂ル、第一隊次キ進ミ、直ニ敵ノ
左軍ヲ衝ク、我卒長菅沼定常其部下ヲ麾テ、銃ヲ劇放シ、應援セシム、之レヲ
見テ、松平家信等軍ヲ進メ、敵ノ右軍ニ當ル、我カ第二隊ハ間道ヲ廻リ、敵背
ニ出ツ、幢主奥平三郎兵衛先ツ我胸赤號ノ旗ヲ建ツ、敵ノ右軍後顧シテ動
ク、忠次軍ヲ麾キ、闕シテ進撃ス、右軍大ニ亂ル、左軍之レヲ見テ亦動ク、我三
隊鼓躁シテ之レニ乗ス、左軍亦沮ス、長可拒ク克ハサルヲ知り、徐ニ麾下ヲ
退ケントス、信昌、忠次、家信ト軍ヲ合シテ掩撃ス、中軍亦潰走ル、我騎士速ニ
馬ニ乗シ、諸軍ニ先タツテ追撃ス、長可屢返戰シ、隊伍ヲ整ントスレトモ、諸
軍之レヲ逐フ事彌急ニシテ、長可終ニ大ニ敗走ス、信昌早ク兵ヲ收メ、忠次
ニ告テ曰ク、憶フニ犬山ノ池田（道地）信輝來リ戰ハン、一旦軍ヲ收メテ可ナラン、
忠次諾シテ退ク、初メ忠次戰場ヲ距ル數町ノ地ニ疑兵ヲ設ク、此時果シテ

天正十二年三月十七日

二九

天正十二年三月十七日

三〇

信昌部下
ノ戦功

信輝カ偵兵高丘ニ在テ、我カ動靜ヲ斥フ、信昌乃チ士卒ニ令シ、進テ犬山ニ向フノ勢ヲナス、信輝疑兵ヲ信シテ進マス、此時家康軍監ヲ以テ令シ、軍ヲ小牧山ニ班サシム、此日奥平貞治、岡定直、岡定雄、同勝正、其子正俊、同與兵衛定正、同勝吉、同勝信、同勝次、生田勝重、山崎勝之、同勝宗、夏日治員、奥平正景、同又由、同市左衛門、片岡次郎、右衛門、生田吉次、山田半之丞、加藤喜内、後藤重三、菅沼勝重、鈴木重正、景山彌兵衛、三宅五郎、右衛門、阿知波久右衛門、黒屋彌平等首ヲ斬ル七十餘級、其他力戦シテ功有ル者多シ、奥平甚三郎之レニ死ス、家康、信昌カ先登ノ功ヲ賞シ、大一文字ノ刀ヲ授ク、山田半之丞、加藤喜内等モ亦賞賜アリ、

〔譜牒餘録〕

二十七
松平下總守

覺

御褒美

山田半之丞

御脇指 磨上、無銘、山田半之丞奉頂戴候、

御小刀御柄 赤銅、紋三有、金

右者、天正十二年尾州羽黒御陣之節、祖父奥平美作守信昌家來山田半之丞

与申者相働候付、權現様於御前、爲御褒美、御脇指奉頂戴候、今以所持仕、半之丞玄孫山田半右衛門と申者家老申付、私方ニ罷在候、以上、

御褒美

加藤喜内

御筭 赤銅、なし、有、穂、加藤喜内奉頂戴候、

右者、天正十二年尾州羽黒御陣付而、祖父奥平美作守信昌与、森武藏守合戦之齊、美作守家來加藤喜内与申者、十七歳ニ而首二討捕、權現様御目通に罷出候へり、何者ニ而有之哉、与被遊御尋候故、美作守家來之者之由申上候、甲を脱候様ニと就上意、則脱申候處、前髪御座候を被成御覽、若輩者之働一入奇特ニ被思召旨候而、爲御褒美御筭被下置候、今以所持仕、右之喜内孫加藤太郎右衛門与申者家老申付、私方ニ罷在候、以上、

〔寛政重修諸家譜〕

二十 松平家信 初家副、紀太郎、又七、十二年三月、小牧

御陣不忠、忠次よま、あひ、先手にはらなま、森長一、據ところに羽黒乃要害を襲ひむとて、犬山表よ發向し、樂田、羽黒、五郎丸乃民屋を放火し、すゝんで犬山まあらりはて追うちしけるみ、森の郎等野呂孫一郎某といふ者、羽

天正十二年三月十七日

三一

松平家信

天正十二年三月十七日

黒江東れる山に麓ふして返しあひて、大太刀を抜、勇を奮ひて、急ニ家信を討んとす、家信時よ十六歳、小太刀をもちて暫く戦ふといへども、打もの乃業かあひあふく、太刀を捨て引組せり、野呂をせよ豪強ものれは、こごををば、家信をとりて押へ、既よ首をか、むとす、時よ家信の鎧は、こに奴僕たちあひ、鎧をすて、野呂の刀を握りし手は、こらふ、其間よ従士八人よりおりかされりて、刀を奪ひとらんと候とも、野呂かしく握りて放す、終乃うちにか家老松平但馬貞治とせ來りて、かの捨る鎧をとりて、實檢に備しに、東照宮御覽ありて、野呂の頗勇猛乃者なふ、汝若輩にして討取しよと、賞はるよ餘をとりて御感有々とは、家信辭して、某、野呂よ組伏られ、既にあやうありしを、郎等共お助をらせ、これをうち得しよし、あはれま、お言上せしかと、いよ、御喜色ありて、御感状をあへらる、○上下略、寛永諸家系圖傳、松平家信傳、譜牒餘錄、松平豊前守書上異事ナシ、

〔松下隠見録〕家信公野呂御討取御高名之事

東照宮御一生之内、大小之御合戦お御出會被遊らると申儀、四拾八度有之

天正十二年三月十七日

内ふ、江州姉川、遠州味方原、參州長篠、尾州長久手、濃州關ヶ原、此五合戦と申ス、何も大軍之敵に御向ひ被遊、小勢の味方を以の御勝利と有や、何ゆへの事よて候得、御譜代之御旗本衆、大身小身とも、權現様之常、御仁徳に取つき居申候を以、戰場に於て、自分お身命を忘、一筋よ軍忠を勵、粉骨を盡し相働を候を以の御勝利と申者よて候、尤兵家一術おて兵を多、ありての勝利と申義取とも、有之よし候得とも、一度や二度の儀、可成儀に而も、大小合戦之度毎に、定りて味方之勝利と有、仁徳の大將之手前、こ決て不相成事と極り候、爰を以相考候へ、權現様お、智仁勇の御三徳、こ御叶ひ被遊らる御大將様と申奉るお相違無御座候、權現様御在世之節、御尊お付て、我等の當御家の事とも、承り傳へらる御事共を書記し置、右五度之大合戦之内、尾州長久手御陣と申、信長公御孫北畠中將信雄卿を、大閣秀吉公よ、不和に被爲成、中國西國之大軍を以、攻被申、已に滅亡と相見候處、信長公御とし、汝思ひ、家康公へ御加勢を御頼之處、御同心に而、早速御人數被召連、御出馬被遊候得、數度之御戦、一度も御勝利取らばと云事取く候、其合戦之節、紀伊守家忠公も御供被仰付候へとも、以之外御病

命ズトノ
家信從軍
ヲ請フ

天正十二年三月十七日

三四

家信酒井
忠次ノ屬
下ニ屬ス

野呂孫十
郎

氣故御斷被仰達、御出陣不被遊候、十月十六日ノ條ニ見ユ然處御嫡子又
七郎家信公御供被成度思召、家忠公に御窺被遊候處、家忠公被仰候と、若年
者御用意立候程之儀得仕間敷、無用ニ可仕旨被仰候得とも、家信公是非御
出陣被遊度思召立て、御跡より御陣場へ御忍、酒井雅樂頭忠世朝野舊聞
哀稿ニ按キ
るよ、酒井左衛門尉忠、御陣所へ御著陣被遊、右之儀委細御物語被成候處、家
次ノ誤リありトアリ、御陣所へ御著陣被遊、右之儀委細御物語被成候處、家
康公へ被仰上候得、御心指を御感心被遊、早速御目見被仰付結構之被爲
蒙上意、家康公御尋被遊候も、武器用意有之哉と上意御座候處、利劍則是の
御旗五本之内壹本漸々御懷中まで候而、武器之用意曾て無之旨被仰上候
得、家康公も一段と御機嫌克、朱塗之御具足并朱ぬり之御鞍鐙あり、
候鹿毛之御馬御拜領被遊、酒井左衛門尉家次之御旗下に被仰付之時、天
正十二甲申年三月十二日、同國小牧合戰之時、おん村、く井伊兵部少輔直政、
甲州衆と本多中務大輔忠勝組衆、駿河先方衆甲衆と申者、命の義お依て輕
し、此度先懸せんといさむこよ、松平又七郎家信公思召、甲州之者とも
こ、以後口きおせましましき、御旗下より先懸をして、一番二番を争ひ、樂田
堀際土橋之上よて、野呂孫十郎孫七、孫二、郎秀吉公黄母衣者と鎧を合、孫十
郎

同九郎兵
衛

武藏守長一家來とも有之、日記ニ有、孫十郎三十六才の強兵の大勇、熊毛のは
之、池田勝入一家來とも有之、不分明、孫十郎三十六才の強兵の大勇、熊毛のは
や大身の鎧を持、黒糸をとし、具足を著、互に名のり合、馬上より組て落、家
信公危く見へさせ玉ふ所、御家來右之脇に松山右衛門次郎、左に岡田小右
衛門、左右より御手傳申、既孫十郎を御討取之所、孫十郎親野呂九郎兵衛
あけつた、家信公を取て押へ伏んとする所を、甲衆矢木何某と申者、九郎兵
衛を討捕被申候、孫十郎を終に家信公御討捕被成候に付、家康公御感狀被
下置、家信公御忍御出陣之御跡より、御供に罷越候御家來松平新祐、松平但
馬、坂部又茂、同小吉、後改又、左衛門、伴彦平、右衛門、右杉山彌作、改七郎、兵衛、小笠原勘四郎、勘
兵衛、面々甲首討捕之高名在之、
今度尾州長久手於羽黒表、強兵之野呂孫十郎討捕首之條、無比類仕合、盡
粉骨御感思召也、

天正十二甲申三月十二日

家康公御判

松平又七郎とのへ

○コノ感狀疑ハシキトコロアレドモ、姑ク
茲ニ掲グ、ナホ朝野舊聞哀稿ニ、按キ、御
書の日次不審、ア、書寫
の誤、日次不審、ア、書寫

右之通御感狀御頂戴被遊候と申傳候、

天正十二年三月十七日

三五

天正十二年三月十七日

三六

野呂孫次郎

〔形原松平記〕尾笏犬山御陳、紀伊守様、酒井左衛門尉殿御組にて御立被成候、御高名被遊候所々、とく迄と申所にて御座候、野呂孫次郎と申人、而御座候、此孫次郎の、森勝藏殿寄騎之侍、隨身之武士と承候、年之比の卅二三之人、見申候、此武具の黒糸おとしのよ迄、見事候、鍵のこかうちと申鍵と承り候、此鍵の紀伊守様御内小笠原七郎兵衛殿へ被遣候か、今程の何方に御座候も不存候、孫次郎御討被成候時、紀伊守様御右之方松山次郎右衛門先祖に御鍵持也、左之方の岡田小右衛門傳兵衛也と申人罷在候、右衛門次郎の鍵にて突、岡田小右衛門の刀にて孫次郎迄差こさみ突落し、紀伊守様御自身首迄御討被遊候、甲の迄、迄の上を御討被成候様、紀伊守様へ申上らせ候、紀伊守様御年十六にて御座候、此とく迄と申所の、孫次郎をうらせられ候場、おて御座候、年號の天正十二年甲申年三月十七日也、孫十郎と申者、孫次郎た、此とく何にて候も不存候、紀伊守様、其時御付被成候御衆の、松平但馬殿、同和助殿、坂部茂兵衛殿、其外何も御付被成候、只今の右之名忘申候、權現様御陳場の小牧にて御座候、敵方の陳場の犬山之とく迄、なあくてと申所の合戰場也、此一巻別而我等とも御供申、其手々相申候間、如此申上候、○中略

甲ノ綴ノ上ヲ打ツ

家信部下ノ戦功者

尾笏犬山陳時高名之數

- 一 松平新助殿頸壹ツ
 - 一 松平又茂殿頸壹ツ
 - 一 伴彦平殿頸壹ツ
 - 一 坂部又左衛門殿頸壹ツ
 - 一 杉山彌作殿頸壹ツ
 - 一 小笠原勘四郎殿頸壹ツ
- 右此外も數多御座候得とも、大合戦之儀、中々知を不申候、はらくは如是御座候、

松平但馬殿、坂部茂平殿高名被成候得とも、右紀伊守様御若年にて御高名被遊候處を、一町計之内にて見付、則懸寄被申候、付而、彼首をは切捨、被成候、右之段被仰付候通、聞傳之方覺候分、隨分一々具に申候、已上、

寛永十八年

生年八十三

戸ヶ根與左衛門

巳ノ八月十日

生年八十四

西浦三郎右衛門

松平家忠

〔寛永諸家系圖傳〕

五 松平家忠

主殿助、深溝、城に住ま

尾州羽黒合戦のとき、家忠

酒井左衛門尉とおおしく發向也、○寛政重修諸家譜、松平家忠、譜、コノ次ニ、次とはかりて、森長一がまもりトアリ、家忠手にて首級二十餘あらび、馬五、黒八幡の森の砦を攻やふりトアリ、家忠手にて首級二十餘あらび、馬五、正を得たり、○上下略、譜、餘録、松平、主殿頭書上、異事ナシ、松平

天正十二年三月十七日

三七

天正十二年三月十七日

三八

〔肥前島原松平家譜〕

坤

家忠

〔天正〕

十二年三月十七日、森武藏守長可カ羽黒ニ陣ス

家忠信昌
等ト長可
ヲ誘フ

ルヲ見テ、酒井左衛門尉忠次、東照宮ニ請テ曰、京軍ニハ長可ヲ鬼武藏ト稱ス、彼モ亦自ラ其勇ニ矜ル、願クハ彼ト一戦シテ、參河武士ノ手並ヲ示シ、西國勢ノ膽ヲ寒サント云フ、東照宮許容アル、是ニ於テ家忠及奥平九八郎信昌、松平又七郎家信等ト俱ニ、樂田、羽黒ノ邊ニ放火シテ誘ヒケレハ、長可果シテ出テ、八幡林ニ陣ヲ移ス、忠次諸將ト此ヲ攻メ、兩軍互ニ輕卒ヲ出シ、川ヲ隔テ挑ミ戦ヒ、矢丸互ニ發テ、未タ勝敗決セサル時、信昌先ツ川ヲ涉テ敵ヲ突ク、家忠、家信、是ニ續テ爭進テ敵ヲ撃テ、遂ニ長可ヲ走ラセ、三百餘人ヲ獲ル、此時家忠、手兵ヲ率ヒ、長可カ陣ヲ破リ、逃ルヲ追テ、犬山ニ至リ、甲首十五、雜兵數十級ヲ斬ル、○上略

松平家廣

〔寛永諸家系圖傳〕

六

松平家廣内膳

〔天正〕

同十二年、尾州小牧陣のとき、森庄

藏羽黒ヨリ、酒井左衛門尉三州勢三千餘騎を引ゐて是をせむ、家廣ヲ兵、森庄藏る士卒井戸次兵衛以下の敵、○寛政、大權現の供奉す、○寛政

〔譜牒餘録〕

本多越前守

本多康重

三十三

本多越前守利長家之覺書

康重彦次郎、後ニ豊後守と改申候

一天正十二年三月、尾州長久手御陣之時、秀吉之臣森武藏守長一羽黒〔可下同シ〕と申

所々出て、陣取申候處ニ、權現様、酒井左衛門尉忠次、奥平美作守信昌、松平紀伊守家信、松平主殿頭家忠、本多豊後守康重を被遣、長一と合戦仕、得勝

利、首數多打取申候、○寛政重修諸家譜本多康重傳、コノコトヲ載セズ、

〔寛永諸家系圖傳〕

百九

戸田康長虎千代、孫六郎、從五位下、

〔天正〕十二年、尾州

羽黒合戦のとき、康長、酒井左衛門尉とわあしく池田勝入ヲ陣をやふり、康長自身鎧をもちて、敵の家人等を突、首級を得たり、此とき康長二十一歳〔盛年〕あり、○寛政重修諸家譜、戸田康長

伴盛兼

〔譜牒餘録後編〕

七

諸旗本之一

天正十二年ノ春、權現様と秀吉公尾州

小牧表御對陣、三月十六日、森武藏守、尾藤甚右衛門、羽黒八幡ノ宮ニ備ヲ立ル、權現様御先陣、大須賀五郎左衛門、榊原小平太、丹羽勘助、酒井左衛門尉、奥平美作守等被仰付、合戦有之、御味方勝利ヲ得、首ヲ數百討取申候、此時伴若狭守ニ被仰付候ハ、今日ノ戰場ニ而、江州者共多討死候様ニ被聞召候、名有者ノ首モ有之候哉ト御意ニ付、見分仕候、○寛政重修諸家系圖傳、伴盛兼傳及ビ

天正十二年三月十七日

三九

天野雄光

〔寛永諸家系圖傳〕

百七

天野雄光周防守、從五位下、生國美濃

天正十二年、東照大權

現尾州羽黒御誅伐のため御進發のとき、信雄より雄光をつらひし、彼地の案内者となり、酒井左衛門尉先手は兵とおなじく羽黒をせめやふ政重

修諸家譜天野雄光譜異事ナシ

森長可

〔森氏軍記〕

岐〇讚

森三左衛門殿同武藏守殿様子書上申事

一權現様の太閤様と御取合ノ時分、尾州羽黒ニテ權現様と常眞様と御人數大軍にて御働之所と、武藏守殿御一分之小人數にて、野合の合戦被成

候處と、敵大軍故、勝利を御失候、○下略、長可、討死ヲ決シ、尾藤甚右衛門ニ後事ヲ託スルコトニカ、ル、本月二十六

日ノ條ニ收ム、ナホ森家先代實錄所收林道休本多家の上書、大抵同ジ

〔森家系譜〕

磨〇播

一家康様と大閤様、尾州羽黒と而御取合之砌、權現様、信

雄公之御人數大軍と而御働之所へ、武藏様御一分之少人數三千計と而

野合之合戦被成候、同三月十六日未明、家康様人數酒井左衛門尉忠次、奥

平美作信昌、松平紀伊守家信等五千人襲來て、長可様不意を御討れ、敵の

大軍、味方の小勢故、利を御失ひ被成候、其節討死仕候者井戸治兵衛、黒親三百

羽黒合戦三月十六日説

井戸治兵衛

同小七郎

貫、同息小七郎、此小七郎を同勢と一所に立退候處、親之儀無心元存尋候へり、早討死之由申候故、扱ひおくれ候と取て返し申候を、若黨手と取付、是の敵間を延候間、是非御遁候へと留候得共、親討を候得と、生て詮もあしとて大勢之内へりけ入、敵壹人討取、終に討死仕候、此外

梶尾大膳

同息平八郎

並河源十郎

三百貫黒母衣

野呂助右衛門

同息孫次郎

遠山源内

六十貫

河合孫四郎

一柳五郎四郎

藥師寺權内

〔森家先代實錄〕

四

一天正十二年甲申年御廿七歳春、織田信雄卿と秀吉公不和

に付、家康公の信長公の舊恩ヲ忘レ給ひすして、信雄卿ヲ援ケテ御出陣被成、三月三日十六日、尾州羽黒八幡林へ、武州君御手勢三千餘騎、尾藤甚右

衛門手勢二千、都合五千餘騎ヲ卒して備へ給ふ、三助信雄卿御廿七歳手勢一

萬五千、家康公御十三歳御人數一萬七千、都合三萬貳千也、武州君の御勇將、

及信長公御代より、度々の戦場を打勝給ひ、終に後レヲ取給ひ、秀吉公

の器量の仁と撰レテ、若大將勝ふ乗り、今天下の諸將我に肩ヲあらぶる

天正十二年三月十七日

四一

長可部下ノ戦死者

長可八幡
林備張
波松二張
出ス

榊原康政
大須賀康高
高長可賀
旗本ヲ突

天正十二年三月十七日

四二

者有間敷と、御自慢の御心故、老臣の諫も用ひ給ひ、二ノ宮八幡林に備給ふ、波松といふ所を備ヲ張出シ給ふ所と、家康公は御先手奥平九八郎信昌、榊原小平太康政、大須賀五郎左衛門康高、三宅惣右衛門、菅沼大膳、内藤三左衛門等、川を越て、森、尾藤の小勢あるヲ見切て、奥平信昌関ヲ上ケ、貝ヲ鳴して押懸る、武州君の兵士等相懸り懸ッテ、奥平、榊原の勢ヲ樂田の邊迄追崩ス處、奥平、榊原の勢取て返し、森家の勢へ突懸る、長可君の勇將故、一も二に揉崩サンとつミ懸り給ふ處、榊原康政、大須賀康高の兩勢、長可君の御旗本備へ突懸り、血煙立て戦へ、流石の金山勢も亂を立て、犬山近ク迄敗軍ス、森の家臣井戸治兵衛、三百貫、黒母衣、息小七郎、手柄討死、並河源十郎、五百貫、梶原大膳、千貫、同息平八郎、野呂助左衛門、三百貫、黒母衣、息孫次郎、遠山源内、百貫、河合孫四郎、六十貫、藥師寺權内、百貫、一柳五郎四郎、百貫、村瀬某、此外給人六人、きふ返し返せ〜と匍て追來る敵と力戦して枕ヲ並へ討死ス、其外雜兵六十人打せ々、井戸小七郎の胴勢と一所引取たる、父治兵衛無心元思ひ尋たる處、鬪死の由ヲ聞て、親の討死ヲ不知して後レたるよとて取テ返せ、若黨共馬の口ニ取付、討死し給ふ場の

遠藤胤基
同慶隆

平井七郎
右衛門前
方ニ離レ
テ陣ス

遙に隔り、敵間も候間、重テの合戦に高名被成候へと制し、われ共、父討死し給ひて、我獨歸（る、説り）本意からとて、只一騎取て返し、敵の手勢の内へ駆入向ふ敵一人討取、大軍を取巻レ、終に討死也、野呂助左衛門の羽黒の山際よて取て返し、追來る敵七八騎突伏テ、犬山の方へ引廻ンとむるヲ、奥平の手より又七八騎追懸る、助左衛門主從四騎取て返し、先こ進ミ來る敵三騎突落し、其身も勞レテ大息繼テ休居たる所へ、又八十騎計追來る、度々の戦ひ心力勞レ、野呂并弟助三郎、汲田九助等一所終に討死ス、池田勝入、同紀伊守之助、（元）稻葉右京亮貞道并遠藤大隅守胤基、同左馬助慶隆等の勢二萬餘騎、犬山檀の下に備て居りし、長可君の崩レ懸り給ふヲ見テ、若キ武藏守討をあと、池田勝入再拜ヲ取、手勢七千餘騎一圓に成て懸り來るヲ見て、家康公の御旗本より揚具と思しくて、螺ヲ立、物ハ馴、三河勢早々人數ヲ引上り、其日當家の先手組平井七郎右衛門、備へ使番ヲ被遣、二町程跡へ操寄備へし、二度迄使番ヲ被遣下知し給ふ處、平井申したる、旦那こ此平井ヲ備テ居れ、氣遣し給ふ、此備ヲ跡へ操時の勢の足元不定もの也とて、不聞入居、こり在たる、奥平

天正十二年三月十七日

四三

信昌七郎
右衛門ノ
陣ヲ襲フ

秀吉尾藤
甚右衛門
ヲ賞ス

池田勝入
家康信雄
ノ兵樂田
附近ニ放

勝入羽黒
長可ヲキテ
ケントス
片桐半右
衛門止ス
家康ヲ原
康政ヲシ
守テメ

天正十二年三月十七日

四四

九八郎手々、旗本備と先手と間遠ク備さるヲ見切テ押懸テ戦々る、平井り備被追立逸鼻りけて崩々れぬ、長可君下知ヲ不用して崩レたるを甚怒り給ふて、同月九日(十日)ニ、渡部越中、千田兵内水、後主、兩人ニ被仰付成敗セラル、也、池田勢は東人、數少々、追、殿、さるヲ討取也、然共勝入老功ノ名將ヲ尾藤氏へ、偏に武藏守若ク功候へ、討死ヲ可致ヲ、其方老功故早引取へ、過吉公御懇意の長可君羽黒よて今度の御敗軍ヲ悔給ふ、○下略、長可君へ、秀事共也と云、森家傳記大抵同ジ、

〔池田氏家譜集成〕

九 池田家年譜 年譜一 信輝君

十六日、大神君、信雄卿出馬、犬山邊、放火樂田、羽黒、五郎丸邊之民屋、揚旗、小牧山、君聞之、欲渡宇留間川而擊之、森長一(可下同)與尾藤甚右衛門陣羽黒、大神君之將乘夜而至、十七日、長一與之戰而敗、君及之助君、稻葉一鐵、其子貞通、遠藤常利、竝在犬山、聞長一之敗、欲向羽黒而戰、片桐半右衛門扣君之馬而諫之、君乃止、大神君令與平信昌退兵、君遣使稻葉共追擊之、稻葉察大神君之計略而不從之、因茲君亦退兵、大神君命榊原康政、留小牧山而守之、乃與信雄卿還御清洲、此時秀吉公與書尾藤、戒軍勿驕、

テ清洲ニ
歸ル

行田内藏
助

〔池田家履歷略記〕

二 護國公戰死、國清公嗣封

同(三月)十七日、護國公ハ、犂森武藏守、尾藤甚右衛門を相伴ひ、羽黒の近邑を燒働き、神君御覽し、御馬出され、小川を隔て、矢軍あり、酒井左衛門尉さびを振てかゝり來る、爰ハ武藏守ウ内行田内藏助と云兵、備の前ハ進出テ指揮するを、與平九八郎下知して鳥銃まてうち落す、與平(是)勢松先ハかゝり來れハ、森も尾藤も足をために突立られ、やうく、羽黒の村邊まて立怵し、酒井伊豫守、同右京亮、遠藤左馬亮等と犬山の段乃下へ打おろし、扣々る、舟戸帶刀、須加平四郎兩人を物見ハ出されしハ、羽黒村のせり合ハ行かゝり、早速此よし注進せんとて乘戻る、須加村中ニテ敵壹人討取、首切テ歸る、舟戸も一人の敵を追懸討とらんとせしに、終ハ逃延々る、此かゝ後池田家ハ來り仕ふ竹内次郎兵衛まてそ有たる、尾藤ウ軍兵共敗潰のよし、舟戸、須加立歸申々れハ、護國公懸り討取んと勇ミ給ふ、片桐半左衛門諫々るハ、徳川殿乃軍勢ハ今御かゝりあらハ、必定なくれを取給ふへし、此備を上ノ段へ引上御待候へ、三河勢競ひ懸り參ん時、待請テ打候ハんハ、十ハ八九ハ

天正十二年三月十七日

四五

忠次等沼
地ニ妨ゲ
ラレテ進
ク意ヲ如
ナラズ

天正十二年三月十七日

四八

森、尾藤忽敗績、忠次、家信、康政等頻欲晉、而陣前沼深不得自由、遙廻之合一所、
信昌愈得力追之、敵益失氣走、森繞土野呂助左衛門反戰、鬪死于羽黑東山麓、
今按、此時助左衛門拔、小刀贈妻子爲遺物云々長子野呂助三不知之、退五町餘、助左衛門之馬郎後
來、助三問父始末、答曰、尋公之死生、止跡之次、敵六騎俄襲來、嚴君換詞暫競爭
終鬪死、助三聞之甚悲泣、忽返進憤戰、遂擊馬上之兵、獲首、時助三步卒一人走
晉諫曰、戰功不可言、多勢彌雲如起、須速退、助三曰、勇士之所志、汝豈知之乎、父
既爲我殞命、我今爲父不報、命則爲誰、孝冠萬行、忠亞之、汝宜持此頸獻長一、尙
待敵、果敵十六七騎競晉、助三鏖下擊敵二人、遂鬪死、可謂義士也、時池田父子、
稻葉伊豫守、其子右京亮、遠藤左馬亮等、其勢三餘人、屯犬山壇下爲嚴備、勝
入聞長一之敗走、欲發兵救之、稻葉伊豫守諫之曰、大軍之來、銳似洪水之漲、雖
防之不可利、要扣兵備壇上、迎敵而擊之、則大得利矣、勝入服其議、備兵於壇上、
稻葉揮手中之戈曰、吾卽先登老波、湛血河、軍士各勇待敵、家康公見之、遣天野
佐左衛門制忠次、信昌等曰、莫傲勝利、遠追敵、聞說敵陣高陽、利既在彼、宜速凱
歌而去、各應命揚鯨波、敵亦合聲、於是信雄、家康公共班陣於小牧山、池田等亦
拖兵歸犬山壘、果信昌敗、猛將長一等、獻斬頸二百餘級于家康公、公甚感賞曰、

汝之勇功豈始于今、先年於參州長篠、受武田勝頼之大軍籠城、雖久罹罟魚之
苦、曾無倦恐之氣、終挫勝頼使之大奔、信長感悅之餘、異名呼武者介、今又擊破
若長一之美功、絕勝賞之、乃與感書及大一文字之腰刀、寔武門之眉目、何事如
之哉、○中略、家康、解清水ノ岩ヲ修ムルコトニカ、ル翌十七日、秀吉從大坂投羽檄、告尾藤曰、今般信
雄、家康勦心、窺吾、假令兩將雖挑戰、汝等曾不可應其機、且池田勝入、森武藏守
其性從來侮敵、矜其勇、是謀將之所深惡也、汝必諫之、莫令爲卒爾勦矣、今按、狀
月十日以斯時、長一先私勇、不計戰時、侮強敵、不察兵勢、忽招斯禍、辱噫、秀吉之一
言奇哉、

〔兼山記〕尾州羽黑合戰之事

一同十二年甲申二月、家康卿、秀吉公不和ニ成テ、兩方ヨリ御頼由使者來ル、
武藏守兩所之使者ヲ返シ思案ス、文武兼備メ、天下ヲ知可給ハ秀吉公也、
雖非本意、子孫相續之爲也、秀吉公エ可從トテ、同年二月末、家中引連、尾州
羽黑陣ヲ張、家康卿聞給、森武藏守ハ名有侍也、可討取、雖然中々容易難計、
油斷不可有ト宣處、早一テ文字懸、右往左往ニ懸破リ、數百騎一ニ成、家康
卿本陣ニ切懸リ、散々ニ切崩ス、横合ノ勢本陣ノ危ヲ見テ、備ヲ立直シ、跡

天正十二年三月十七日

四九

長可家康
ノ本營ヲ
突クトノ
說

天正十二年三月十七日

五〇

長可ノ軍
勝可ノ兵
ルテ伏ニ陷
トノ説

ヲ切ントスル故ニ、武藏守無力引退、家康卿御覽シ、立腹シ宣ハ、旗下之備
不一和故也、諸將亦穿議在ニ、翌日ハ、人數ヲ二手ニ分、小牧山之近所前原
邊ニ伏勢ヲ構エ、先手之將兼山勢ヲ欺誘、一引々退ハ、兼山勢勝乘可追來、
能程引請、左右ヨリ伏勢ヲ發シ、跡ヲ可包ト相圖ヲ究、前後左右ヨリ鯨波
ヲ作掛、中ニ取籠可討、如此相計欺、鬼武藏守モ何ソ可餘ト宣ヒ、所々ニ備
テ待爲居、如案兼山勢勝乘、操立々々攻戰、相圖ノ程引請、四方ヨリ隱勢鯨
波ヲ作掛々々攻戰、兼山勢度ヲ失散軍シ、先手ノ野呂助左衛門父子討ル、
殘勢纔五十騎計ニ成、内田ノ渡ヲ越、鷓沼ニ懸、兼山ニ引入ントシ給共頻
ニ貝鐘ヲ鳴シ、鐵炮稠ク打事雨ノ如、武藏守宣様、此度程後シ事無之、森家
ノ名ヲ汚シ、事口惜次第也、一人モ活テ歸事不可有、我ハ討死ニ究ヌト宣、
諸勢畏候ト申、各勇進タリ、城ノ東山ニ當ル中野ト云所ニテ、馬ノ息ヲ休、
勢ヲ揃、武藏守其日ハ、花色純子ノ直垂ニ、白糸ノ腹卷、龍頭ノ五枚甲、鶴ノ
丸ノ籠手、躡當鐵ニテ厚サ三分、白銀ノ筋金ヲ渡、三尺二寸ノ太刀、二尺七
寸ノ打刀、鶴ノ本白ニ山鳥ノ羽割爲合矢ヲ負、弓ハ下人ニ爲持馬ノ脇ニ
在、海津黒トテ五寸ニ餘ル馬ニ、鶴ノ丸ヲ金ニテ据タル鞍爲置乘給、馬添

長可ノ軍
裝

長可ノ部
下

ハ井原小市郎舍人四人、左右ニ付驅給、各續テ出、大熊新右衛門筆役ニテ
爲仰、林新右衛門、同長兵衛、各務兵庫、細野左近、妻木喜十郎、大塚治右衛門、
武市善兵衛、可兒勝六、同藤助、戸田勘左衛門、豊前縫九郎、同市之丞、同采女、
關辰千代、佐中五兵衛、田中次郎兵衛、中島與右衛門、松浦源太郎、宇佐美新
右衛門、川村勘次郎、長沼喜右衛門、佐藤善内、長瀬宗十郎、多田覺右衛門、富
松重助、多田治右衛門、岸九藏、高見次郎兵衛、土屋藤太夫、汲田九助、後藤平
左衛門、左田次兵衛、額瀨新藏、桑原六郎兵衛、加藤助三郎、同又右衛門、辰田
孫十郎、玉木三藏、若尾甚九郎、手島助十郎、奥村平太夫、若井與三郎、伊藤忠
助、柴田小兵衛、野尻小右衛門、塚原市藏、押原小右衛門、武藤善右衛門、平田
善助、高綱孫助、千石九藏、小島藤次郎、長尾三藏、宮島藤助、栗本惣右衛門、山
田才藏、美浦清右衛門、日下六藏、前田甚藏、塚田與太郎、川瀬七藏、五十川喜
左衛門、森川大藏、酒井又藏、廣瀬源四郎、江口勘七、井野甚藏、小森久藏、酒匂
九兵衛、佐野喜藏、餌鳥三右衛門、山下伊助、谷木三十郎、吉田喜右衛門、松村
與右衛門、秋山久藏、今西左太夫、宇佐美貞助、戸島馬助、小池吉助、奥田庄九
郎、安江左近、原助八、梅村四郎兵衛、小柿源内、長屋源右衛門、岸勘解由、平井

天正十二年三月十七日

五一

天正十二年三月十七日

五二

頼母、大洞五右衛門、細野孫右衛門、佐々孫十郎、野呂甚助、宮田甚太郎、高井孫兵衛、昆野源藏、龜田六郎兵衛、遠山源助、鈴木作藏、山田喜三郎、濟木忠右衛門、長瀬善右衛門、佐伯太郎、林平之丞、渡邊越中、山田忠右衛門、佐藤傳右衛門、中川武左衛門、寺村次右衛門、丹羽彌三郎、川村庄助、川合七藏、吉原三藏、薄田兵藏、桑原十藏、伴藤右衛門、落合太郎助、兼山仁右衛門、同牛之助、大野虎藏、草鹿傳右衛門、伴久右衛門、若尾彌平次、長谷川彦助、神原甚吉、服部仁兵衛、竹内源内、藤井彌三、佐々木與助、村瀬千代、鈴木久藏、薄孫左衛門、村井佐助、梶山助左衛門、尾藤勘次郎、坂口勘解由、太田傳右衛門、肥田孫右衛門、大口新藏、大谷小四郎、西三太夫、服部五郎右衛門、水野七郎右衛門、前野孫三郎、安藤和平次、森權六、其外亦家中岩原、大柿、岩名、各務等名字ノ侍百五十人餘、都合二千三百餘ト書タリ、各金石ヨリ堅ク、討死ト極シナリ、

〔池田氏家譜集成〕二十九長久手戰記三月十五日 此日、稻葉伊豫守、右京亮、遠藤但馬守常利、森武藏守長一可下同シ各兵ヲ引卒シ、犬山ノ城ニ馳加ル、長一ハ進テ八幡羽黒ノ森ニ陳取タリ、時ニ長一ハ濃州兼山ノ城主也、家康公、信雄卿ヲ帥テ、三月十六日、黎明ニ樂田ヲ發シ、進テ五郎丸邊ニ至リ、村里ヲ放火シ、玉フ、酒井左衛門

三月十六日
羽黒ノ
戦フト
日ノ
戰説

丹羽氏次

尉、松平主殿助、奥平九八郎等先陳タリ、森長一八幡ノ森ニ陳スルヲ見テ、長一ハ大ニ武名ニ誇リテ敵ヲ侮ル者ナリ、俗ニ鬼武藏ト稱ス、今將ニ彼ヲ撃テ、遠參ノ兵威ヲ京家ノ軍勢ニ輝サント頻リニ請之、家康公即許シ、玉フ、酒井左衛門尉忠次、松平主殿助家忠、奥平九八郎信昌、松平又七郎家信後號紀伊守、丹羽勘助氏次等其兵五千、直ニ進テ長一ノ陳ヲ攻撃、甚急ナリ、長一從軍ヲ麾テ、八幡ノ森ヲ出張スル、夏五町餘、尾藤甚右衛門門別カ此陳有、兵ヲ勦、均シク進テ大ニ戰フ、奥平九八郎信昌先鋒ニ馳、短兵急ニ撃テ大ニ破ル、長一利ヲ失ヒ、羽黒ノ森ニ退キ、兵ヲ整エ又戰ントス、信昌勝ニ乘リ、頻リニ競ヒ撃、長一ノ軍サ遂ニ敗走シテ、犬山ニ退ク、信昌、家忠等追撃シ、首數級ヲ得タリ、時ニ長一ノ臣野呂助左衛門轡ヲ返シ、松平又七郎家信ト會シ戰フ、野呂ハ多力ノ勇士也、家信ヲ組伏テ、已ニ首ヲ取ントス、然ル所ニ松平但馬守馳來リ、戈ヲ以テ野呂ヲ衝貫、家信ヲ助ク、其危ヲ遁レ、遂ニ野呂ヲ撃テ其首ヲ得タリ、時家信十六歳野呂カ子助三郎敗兵ト成ニ退キシカ、父カ死ヲ聞テ取テ返シ、死ヲ共ニセントス、野呂カ從僕馬ヲ扣テ止ムト云、敢テ耳ニモ聞入レス、即敵陳ニ馳入テ、首ヲ一ツ討取テ、從僕ヲ招テ、汝此首ヲ武州ニ獻スヘシト

天正十二年三月十七日

五三

忠次家康
營ヲ襲ハ
進言ス

一鐵常利
モ入ノ
進撃ヲ諫
止ス

云捨テ、復タ敵陳ニ込入、勇ヲ振ヒ遂ニ死ス、野呂父子カ働キ諸軍皆感稱ス、
 長一、野呂父子カ討死ヲ甚悼惜タルト云々、勝入父子及ヒ稻葉伊豫守、同右
 京亮、遠藤但馬守常利、犬山ニ師シ、長一ノ敗走ヲ聞テ、即チ兵ヲ進メテ、長一
 ヲ援ハントス、時ニ伊木、片桐カ曰、今敵勝ニ乗シテ競ヒ來ルニ、軍ヲ出シ戰
 支勝負如何、唯要害ニ據テ敵ヲ引受戰ハ、然ルヘカランカト云リ、稻葉、遠
 藤聞テ尤ト同シ、共ニ勝入ヲ諫ム、勝入父子モ是ニ應シ、即兵ヲ犬山ノ段ノ
 上要害ニ據テ、軍備ヲ整、鏃ヲ揃テ、敵ノ來銳ヲ待ツ、稻葉伊豫守進テ云ク、我
 必先登タラン、縦ヒ剛兵來ルル、老波血ノ川ヲ湛ント、手中ニ戈ヲ揮フテ衆
 ヲ勵ス、軍士粲然トシテ大ニ笑フ、家康公先鋒ノ勝ニ乗ヲ見玉ヒ、即台旆ヲ
 進メ、軍使天竺作右衛門ヲ以テ、家次、家忠、信昌等深入シテ敵ヲ追、勿レト
 是ヲ制止ス、即師ヲ返シ、兵ヲ小牧山ニ收メ玉フ、與平信昌今日ノ戰功諸軍
 ニ擢テタリ、即是ヲ褒美シ、良劔信昌ニ賜ル、其名大勝入其戰サル、一文大ニ
 悔テ、臍ヲ嚙ヒ玉フ、○上下略、家康、小牧ニ出ヅルコト及ビ、
 清水等ノ諸將ヲ修ムルコトニカ、ル、

〔家忠日記增補〕九

九

三月十七日、森武藏守長一、(前下同)羽黒ニ陣ス、酒井左衛門尉
 忠次、大神君ノ御前ニ參候ノ言テ云ク、森長一ハ當時京家ニノ鬼武藏守ト

諸人は是ヲ呼デ、大ヒニ武威ニ誇ルモノ也、彼ト一軍ノ追拂テ、遠三兩國ノ武
 勇ヲ京家ノ軍勢等ニ知ラシメント請フ、大神君是ヲ許シ給フニ依テ、酒井
 左衛門尉忠次、松平主殿助家忠、與平信昌、初名九八郎、後改美作守、松平家信、又七郎、後改紀伊守、等、
 犬山表ニ發向ノ、樂田、羽黒、五良丸邊ノ民屋ニ放火シ、煙天ヲ曇ラシ、鯨波地
 ヲ動ス、羽黒、八幡ノ森ニ長一ガ守ル砦アリ、左衛門尉忠次、主殿助家忠ト議
 ノ、兵ヲ發メ此要害ヲ攻撃ツ、兩陣互ニ小川ヲ隔、輕卒ヲノ挑戦カハシム、雌
 雄イマダ決セズ、于時與平信昌先陣ニ進テ川ヲ涉ル、味方ノ諸卒是ニ次テ、
 競ヒ懸テ攻戰フ、森ガ軍勢利ヲ失テ敗亡ス、犬山近邊マデ是ヲ追撃テ、首ヲ
 得ル事三百餘級、主殿助家忠、吏士ノ首十五、其外雜兵ノ首數十級ヲ得タリ、
 武藏守ガ兵伍ヲ亂メ敗走ス、時ニ野呂助左衛門尉羽黒、東ノ山下ニメ返シ
 合セ、勇ヲ震テ力戰ス、松平又七郎家信、于時十歲、野呂ト戰フ、野呂ハ大力ノ剛
 士、大太刀ヲ以テ急ニ擊ツ、家信劫弱ニメ小太刀ヲ握テ戰フトイヘ、心ナ
 ラス半反計退キ、太刀打叶ヒ難クテ引組ム、然ル野呂強力ノ勇士、家信ヲ引
 伏セ首ヲ取ント欲ス、于時家信ガ拙者、(從カ)鎧持、鎧ヲ捨テ、野呂ガ刀ヲ握ル手ヲ
 押ユ、其間ニ家信ガ從士八人來テ、野呂ガ刀ヲ奪ヒ取ントス、曾テ不放、又家

信ガ家長松平但馬守馳來テ、捨タル鎧ヲ取テ、野呂ヲ貫ク、家信起返テ、遂ニ首級ヲ得テ、大神君ノ台覽ニ備ル、于時野呂ハ勇士、家信若輩ニシテ高名ヲ御感ノ仰ヲ蒙ル、家信拜辭シテ云ク、野呂ニ組伏セラレ危キ處ニ、從士ニ助ラル、ト有ノ儘ニ言上ス、大神君、彌是ヲ御感悅有テ、則御感狀ヲ賜ル、奥平信昌ヲ御前ニ召テ、羽黒表ノ先陣ヲ賞セラレ、御腰物一文字ヲ信昌ニ賜ル、

池田勝入父子及ヒ稻葉伊豫守、三萬餘騎ヲ卒メ、犬山ノ段ノ下ニ屯ス、武藏守ガ敗北ノ告ヲ聞テ、即時ニ羽黒ニ馳向テ、勝負ヲ決セント勇ミ進ム、老兵等はヲ諫テ云ク、競ヒ來レル敵陣ニ、卒爾ニ向ヒ戰ハシ事、甚ダ危カルベキノ旨ヲ強テ制止ス、池田此諫ニ應メ、三萬餘騎陣ヲ分ツ事ヲ三列トシ、犬山ノ段ヨリ上ニ陣ヲ設ケ、敵利ニ乘メ進ミ來ラハ、高地ヨリ兵ヲ發シテ、直下ニ敵ヲ追撃ツベシト、陣ヲ整エ是ヲ待ツ、池田段ノ上ニ地利ヲ取テ陣スルノ由註進アルニ依テ、大神君使番ノ士ニ命メ、御味方ノ陣先鋒ヨリ閔ヲ發メ、速ニ引キ退クベキノ旨ヲ制セラル、ニ依テ、命ニ從ヒ、敗軍ノ敵ヲ追ヒ棄テ、諸卒悉ク小牧山ニ軍ヲ收ル、是ニ依テ、池田其謀ヲ失テ、段ノ上ヨリ陣

ヲ退ク、○武德大成記、御年譜、考異事ナシ、

〔本戸田三河記〕下 羽黒合戰之夏

家康公出玉ヲ由大垣へ告ケレハ、急キ先手ヲ押出セト、ウルマノ渡リニ舟橋ヲカケ、人數ヲ打出シ玉ヲ、森庄藏ハ三千餘騎ニテ、金山ヲ出テ池田昌入ニ牒シ合セ、小牧山ヲ取ント近邊ヲ放火シ、後陣ノ勢ツ、カ子ハ、昌入犬山へ、庄藏ハ羽黒ニ陣ヲ取ル、酒井左衛門尉忠次打廻ニ出テ、國中ノ様敵陣ノ體ヲ見テ、熟々ト思案シ、家康公へ申上ケルハ、小牧山へ急キ勢ヲ上ラルヘシ、小牧山ヲ敵ニ取ラレ、國中ヲ目ノ下ニ見ヲロサレハ、惡カリナン、森庄藏纔ニ三千計ニテ羽黒ニアリ、後陳ノ未著カサル先ニ一當アテ、追散ナハ、敵大勢成テ、氣ヲ損シ心ヲ奪ハルヘシ、三軍ニハ可奪氣、將軍ハ可奪心ト申候へハ、某一テタテ仕へシト申上ケル、家康公尤ト同シ許シ玉ヲ、左衛門尉羽黒ノ體ヲ見スマシ、夜ノ内ニ、忍テ勢ヲ五百程出メ、夜ノ明方ニ時ヲ嚙トアケ、馬ヲ乗入ケル、森庄藏サシモノ勇士ナレハ、俄ノアサコミニ、周章騒テ、馬ヨ物ノ具ヨトヒシメキケル、サレハ自身カケ出、ヲメキサケンテ戰ケルカ、馬ニ鞍ヲク隙モナク、弓ヲ持テモ矢ヲツカハテハ、心ハカリニテ後口

忠次家康
先占領
牧ヲ占
スベキ
トス進
ス

夜中
ヲ出シ
方ヨリ
可攻ム

ヨリ雜兵崩レケルニ引レテ、金山ヲ指テ落テ行ク、左衛門尉カ勢、得タリカ
 シコシト胸勢ヲ崩シ、追討ニシテ、頸五百餘討取リ、小牧山へ打入ケル、此時昌
 入五千餘騎ニテ、犬山ニ居タレハ、庄藏ハ婿ナリ、カタ／＼以助ナハ、左衛門
 カ勢ヲハヤルマシキ物ヲ、俄ノ夏ニテ分別モ出サルカ、徒ニ見物シケルソ
 云甲斐ナシ、清洲ニテハ、家康公、信雄ヲ始トシ、諸卒物始吉シト喜ヒケル、森
 庄藏ハ三左衛門カ子ニテ、信長ノ時ヨリ、度々ノ手柄ヲアラハシテ、鬼庄藏
 トイハレシカ、今度不覺ヲ取ケルソ無念ナル、是ヨリ家康公、信雄小牧山へ
 上リ、陳ヲ取タマフ、○御庫本三河
記異事ナシ、

〔小牧戰話〕 小牧御陳

一同十七日、勝入聲の森武藏守長可、勝入一昨日の燒働を糸々、秀吉の
 目付尾藤甚右衛門と相伴を、羽く近邊を燒働するを、家康公御覽有テ、
 能仁物也とて、急き御出被成、道とて榊原小平太を召、其方の人數と參候
 哉と御尋有る、少々參候、追々可致參著之由申上る、其内酒井左衛門尉
 奥平九八郎信昌、大須賀五郎左衛門康高、丹羽勘介氏次以下押加ひる、森
 武藏守も若年、秀吉の目付尾藤甚右衛門も、京邊播磨備前などにて仕

能弱敵を會釋ひつき、其勝手を功者の三河者おあてり、羽黒郷を出、八
 幡林の鳥居を前へ出、小川を隔テ、散々お弓鐵鉋(鉋カ下同ジ)を打合たる、酒井左衛門
 さゝいといをぬり、敵羽黒村をかさとり、備のぬくらを見せ、いせつうしう
 るへし、備を押し出さるゝと知謀なき敵ぞ、上方武士弓矢のまべの知ぬし
 き也、平攻お責て討取と下知も、武藏守使番隅田内藏介と云侍、淺黄の羽
 織一引付さる歩者十四五人召はせ、備の前へ出て下知するを、奥平九八
 郎信昌打みて、何様とさ敵也、討落(斬之)せしと下知も、侍共拾人となり混々と
 馬々下立て、鐵鉋を以て内藏介を打落も、武藏守是をみて、采を腕こぬ
 きいせ、手鎗追取、内藏允り弔働可仕と進出る、尾藤甚右衛門も知謀なき
 大將とて、目の前とて味方を討せ、詠(味方下同ジ)る處とて、い有ぬしきぞ、かゝせ
 どもと立る故、武藏守備も尾藤備も、旗色も染るをみて、九八郎信昌馬引
 とを打乗、腰おはしぬる采をぬき、一振ぬり、一同おかゝせと下知して、眞
 先お乗出に故、九八郎手勢千餘、川をこへ、森、尾藤り三千の眞中に眞黒お
 突てかゝる、酒井左衛門是をみて、奥平討もなとて二千餘、九八郎お先立
 ンと乗出に、武藏守も甚右衛門も、上方とて武者仕の名高き故、左右お目

信昌ノ兵
杉形ニ成
スリテ突撃

長可羽黒
防退キテ

勝入大垣
城ヲ秀吉
ニ渡ス

天正十二年三月十七日

六〇

を配り、弓鐵鉋を手前へ出し、矢種を惜むに散々打立る事雨の如くなれども、奥平千餘の兵とも、杉形も成て、眞黒鎗を入、兩軍地煙を踏立ては、へ戦ふ、武藏守の父三左衛門、武勇をつき、鬼武藏といはれ、上方の武者餘多持ゆへ、爰を専途と防き戦ふ、奥平の兵とも、死を一戦不究めんと勇む故、武藏も尾藤も足を立ち、奥平も突立ち、三千餘の兵足をもぎめ、三丁餘り只一息、突退くる、羽黒村まで、めぐり付ら、村際にて立おさへ、押洗おさ、は暫くも合處へ、酒井左衛門、貳千餘、左の方を後へ廻をみて、武藏守、甚右衛門、羽黒村にも、多むり得ず、犬山はして、蜘蛛の子を散ま、如く引退く、奥平、酒井勝、不乘し、にくる、夜追て、ま、賀五郎左衛門も、丹羽勘介も、追々馳加、りる故、森、尾藤、う勢爰りし、こて討る、者多し、羽黒村東の山際にて、森、母衣の者、野呂介左衛門返し合勢、橋の真中にて立詠へ、鎗を合せるを、松平紀伊守突か、り、散々不突とて、終、不突ぬ、を、助左衛門、う首を、とる、

一 秀吉公御先手も、濃州へ出張、森武藏守も兼山とり、羽黒八幡林へ出たり、大垣の城と勝入居城なりなるが、犬山へ移りて後、秀吉公へ渡したり、國

忠次等天
野周防守
ヲ案内ト
シテ朝驅

奥平家中
ノ誇張

中打廻りとして、酒井左衛門尉出張、歸て家康公へ申上る、小牧山を敵不彼取候をなと、國中を見下し、悪しかるを、合戦もなり、う、さかるを、し、此方とり山を取敷可申候、又森武藏守後陳をとな、を、羽黒、不、小勢を以て足長、不、陳取候、追散し、上方勢の奴原、不、驚、う、せ、目をさ、む、させ、申候、い、ん、こ申上る、尤、被仰、則、左衛門尉、不、奥平、美作守、本多豊後守、松平主殿、同、與、八郎、松平紀伊守、其勢、貳千計、天野周防守を案内者として相添、朝懸、不、して、一説ニハ、夜討ト、武藏守暫く、あ、へ、戦ふ處、不、美作守、う、旗を後へ廻、を、雜兵跡、とり、崩、を、な、を、と、是、よ、引、立、ら、を、武藏守も兼山はして、敗北、を、奥平家、こ、て、是、を、と、し、く、廣言す、と、なり、は、ま、て、の、事、こ、て、い、な、り、り、なる、此、時、

一 池田勝入、稻葉伊豫守、遠藤左馬允、其勢三萬餘、こ、て、犬山の段の下へ、打下し、様、不、扣、居、る、處、不、森、尾藤、敗軍の、と、し、勝入、き、を、申、さ、を、是、を、り、懸、て、勝負を決、を、んと、勇、を、片桐半右衛門罷出、家康勢、の、剛、敵、と、云、功、者、と、云、御懸、あ、ら、の、必、定、お、く、を、御取有、へ、し、此、備、を、上、の、段、(段の上、下、同、ジ)へ、引、上、御待候へ、家康勢、競、ふ、か、り、來、ら、ん、と、き、待、受、て、合、戦、あ、ら、の、十、八、九、を、御利運、可、有、之、由、

天正十二年三月十七日

六一

天正十二年三月十七日

六二

達て諫め申候、勝入尤と被申、上の段へ備を引揚待居申候、稻葉伊豫守鎗玉をとり、尤後の思ひ出ふ、とせし敷一戦可仕と被申故、若侍とも勇まよひさんて待居たる内、家康公御先手二三千程、武藏守、甚右衛門、う勢を追立く、とせ来る、勝入も、さや能仕物也とて、賑（賑）成て待懸る處、金の扇の馬印遙（遙）見へる、みとり、先手ふあらば、家康もむらふと云て、皆々大事也とて、勝入備もめたり、家康公の敵段の上へ引揚、備きてよる由を聞、勝鬨をゐき、さつと可引取旨、小栗又市、天野周防守を御先手へ被遣、奥平、酒井、う兩備、一同、勝鬨をとつと揚て早々引とる、勝入も、稻葉も、金扇の馬印をみて、始めの義勢ふ替り、鬨の聲を合せ早々引取、榊原小平太も、人数を待揃へ、勝入備を心懸出きれども、勝入も早々犬山へ引取故、小平太も引取とる、今日討取首數貳百餘の内、八拾酒井左衛門、手ね討取、奥平九八郎信昌被召出、大一字の御太刀を被下、左衛門尉（文字取）も、左の御太刀を被遣、殊之外御機嫌とく有之候へと、左衛門尉被申と、御家中之者共は、甲州の剛敵、小田原の大敵と取合たる故、武者を仕馴候、武藏、尾藤などの小世忤目、勝申とて、何得この事、可有之と被申、家康公彌御機嫌と

家康モ来
リ會ス

三河武士
ノ上方勢
批評

く御座候、本多平八郎忠勝へ、今日の御一戦、逢不申、殘多存候、重而之御一戦を待申候、乍去、先年越前の金ヶ崎、江州の姉川、而、信長衆の逃を見候へと、重ての戦も、上方勢あへ申間敷候、せめて鎗合候へと能候者をと被申、石川伯耆守數正被申、惣而上方軍鎗合候とあゆる備、一度もなし、立合味方（敵方）九備、う八備、迄鎗を合候き、う程なる強き鎗先（敵方）の、兎角秀吉罷成間敷候、其後とて御和語（敵方）と考候、皆々如何被存候哉と被申、皆々一同、秀吉を生捕て、一目見さしと勇まらる、○落穂集、續武家
評林、異事ナシ、

〔長久手戦話〕

乾

長久手軍談第二

森武藏守羽黒出張

十七日合戦

武藏守長一（可下回シ）の濃州金山居城ゆへ、大垣の程近く有之處、油斷して勝入、犬山を被乗取、大ふせき被申候、池田へも不知、犬山の先へ出陣、羽黒八幡村を後ふ當て、前ふ小川を扣へ、何様一働可致と備たる、八幡林、おて大蛇出候へと、神主是則八幡宮の御神體也、御勝利疑ひあるよしと申候へと、武藏守、何條八幡の神體可成と、大蛇を引さね捨申候よし、金山の羽黒へ六里なり、森長一の血氣の勇將、おて、古の良將威神、おかるといふ事を不知也、木曾

長可功ヲ
急グ

天正十二年三月十七日

六三

義仲新八幡願書をこめ、信長熱田社祈誓の夏、良將の違ひ格別也、
 酒井忠次斥候、八幡林合戦、犬山邊放火、轆轤引、段之備、
 酒井左衛門尉の、小牧を羽黒へ斥候、森武藏守朝黒八幡林出張やう
 を具ふ見て、早々歸り、神君へ被申上候者、森の手勢計羽黒へ出張て、後八
 幡林を扣へ、前ふ川を當て罷在候、其體殊の外いきて見へ申候、拙者罷越、一
 當りて、上方ふて鬼武藏ととり承ならし候、三河武者の武勇を見、一
 鹽付ケ可申となり、

此節神君小牧山へ御在陣也、小牧より羽黒へ二り、犬山へ二里半餘、小牧
 を子丑のあさおるる也、

神君被聞召、尤也、其様子なら、轆轤引ふ致し候へ、なんの手間入ましくと
 て、奥平美作守信昌を被指添、兩手れ人數馳向ふ、轆轤引口傳はり、酒井右、奥平左な
 り、左衛門尉右之方より進て懸ると、森勢いれて居る故進を懸る處を、酒井
 勢暫くおひゑらひ引退くを、急お追來て候時、左の方を奥平う勢進を懸
 るより、酒井勢追捨て、奥平ふ打て懸る處を、酒井勢取て返し、打て懸るゆ
 へ、森う勢崩立敗軍して追付、數多討取らるゝ也、酒井家次人數の遣様、我

轆轤引

忠次ノ用
兵意ノ如シ

手足の遣ふりとし、諸人感心せ、此節森の勢、野呂助左衛門と云強士
 取て返し相戦ふ、松平又七郎家信十七歳後、野呂と馳合て戦ふ、助左衛門大
 力ふて大太刀を以切立る故、半反計不覺退く、太刀打難叶引組といへども、
 野呂大力は勇士かれ、家信を引伏、首を取らんとする所へ、家信う鎧持來
 て、鎧を捨て、野呂う刀を握る手を押へ、其内は外の從士五六人來て、刀を奪
 んどすれど不放、家信う家士懸著捨ゑる鎧を取て、野呂を突伏ス、ゆへ家
 信起返して、遂お助左衛門う首を取る、神君備台覽處、野呂の勇士也、又七郎
 の若輩、而高名、甚御感被成候也、家信、野呂お組伏ら、し野呂家來お助ら、し野呂子
 有の儘お言上、神君彌是を不淺御感被遊候也、

此又七郎家信の、和泉守信光の筋也、又七郎家光忠子なり、後紀伊守と號ス、
 元和五、攝劔高槻二萬石領、後寛永十二、下總佐倉四萬石、子若狹守康信、寛
 永十五家督、慶安二、丹波笹山五萬石、同嫡駿河守典信、寛文十同所家督、其
 子紀伊守信茲、同家督、京都諸司代、

勝入の犬山城内よて、羽黒合戦の注進を聞、早速人數を出し、後詰可有とい
 へ共、武藏守羽黒出張不知きを不快と思ひ被居、其上小牧を多勢出張の旨

天正十二年三月十七日

六六

及聞、いづゝと詮儀有之、折節稻葉伊豫守犬山お居合せ諫て、敵の多勢お被追立、付入お犬山迄とらえて詮なし、崩立さる勢を追來る處を待請て可戰尤也と、池田父子、稻葉と城内お人數を出し、犬山段上と軍列を分て、段々お備を立、敵追來の高きお兵を發し可討取と陣を整て相待、神君、犬山より人數を出し後詰あらは、六ヶ敷可有と、早々追捨引取へしと、再三御使來て引上ケし也、

段之備口傳

織田信雄、尾張聖德寺及ビ其門前町等ノ年貢諸役等ヲ免除ス、

〔聖德寺文書〕張〇尾

寺内町中并外地引得分繩之内年貢等諸役以下、何も令免除之訖、出入之輩と至る迄違亂煩不可有之、自然下々非分之儀於申懸者、速可加成敗者也、

天正十二年三月十七日

信雄(花押)

聖德寺中

町中

是ヨリ先、毛利輝元ノ將、宍戸元孝等、伊豫ニ渡ル、是日、長宗我部元親ノ

兵ト同國惠良ニ戰フ、

〔毛利氏考證論斷〕四代實錄 五十二 二月六日、

考證 諸證文

吉村小源太組足輕嶺右衛門書上高杉所持、明和六年丑八月十三日差出四通

度々如申、元孝(宍戸)渡海之儀、明後日八日儀定候而、至竹原津被打出之候、豫州大方爲迎被能出候條、竹原と無逗留可有渡海之條、御方之儀誠御辛勞千万候へ共、早々可有出張事千万肝心迄候、遅々候ては不可然候間、柳新(柳澤元政)可申候、恐々謹言、

二月六日

輝元御判

杉二郎左衛門尉殿

〔萩藩閥録〕

百三十一 河野九郎兵衛

昨日十七、(非原忠元)るやう於固屋口、被逐粉骨、被疵之段無比類候、此由輝元お慥可申上候、委細井彈可被申旨候、恐々謹言、

三月十八日

元孝判

天正十二年三月十七日

六七

元孝竹原ヨリ渡海ス

柳澤元政

杉二郎左衛門尉

天正十二年三月十八日

三上平兵衛尉殿

彌三郎元孝

○輝元ノ將渡邊長等、惠良ニ戰フコト、五月二十四日ノ條ニ見ユ、十八日、之羽柴秀吉、美濃大藪ノ毛利掃部助ニ書ヲ與ヘテ、來屬ヲ褒シ、近ク其地ニ出陣センコトヲ報ズ、尋デ、本知ヲ安堵セシメ、新知ヲ加ヘンコトヲ約ス、

〔毛利剛三郎氏所藏文書〕

濃○美

毛利掃部助人質被出候由、寔忠節無是非候、身上出シ同長ヲ呼入ル

(毛利長秀) 毛河被相談、人質被出、其上其方ヘ河内守被呼入候由、寔忠節無是非候、身上事不可有馳走候、一兩日中其表ヘ令出張候條、旁期面候、恐々謹言、

筑前守

三月十八日

秀吉(花押)

毛利掃部殿進上

本領安堵新知加増

今度對秀吉無二忠節、祝著候、依之知行方雖無望候、新知千貫并本知分千百六拾貫、都合貳千百六拾貫文、別日錄在番等事、永代可被全領知狀如件、

天正拾貳

六月廿一日

秀吉(花押)

毛利掃部助殿

知行方目錄事

- 一 四百參拾貫文 石田
- 一 一百五拾貫文 東方
- 一 參百貫文 野條
- 一 貳百貫文 大藪
- 一 八拾貫文 八上桑原
- 合 千百六拾貫文 但本知分、
- 一 四百貫文 奥村 城屋敷
- 一 四百八拾貫文 加賀野井
- 一 一百貳拾貫文 中野
- 合 千貫文 但新知分、
- 都合 貳千百六拾貫文

天正十二年三月十八日

信雄家康
紀伊誘フ一

中村一氏
岸和田ヲ

明石與四
郎

一揆堺ニ
出ツ

貞鍋貞成
在所大津
ニ向フ

天正十二年三月十八日

七二

池田勝入老、森武藏守と御對陣被成候、其時信雄公、家康公、紀州之一揆中へ御内定被下、大坂の秀吉罷出、尾州へ發向仕候者、其跡へ紀州を取可申旨に付、一揆中同心仕候、此年當年迄六十七年程かと覺申候、一紀州根來并和泉地ノ一揆都合三萬程可有之候、此押へニ秀吉公、中村式部ノ少輔一氏、和泉國侍相加、人數五千并式部少加勢、秀吉公、蜂須賀小六殿、明石與四郎殿、黒田筑前殿三頭、其勢三千、都合八千にて、岸和田に在城仕候、岸和田に向テ、一揆方ヨリ付城、中村、積善寺、千石堀、澤田中、右五ヶ所拵、番持に仕り居申候、付城ノ間、或一里、或二里也、

一三月廿一日、秀吉公大坂御出馬ノ筈に相極候處、同十八日、紀州ノ一揆共大軍にて、和泉上道ヲ押テ、堺迄働申候、海上モ、淡路國菅野平右衛門兵船貳百艘にて働申候、岸和田に、人數押出シ不申、城ノ持口ヲ名々に守り罷有候、其時中村殿被申候、敵大軍也、そこの合戦シテ仕損候者、大坂御出馬ノさゝり、可成間、壹人も罷出間布と下知被致候、其時貞鍋次郎申候、我等在所大津無心元候間參度候、あせに披官共ノ妻子罷居候、被遣給候様と被申候へ、式部殿、如何候半哉と被申候時、寺田又右

一揆大津
岸和田間
ノ通路ヲ
斷ツ

貞成等妻
子ト共ニ
大津ニ籠

衛門、松浦安太夫、沼野仁清申候、貞鍋申分尤也、あせよ妻子も候へ、被打散テの如何也、上道ヲ被取切テの大事也、貞鍋ヲの大津へ被指遣可然と申故、次郎大津へ參候内、一揆共取廻し、大津と岸和田と通路切申に付、大津にての上ヲ下へと取亂申候、昔ノ取出ノ跡いまは土居あとも残り、可爲持躰に付、是へ足弱共ヲ入候テ籠城仕候時、家來秋山又之丞進出、貞鍋申候、ケ様之時が侍ノ器量善悪肝要ノ刻也、爰にて能合點被致候へ、大將がウロタへ候へ、惣軍ウロタエル物に候ト申候、貞鍋申候、何と仕候テ可然哉と申候時、秋山申候、爰よ三ツノ仕様御座候、貞鍋、其三ツの如何ント問申候へ、一この妻子ヲ是に籠らせ城ヲ持カ、二この妻子ヲ堺へのけ、我々のかこえヲ突破テ、岸和田へうけ入り、三この妻子ヲ渡せて堺へ除カ、此三ツヨリ外のみしと申候、貞鍋申候、三ツノ中上中下の如何ント問申候、秋山申候、妻子ヲつを堺へ除クの下也、妻子ヲ堺へのけ、岸和田へうけ入の中也、妻子ヲ取出に入、爰にて籠城するが上ト申候、貞鍋申候、それならむ上策に付候テ、籠城可仕と申候、秋山曰ク、それにて討死必定也、よくよく分別可有と申候時、貞鍋次郎十八歳

天正十二年三月十八日

七三

天正十二年三月十八日

七六

淡路の須本官野平右衛門押寄申候、平右衛門とは、眞鍋と代々海上に
 らそひこて中あしく御座候故、平右衛門存候ハ、大津眞鍋在所へ押寄、是
 非共妻子等を引さぐし可申候由こて、數十船(船力下直)こて押寄申候處、眞鍋まい
 りかゝり申候事、然と眞鍋も中々わぐと如何せん存候處、家來も皆々
 曆々れ者共有之候、眞鍋ハ是ハ如何と、秋山又之丞とて功之者在之候、お
 れハ申入候處、又之丞申候ハ、爰ハ三ツこて御座候、岸和田にれき申候
 壹ツ、又ハ堺に退キ申候ハ壹ツ、又ハ籠城ハ壹ツ、三ツこて有之候由申候
 眞入齋十七みて御座候、其内こてはよきハいつれと申候所、はよきハ是
 こて籠城みて有之と、秋山又之丞申候、然時眞入齋則金打仕候、拙者ハ是
 ガ墓所こて有之候と申候得ハ、家來之者共十八九人ともみ金強(強)いとし
 申候、それよ眞入齋家來上下五百人計みて籠城いとし申候處、海上官
 野平右衛門人數千計も可有之候哉、平右衛門舟百船ハうり波うちき
 へはき申候、大方平右衛門人數五六百陸にわたり申候を見まはして、眞
 入齋下知みて内をわて出る、波ぎとみてせり合有之候、然所多賀井
 七郎左衛門能鐘を仕候、片山太郎助見事之高名仕候、首と申候、扱何之

手も取く、平右衛門人數おと、敷海へ追込、はきちらし申候、そ
 れより沖ふかゝりい申候舟共、皆々磯にはき申候、然處へ泉侍松浦安大
 夫、寺田又右衛門後卷に參、岸和田へ早々引取申候、此時眞入齋之御手柄
 無限候、

〔紀州根來由緒書〕根來御家の奉仕之記

一天正十二年 甲申 三月十三日、近日秀吉軍を尾筋に發すへしこて、蜂須賀
 彦右衛門家(正勝カ)政守(阿波)其兵貳千を以て、大坂の留主として、泉州岸和田の城
 ふり、兼て中村孫平次一氏、三千を以て守らしむといへども、根來雜賀の
 賊徒大坂を伺んとするを以て、蜂須賀小六至鎮(家改カ)、彦右衛門(後阿波守)、前野將右
 衛門長康(後馬守)、生駒甚助正俊(後樂頭)、黒田吉兵衛長政(後甲斐守)、播州の赤
 松、明石、泉筋の松浦安太夫宗清、寺田、眞鍋、桑原等、六七千を以て兵とま
 云々、

一同十八日、兼て神君并信雄卿、紀筋根來寺の僧徒及ひ雜賀の一揆、井上
 嘉兵衛を以て兵を發し、大坂の城を攻るき旨謀略有る、是ハ依て、紀筋勢
 貳萬計泉州岸和田より向ふ、海上よりハ土佐の長曾我部、淡路の菅平右

天正十二年三月十八日

七七

天正十二年三月十八日

衛門、同三郎兵衛、兵船二百艘より、堺の津へ働く處に、岸和田の城より其兵三千を分て、是を防んとし、四國の海賊退去る、

〔南紀徳川史〕

的場九左衛門正勝

一祖父源四郎昌長儀、中同權現様、秀吉ト尾筋長久手御合戦之節、御味方仕候様御書頂戴仕、軍令ヲ司リ、泉劔へ出張リ、中村孫平次ト合戦仕候、右權現様へ御味方仕候儀、秀吉憤リ、可召捕トノ儀ニ付、大和大納言秀長ノ家臣桑山修理方へ掛込申候、

○根來雜賀ノ一揆、岸和田ヲ襲フトコト、本月二十二日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔武徳編年集成〕

二十三月十八日、兼テ神君竝ニ信雄、紀州ノ先守護畠山

ノ裔同左京大夫尾張守高政、根來寺ノ僧徒及ヒ雜賀ノ一揆へ、井上嘉兵衛ヲ以テ、兵ヲ發シ、大坂ノ城ヲ攻ヘキ旨調送有、是ニ依テ、紀州勢二萬許、泉州岸和田ヨリ向フ、海上ヨリハ土佐ノ長曾我部方淡路ノ菅平右衛門、同三郎兵衛、兵船二百艘ニテ、堺津ニ働ク所、岸和田ノ城ヨリ、其兵三千ヲ分テ遣ハシ、是ヲ防ントス、四國ノ海賊退キ去ル、

的場昌長

畠山高政

秀吉十九日大坂出發ノ豫定トシテ、延期ノ説

十九日、秀吉尾州へ發向セン爲ニ、今日大坂ヲ首途有ヘキ旨、兼々其觸有シカ、昨日堺津騒亂故延滞セラル、

十九日、丙徳川家康、尾張熱田ノ加藤景延、同順政ノ人質ヲ出セルヲ褒シ、又千秋喜七郎ノ人質ヲ徵ス、尋デ、景延、順政ニ德政免除ノ證狀ヲ與フ、

〔熱加藤家史〕

十四世加藤圖書助順政

急度令啓候、仍其方兩人早々人質被出候事、真令爲祝候、然者千秋事、人質急速被出尤候、其外質物共取候て可然かたをば、千秋方被相談、速に出候様御才覺專一に候、無其沙汰者共、自然後日表裏之子細候ては、各油斷之様可有之、火急に可有落著、次宮中儀前々上様如御時之諸事不可有相違候旨申調候間、可御心易候、恐々謹言、

天正十二年

三月十九日

家康(花押)

加藤又八殿

加藤隼人殿

〔加藤景鄰氏文書〕

尾張

天正十二年三月十九日

年及ノ要
脚及ビ除
役ヲ免
ス得ノ
買屋敷
ヲ賣主
返ズニ
ハ出物
年貢物
ムハサ
質入ノ
損ハ倉
ヲ害ト
紛失セ
質物ハ
シニ賠
ムハ倉
シニ免

代々ノ免
狀任セ
徳政ヨリ

天正十二年三月十九日

八〇

就商買之儀徳政年記要脚國役事令免許畢殊永代諸買得之田畑屋敷野濱
等之儀縱賣主或闕所或雖爲披官退轉不可有異儀然共年貢色成諸^(運)上年
貢事任證文之旨可有其沙汰并質物之儀雖爲盜物藏之不可成失墜本利遂
算用可請之於藏失質之事如大法之本錢以一倍可相果之次時沙汰不可有
理不盡之使自然如此免許之類雖令棄破御代々任免狀之旨此度即信雄^(運)
申上所御領掌也不混自餘於末代聊不可有相違之狀如件

天正十二年

家康(花押)

三月廿五日

加藤隼人佐殿

〔加藤景美氏文書〕

張〇尾

就商賣之儀徳政年記要脚國役之事令免許畢殊永代諸買得田畠屋敷野濱
等之儀縱賣主或闕所或雖爲披官退轉不可有異儀然者年貢色成諸^(運)上年
貢之事任證文之旨可有其沙汰并質物之儀雖爲盜物藏之不可成失墜本利
遂算用可請之於藏失質之事如大法本錢以一倍可相果之次付沙汰不可有
理不盡之使自然如此免許之類雖令棄破御代々任免狀之旨此度信雄^(運)申

除外ス

上所御領掌也不混自餘於末代聊不可有相違之狀如件

天正十二

家康

三月廿五日

加藤圖書助^(順政)とのへ

右之御本書加藤隼人佑同前ニ雖致頂戴爲回祿依令燒失任御意爲後證
以寫各令判形者也

寛永三

成瀬半左衛門尉

五月朔日

之成(花押)

阿部河内守

正興(花押)

瀧川豊前守

忠征(花押)

竹腰山城守

正徳(花押)

加藤圖書助殿^(順正)

天正十二年三月十九日

八一

天正十二年三月十九日

八二

〔加藤景鄰氏文書〕○尾張

返々、向後者聊不可有異儀候、可被心安候、以上、

家康判形之儀、申調進之候、年來之事者如何も候へ、自今已後之儀、何様も家康御取成候て、いさゝくも不可有別條旨、請負可申段候へく候間、可御心安候、恐々謹言、

大久保忠泰

三月廿五日

(大久保)
大新十

忠泰(花押)

(西尾)
西小左

吉次(花押)

西尾吉次

加藤又八殿

加藤隼人殿 御宿所

○家康、其領國三河、遠江等ニ德政ヲ行フコト、三月三日ノ條ニ見ユ、

德川家康、美濃脇田_{尾今}ノ吉村氏吉ニ答ヘテ、織田信雄ノ爲メニ忠節ヲ致サンコトヲ囑ス、

〔吉村文書〕○肥前

家康氏吉
ノ身上ヲ
保証ス

自是以飛脚可申入之處、爰元無案内之儀付、無其儀候節、一章令祝著候、殊鯉送給候、令賞翫候、兼又其元無異儀被相拘之由無比類候、彌此節候之條、對信雄可被抽忠信候、事專要候、然者御身上之儀者、何篇迄請負可申候、委細者原方可被申候、恐々謹言、

三月十九日

家康(花押)

吉村又吉郎殿

書狀之趣披見候、三ヶ條之儀尤只今雖可申付候、何迄堺目者共望之知在之事候、忠節次第与申遣候、其方之儀別而才覺候て、其許引付可申儀專要候、知行之儀者如望可申付候、猶兩人可申候、恐々謹言、

三月廿六日

信雄(花押)

吉村又吉郎殿

德川家康、鈴木重次ニ、美濃惠那、土岐二郡ヲ與ヘンコトヲ約ス、

〔川邊氏舊記〕二

濃州之内依那郡、土岐郡事、右一圓所宛行不可有相違彌守此旨、可被抽忠信

天正十二年三月十九日

八三

天正十二年三月十九日

之狀如件

天正十二年

三月十九日

家康(花押)

(御朱表)
鱸喜三郎殿

是ヨリ先、小早川秀包總元、羽柴秀吉ニ從ヒテ、近江ニ出陣ス、是日、毛利輝元、秀包ノ請ニ依リ、大多和元直ヲシテ、秀吉ノ陣中ヲ見舞ハシム、

〔萩藩閥閥録〕

百二十三
大多和惣兵衛

十日秀吉
坂本ニ出
陣ス

急度申遣候、上口之儀(頼田信連)三介殿(頼田信連)と筑州被及取相、去十日、秀吉坂本迄出陣候、先勢之儀者、勢州、尾州差向之由候、就夫秀包之儀も、筑州同道にて出張之由、然者其方事、乍辛勞今度陣中差上候てくれ候へこの、隆景迄、從秀包内意候て、自沼田被申越候、誠ニ折るへし辛勞之段、無申計候へとも、秀包被申候も無餘儀候間、一とをり罷上候者、可爲悦著候、先様之逗留ハあるはしく候、爲此申聞候、謹言、

三月十九日

てる元御判

(元直)
大多和宗兵衛尉殿

其方申彼在所之事、申越之通承知候、相究候て可申聞候、萬一差合候者、別所を以可申付候、今度京都不圖罷上候段、神妙候(秀包)、元總(秀包)之書狀調遣候、謹言、

卯月八日

輝元御判

(元直)
大多和河内守殿

輝元

猶々、委細者林源二可申聞候、

其方事十二日罷立之由候、誠今度之儀、別而取分辛勞更ニ無申計候、先様之儀、昨日從秀包之飛脚歸著候、互之勝負于今不相見之由候、將又各從是上候者共ニ音信申遣候條、能々辛勞之由も申候而、此狀可相通候、替之儀急度差上候、其趣可申聞候、謹言、

卯月十一日

輝元御判

大河

○秀包等、質トシテ大坂ニ赴クコト、十一年十一月一日ノ條ニ、秀吉、近江ニ出陣スルコト、本月十日ノ條ニ見ユ、

天正十二年三月十九日

八五

秀吉家康
ノ勝負未
ダ豫想シ
難シ

天正十二年三月十九日

八六

大友義統、筑後高良山大宮司宗崎某及ビ大祝鏡山某ノ忠勤ヲ褒ス、尋デ、宗崎某ヲシテ、其所領ヲ安堵セシム、

〔宗崎文書〕後○筑

去年以來良寛以一致忠意之覺悟感悅候、殊長増山誘駝勤番之由候、辛勞之儀候、彌可預御馳走事可爲祝著候、必其堺取鎮、一稜可賀申之趣、猶朽網三河(宗崎)入道可申候、恐々謹言、

三月十九日

義統(花押)

高良社大宮司殿(宗崎某)

宗崎某座
主良寛ニ
一味ス

大宮司領
内ハ不入

其國上下之社家、如前々可有存知候、殊外宮無替目可被任存分事肝要候所詮對社法企新儀輩於在之者、以糺決之上、一途可申付候、次耳納山之口是又可爲往古之姿候、并大宮司領内於國中諸公事、神草創已來檢斷不入之儀、彌不可有相違候、猶朽網三河入道可申候、恐々謹言、

三月廿六日

義統(花押)

高良山
大宮司殿

〔鏡山文書〕後○筑

去年以來良寛以一致忠意之覺悟感悅候、殊東光寺在番之由候、御辛勞之儀察存候、彌可預馳走事可爲祝著候、必其堺取鎮、一稜可賀之之趣、猶朽網三河入道可申候、恐惶謹言、

三月十九日

義統(花押)

高良山
鏡山大祝殿

二十日、酉日吉社再興ニ就キテ、上杉景勝ニ綸旨ヲ賜フ、是日、三千院最胤法親王モ亦景勝ニ令旨ヲ賜ヒテ、日吉社再興ノ奉加ニ盡力センコトヲ要メラル、

〔三千院文書〕城○山

就日吉社再興之儀、依被成綸旨、被相副御直札候、御分國奉加之事於御馳走者、可爲御神忠由梶井宮御氣色所候也、仍執達如件、

三月廿日

法眼任怡

上杉越(宗勝)後守殿

○景勝、奉加ニ盡カスベキコトヲ答へ奉ルコト、六月二十八日ノ條ニ

天正十二年三月二十日

八七

見ユ、

羽柴秀吉、池田勝入興恒ニ答ヘテ、伊勢ノ狀況ヲ述べ、將ニ自ラ美濃ニ出陣
セントスルヲ報ジ、以テ其準備ヲ爲サシム、

〔池田文書〕

〇二 備前

竹中重治

竹中源介口上之儀一々承届候、

一其方御子息（元助）先度者御女子有之、只今者御息男被上候、於茶湯いたきり
る御茶湯を者（天守）被申候事、

瀧川雄利
松島籠
市場ス

一勢州ニ者、松賀嶋一城瀧川三郎兵衛尉相籠居申候を、市場儀者不及申、惣
城乗破、天守計（維利）追上、貳萬餘（維利）にてごりまうせ置申候事、

瀧川一益
神戶城ニ

一神戸城ニ者、瀧川左近父子貳三千にて入城被申候事、

淺野彌太
夫岡本太
郎右衛門
守

一峯城相拵、淺野彌太夫、岡本太郎右衛門尉兩人、千六七百爲留守居殘置申
候事、

秀吉ハ二
十ニ著陣
尻一著陣

一其外五畿内、江州、越州、西國之人數共、江州にて相揃、早天氣次第、明日廿一
日ニ、筑前も濃州池尻へ著陣可申候事、

一池尻へ罷越候者、其城（天守）へ留守居堅被仰付、森武被成御同道、馬乘五騎十騎

にて可有御越候、懸御目談合申可及行申候事、

一水出候者、うちわさり御座有間敷候條、船成次第ニ犬山渡りへ上下之船
を可有御寄候、森武へも被仰て、金山より犬山之間船悉御よせ尤候事、

秀吉部下
ヲ池田稻
葉兩氏ノ
城ニ入ル

一佐藤主計（稗）以一書如申入、諸人之爲候條、如置目城々（稗）に留守居者、筑前（稗）
うか可申付候（稗）う（稗）其方、與州へ申渡候へ（稗）とも、申付候（稗）う（稗）定可申入候事、

一人數備陣捕以下之爲（稗）よ（稗）て候（稗）う（稗）池尻にて書付を雖可進之候、爲御分別
又（稗）い（稗）きの御（稗）く（稗）む（稗）り（稗）よ（稗）て候（稗）ん（稗）と（稗）存（稗）先々只今進候事、

尾張ヲ勝
入ニ與フ

一犬山を以手柄被取候條、動之儀者、其上（稗）ニ早候哉と存、満足仕候儀非一候、
御禮儀不及申候、其子細者、犬山之儀も尾州儀も、過半筑前折骨、其方御一
類（稗）ニ可進候と存候條、得（稗）其方願儀者、秀吉方へ取可申候、尙源介可申候、恐
々謹言、

三月廿日

秀吉(花押)

池勝入

御返報

〇本文書
ハ寫ナリ、

織田信雄、長宗我部元親ノ弟香宗我部親泰ニ書ヲ遺リテ、尾張、美濃ノ
形勢ヲ報ジ、元親ノ攝津ニ兵ヲ出サンコトヲ求ム、

〔香宗我部家傳證文〕 四

先書（長可）委曲申越候、參著候哉、就入洛德川參河守至于尾州著陣候、池田紀伊守、森勝藏已下端々相支候之處、即追崩數多討捕候、依之羽柴濃州表爲可相働、江州堺目迄打越之由候、幸之儀候間、此節可討果候、從其方も、至淡州有出勢、攝州表深々可被相働候、不可有御油斷候、恐々謹言、

三月廿日

信雄（花押）

香宗我部安藝守殿

三介

香宗我部安藝守殿

信雄

○元親、大坂ヲ攻メントシテ、秀吉、信雄ノ和成ルヲ以テ罷ムルコト、十一月是月ノ條ニ見ユ、

北條氏直ノ族同氏照、伊達輝宗ノ臣遠藤基信ニ書ヲ遺リテ、西境ノ靜謐ヲ告ゲ、近ク東方ニ出兵センコトヲ報ジテ、氏直ト輝宗トノ間ヲ斡旋セシム、

〔伊達性山治家記錄〕 五

三月（天正十二年）戊辰小下旬、北條陸奥守氏照ヨリ遠藤山城（傳）

方へ書狀到來ス、左ニ載ス、

指義雖無之候、幸便之間申届候、其以後者、遠境故無音背本意候、然而上方之事、德川家康與當方御縁者ニ被取結、西口明隙候、自今以後、東表可爲靜謐候、然則其表程近候之條、如前々輝宗當方被仰合、貴邊御馳走、此節ニ候、委細大石善左衛門口上相倩候、條閣筆候、恐々謹言、

三月廿日

氏照 書判

遠藤山城守殿 參

○氏直、輝宗ト好ヲ結ブコト、十一年二月十三日ノ條ニ見ユ、

二十一日、（戊）織田信雄、德川家康、紀伊名草郡ノ諸氏及ビ根來ノ僧徒等ヲ招ク、是日、寒川行兼等ニ書ヲ遺リ、紀伊衆ヲシテ、和泉、河内ヲ襲ハシム、

〔譜牒餘錄〕

寒川（二）孫（紀伊殿藩士上）一權現様小牧御陣之節、紀伊名草郡侍三

拾六人、根來者五人、（小、兩所之者、子孫）御味方仕、上方筋ニ可討出之旨、織田

信雄ニ御連署ニ而、井上主計助、（正勝）佐久間甚九郎兩使を以御書被成下

候、（此御書名草侍一紙、根來、此時保田花王院ニ祖父寒川右太夫ニ被成下候御書所持仕候寫、）

天正十二年三月二十一日

九一

家康北條
トノ縁者

井上正就
佐久間正勝

秀吉近江
出陣マデ

天正十二年三月二十一日

九二

今度羽柴恣之砌付而、爲可加成敗、西國北國按合軍行候間、本意掌候、然
と一日も急其國被才覺、始湯川其方案内者候而、早々至泉河表出勢候
様、可有調談候、次身上之儀、連々佐久間甚九郎演説之通聞届候、望之
儀有之候、無如在可申付條、此節忠儀專一候、猶佐久間かよより可
申越候、恐惶謹言、

三月廿一日

御諱御判

信雄判

保田花王
院

保田花王院
寒川殿

〔佐佐木信綱氏所藏文書〕二

覺

寒川直景

一寒川与介(直景)年比六十とり、

これの日高山中寒川と申所其近邊千石計先年ちきやう仕、大閣様へ御
奉公仕候由、即日高山地いつきの時分、案内者仕、いつきうちとさし申候、
其時増田右衛門尉折(長)りを遣し申され候、いつきのくひ數多相上せ申

候、忠節のよし度々被申越候證文御さ候、其以前大閣と尾張陣之砌、御取
あいの時、相國様、常眞御連判の御書も御さ候、此与介今度大坂陣之刻、在
所(後野長)に罷有候を、但馬殿めし出、御陣相勤、廣嶋へ罷下候て、去々年いと勿を
もらい罷上候、御留守中の諸らう人在之御法度故、いつきのふけいと申
桑山伊賀(元時)知行所(元時)こいまに罷在候、妻子の其以前に日高山中(泉南郡深江)に指置申候
事、○下略

右これの日高山中の百姓とも申候通を、坂口作兵へ書付申候以上、

〔南紀徳川史〕

五十三名臣傳十四
寒川與助直景出羽國川邊之住下川

山勘解由左衛門尉時基子孫寒川右太夫
行兼惣領初孫九郎又右太夫生國紀伊

祖先數代之内所々ニ居住仕、在名ヲ以氏ト仕、下川邊、小山、寒川三苗ヲ名
乗申候、

勘解由左衛門尉時基儀、紀劬日高郡舛形之城ニ居住仕、以來代々日高郡
ニ在住、寒川壹圓ニ所領仕候、

父右太夫行兼儀、天正年中小牧御陣之節、紀劬名草郡侍參拾六人、根來者
五人ニ御味方仕、上方筋へ可討出之旨、權現様、織田信雄ヨリ、井上主計助

天正十二年三月二十一日

九三

寒川行兼

天正十二年三月二十一日

九四

政俊(正成)佐久間甚九郎ヲ以御書被成下候此御書名草侍一紙被成下、但紛失、此時保田花王院、右太夫こゝの御別書被成下、今こ所持仕候、右寫附、中略、三月廿一日

右御書頂戴、人數ヲ催、泉河表迄可罷出ト仕候處、最早小牧御陣御和談
こ成候由こ付、引取申候卒年不詳

根來盛重

〔寛永諸家系圖傳〕

百二十八 根來盛重根來右京進、盛重譜ハ、盛重いとけ

なきより紀伊國根來寺のぼり、成長のち有、天正十二年長久手合戦の
とき、東照大權現よりの御使者譜ハ、井上嘉兵衛某トアリ、根來寺にいり、嚴命の旨を告ていこ、今度一山の衆徒こゝろさしを大權現よ通せん
とおもひ急み出陣して大坂の城をせめこゑべきこの御使ふよびなり、
こト下略盛重等、中村一氏等ト岸和田ニ戦フ

○根來雜賀ノ一揆、和泉岸和田、大津等ヲ襲フコト、本月十八日ノ條ニ、
中村一氏、岸和田ニ根來雜賀ノ一揆ト戦フコト、同月二十二日ノ條ニ
見ユ、

〔參考〕

雜賀衆

〔太田水責記〕

小牧原 一天正十二甲申歲、家康公小牧御陣之時、御味方仕

候様ニト、井上主計頭殿字正就、御使者ニテ被仰下候ニ付、根來宮之郷、雜
賀中郷岸ノ庄是等ノ地土共之方へ太田ヨリ廻文ヲ遣、太田左近、同源次
郎、同三郎、右衛門、同三郎、二郎、同源三大夫、同太郎、二郎、同源五郎、同源十郎、
同善五郎、眞福寺、黒田、吉田、村垣、堀内、戸口、植松、島村、島田、川村、山本、若林、藤
田、是等ヲ始、都合三十六人、根來者泉式坊(寺田)ヲ始五人、日前宮に打寄一味シ、
則太田ハ血判ノ書札相認、小牧原へ之飛脚トシテ、太田惣光寺住僧、袈裟
之中へ右廻文ヲ縫込、其僧修行者之體ニ仕立差上候處、無恙參著シ、御取
次ヲ以家康公達台聞、甚以御機嫌之旨、左アラハ各相催、岸和田ハ京都迄
討テ登リ、京都ニ控可罷在候、此方得勝利、京都へ出向可申也、若シ軍ノ習
ニテ不軍之由承候へ者、皆々覺悟之上山家入致候様ニト之御朱印被下
置候、并使之僧ニ者、爲御褒美、朽葉色之御小袖一ツ被下、右御朱印ハ竹之
節ヲ拔、其中に入、杖ニ突テ歸リ、夫ハ右五組并根來寺へ廻文ヲ遣、面々會
合シテ御朱印頂戴シ、御朱印ヲハ泉式坊ニ預置、日限究、泉州へ令出陣、中
略、根來僧徒、中村一氏ト岸和田ニ戦フコト

根來衆

岸和田ヨ
リ京都ニ
上ルベシ

天正十二年三月二十一日

九五

家康ノ朱
印ハ泉識
坊預ル

能阿彌長
左衛門宛
所ヲ改竄
ス

地侍ノ訴
訟

天正十二年三月二十一日

九六

小牧御陣之時、從權現様被下候御朱印ハ、根來泉式坊ニ賴置候處、根來落
居之節、泉式坊何方ヘカ落行、行方知不申候、然ニ遙以後、土佐國ニ於相果
申候コト及聞、其節右之御朱印土佐之國之者奪取所持致候、是ヲ紀州湊
之住人能阿彌長左衛門ト申者、土州方御朱印貫參、御朱印ノ宛所三十六
人之内本人ヲ削其身ヲ始、入魂之者共書加、人數ヲ揃テ書直、安藤帶刀殿
迄僞テ差上、大納言様可被達御聞ニ極候處、當國之地士三十六人之内、右
子孫之者共太田左近、同源十郎、同三郎次郎、同太郎次郎、同源五郎、同源次
郎、同眞福寺、黒田むらニテ黒田喜内大夫、吉田むらニテ吉田右衛門作、同
孫大夫、秋月むらニテむら垣九郎助、同與三次郎、同甚五郎、堀内與六、同左
助、植松彦次郎、有家村ニテ戸口與三、同甚三郎、有家若右衛門、北神前むら
ニテ島村掃部、中島村ニテ加ハ宮ノ國造ヲ憑ユヘ書、島田新三郎、川村新
三郎、野上構口むらニテ山本熊之助、野上龜野川村ニテ若林萬助、坂井む
らニテ藤田六郎左衛門、同長藏、都合貳十六人連判之訴狀ヲ以、寛永八辛
未七月、御奉行安藤忠兵衛殿ヘ段々申上候處、色々御吟味之上、能阿彌謀
計ニ究申ヨシ、○下

國造忠雄

〔日前國懸兩宮緣起〕

伊○紀

天正十二甲申年、東照神君小牧御陣ノ御時、國

宮組

根來勢ハ
堺ヘ宮郷
田ニ向フ

造忠雄御味方トシテ、此時酒井左衛門佐奉リニテ、井上主計頭當國ニ下向
ノ御内命アリテ、忠雄ヘモ被仰下シカト、忠雄ハ社務ノ身ナレハ、出家臣戸
陣ニ能ハス、故ニ家臣郷士等ヲ御味方ニ參ラスヘキヨシ御答申、口彈正、村垣藏人、堀内大炊介、社人嶋田、河村等ニ命シ、神領三千町ノ郷士及
ヒ郷民等ノ剛勇ナル者ヲ駈催シ、三十二人ニ連判狀ヲ爲書、宮組ト稱シ、太
田村惣光寺ノ住僧ヲ密使トシテ奉リケル、根來寺トモ一味シテ、其狀ヲモ
同時ニ奉リケレハ、此太田合戰ノ夜、太閤記ニ一撥ト誌シタルハ、神君御感
思召、井上主計頭ヲ御使トシテ御書ヲ給フ、宮郷根來組共ニ日前宮ノ神前
ニ集リテ御書ヲ頂戴シ、此御書ハ根來組、宮組ヘノ一番ノ御書故、根
州大坂城于時豊臣ヲ責ントテ、根來勢ハ泉州堺ヘ出張シ、宮郷勢ハ同國岸
和田ヘ發向シテ、城主中村孫平治後號式部ト合戰シ、根來勢ト、モニ勝利
ヲ得テ、同國澤、佐野、積善寺、千石堀、畑中、中村ノ六城ヲ保ツ、○下

黒田孝高、禰屋七郎兵衛尉ニ、美作ノ處分ヲ了シ、近ク備前兒島ヲ毛利
氏ヨリ請取リテ後、上方ニ歸ルベキヲ報ズ、

〔吉備温故〕

五十

中島三季之助所藏

天正十二年三月二十一日

九七

天正十二年三月二十一日

九八

御使札忝存候、作州相究一昨日罷出候、然之兒島可相渡由、從隆景被仰候間、
彼島請取次第罷上候、上邊御用之儀候者、可被仰越候、不可有疎意候、隨而爲
御音信百疋、每度御懇忝存候、猶御使者へ申渡候、恐々謹言、

黑田官兵衛尉

孝高

三月廿一日

彌屋七郎兵衛尉殿

〔別本黒田家譜〕二

天正十二年、孝高三十九歳、長政十七歳、

○上略、長政、雜賀ノ一揆ト戦フコト、此時孝高は備中國毛利家の領地と浮
田家の領分の境目を改糺せしと、秀吉卿より被仰付、蜂須賀彦右衛門と
同く備中に行きざるゆへ、岸の和田の軍より、孝高も彦右衛門も向せられ、
吉兵衛并彦右衛門子息小六をも被遣り、○根來雜賀ノ一揆、再比岸和田
見、備中國より毛利と浮田と兩方より分ちて領せし故、入合ある境の所
川切に榜示を立定免たる、

〔筑前黒田家譜〕孝高譜

天正十二年、孝高と蜂須賀正勝と、秀吉の命よて、毛
利、宇喜多兩家領地の境を正す趣しとて、備中より下り、兩家の重臣より會し、榜

孝高須
正勝
宇喜多
共領
多領
利領
境界
從ノ
コト
ト定

示を建定む、○下

○秀吉、孝高、蜂須賀正勝ヲシテ、毛利氏ノ屬城ヲ請取ラシムルコト、正
月二日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔野坂文書〕○十一 安藝

鶉飼新右衛門尉

元辰

元行 參貴報

猶々、御樽肴被送下候、誠ニ懇之至候、忝候、

貴札令拜見候、如仰對賢父様、近年御隱居分之少合力被申付候、其積被仰
談之由、去秋社參之刻、以與一兵被仰聞之條、内々無餘儀申聞候、此節去り
と返事等雖可被申入候、如御存知之、備中表河切と罷成、當時繁多之趣候條、
菟角罷過候、何も以連々少事之儀候共可被申談候、恐惶謹言、

卯月一日

元辰(花押)

元行 參貴報

木曾義昌ノ兵、徳川家康ノ將菅沼定利、諏訪頼忠、保科正直等ト信濃妻

天正十二年三月二十一日

九九

備中表ハ
ル河切ニナ

天正十二年三月二十一日

一〇〇

籠ニ戰フ、

〔木曾舊記録〕

○信濃

御朱印
一前同斷

今日之稼無類候、爲褒美五貫文地可出置候、彌以忠節次第可令加恩候、仍而如件、

天正十二申 三月廿一日

嶋崎監物

嶋崎監物殿

〔山村文書〕

濃○信

於其許内々馳走旨、毛利河内守委細申聞候、彌此時可被入精事肝要候、巨細義昌へ申候間、令省略候、恐々謹言、

三月廿六日

秀吉(花押)

山村良勝

山村三郎左衛門尉殿 御宿所

〔生駒家寶簡集〕

坤

去廿七日御狀今日十九辰刻、尾州和田(樂)をいて令拜見候、抑家康種々雖相催、連々申談筋目依御相違、敵至其谷雖相動候、無指儀由、先以尤候、彌無御越

義昌秀吉ニ屬ス

山村良勝妻籠ニ防戦ス

度候様御計策肝要候、○下略、三月廿九日附、木曾義昌宛、秀吉返書、全文ハ本月二十八日ノ條ニ收ム、

〔木曾殿傳記〕

天正拾貳年之春、伊那郡代菅沼小大膳(正臣)ニ木曾ヲ被爲攻、菅沼

小大膳、諏訪安藝守、保科越前守木曾へ寄來ル、山村十三郎良勝、妻籠城ニ楯籠ル、此要害四方嶮岨ニシテ、山高ク松柏生茂リ、城ノ構へ見へス、敵押寄テ関ヲ作、城中靜リ返テ音モセス、寄手多勢ナレハ、城ハ虚ナリト侮テ一時ニ攻落サント、岨ヲツタツテ山ノ半へカケ登ル、城兵爰彼ノ尾崎ニ出、林ノ中ヨリ鐵炮少々撃出ス、勢ノ多少見へサレハ、敵ハ是迄ソ、早責落セト、一枚楯ヲカツキツレ、切岸へカケ登リ、採落サントセシ處ヲ、城中ヨリ矢ヲ放、鐵炮ヲ打事夥シ、石弓勿カケ大石ヲ落セハ、驚騒テ攻堪テ、手負死人數ヲ不知、將棊倒ヲスル如ク崩落テ敗北ス、寄手ノ軍慮相違シテ、初度軍ニ大勢打レテ引退ク、遠圍ニ數日ヲ送リケレハ、義昌、宮越丹波守ヲ妻籠へ被遣、軍ノ計略ヲ尋給フ、丹波寅ノ刻ニ福島ヲ乗出シ、妻籠ニ至テ、城内ニ時ヲ移シ評定シテ馳歸ルニ、戌ノ刻ニ屋形ニ著、此間往來貳拾貳里、乘手モ達者馬モ逸物ナリト譽ニケリ、敵數日對陣之間、山口、田立、渡島ノ郷民逆心シテ水ノ手ヲ取、糧道ヲ塞、城中難義ニ及、良勝打テ出、有無ノ合戦ヲ可被遂ト評定セララル、中

定利等長圍ノ計ヲナス

天正十二年三月二十一日

一〇一

天正十二年三月二十一日

一〇二

秀吉ノ援
兵來ルト
風聞ス

定利等退
ク

關ノ住關大隅進ミ出籠城ハ堅固ニ守ルヲ本意トセリ、郷民逆心シテ水ノ手ヲトルトイヘトモ、山内ニ滴水有テ、トホシケレトモ事カケス、糧道ヲ塞ハ、足輕ヲ出シテ追拂ハンニ、何程ノ事アラント諫メ、日數ヲ送リケル處ニ、秀吉ヨリ援兵多勢妻籠ノ城ニ發ト風聞セリ、又與川村小天庵ノ住持、我法ナラヌ軍法ヲ學テ、敵ノ圍ヲ追崩ス謀ヲ工夫シテ、紙旗數十本作リ、與川ノ郷民ヲ集野頭ノ原久左衛門ヲカタライ、柴山ノ峯黒岩ニ登リテ、所々ニ旗ヲ立、狼煙ヲアケ、暮ニ及テ山中ニ篝火ヲ燒事夥シ、敵是ヲ見、木曾ノ軍勢後詰シテ、相圖ノ狼煙ヲアケ、秀吉援兵ヲ寄來ラン、前後ノ敵ニ圍テハ難遁ト慮テ、急ニ引退ク、良勝察之、城兵ヲ先へ廻シ、蘭山路ニ伏置、島崎監物、同與二右衛門、丸山久右衛門、林六郎左衛門、同九左衛門、勝野太郎左衛門、鮎澤忠兵衛、森喜左衛門、原助兵衛、大嶋道刃、西尾勝四郎、原市右衛門、倉澤傳右衛門、三尾太郎兵衛、白木道喜、大形助右衛門、小野内記、桑原清助、磯野彌惣、各慕討事甚急也、敵散亂シテ、嶮岨ノ山路ニ馬ヲ馳倒、谷へ落、自滅スル者多シ、良勝郎等廣瀬與一右衛門、鐵炮ヲ以テ、朝日仙介ヲ擊、馬ニ中テ、仙介ハ歩立ニテ退ケリ、黒岩へ登ル與川ノ郷民モ、カケ下リテ敵ヲ追フ、坂本與九郎鐵炮ニ中テ

死ケリ、敵謀ニ載ラレ、圍ヲ解テ引退、剩若干ノ人數ヲ討レテ敗北セリ、秀吉ヨリ義昌へ預御感狀、良勝(良勝)老父、江賜御書、○下略、三月廿六日附、山村良勝宛、書宛所ヲ良候ト爲スハ誤ナラン、ナホ、露原拾葉所收、木曾略系殆ド同ジ、

〔木曾考〕 妻籠々城 并 福島合戦

秀吉森忠
政ヲシテ
義昌ヲ援
トケシメ
ス

渡島村民
坂ス

天正十二甲申年ノ春、豊臣秀吉ハ、家康公ノ攻登シ事ヲ恐テ、義昌ニ命シテ、木曾路ヲ塞キ、伊奈口、美濃口ナレハトテ、妻籠ニ城ヲ築キ、山村十三郎良勝ニ、義昌ノ勢三百騎ヲ遣ス、此城ハ四方高山圍、松柏茂リ、後ニ大河流テ要害ノ地也、秀吉ヨリ援兵トシテ濃州兼山ノ城主森右近大夫忠政(長一カ弟、○兼山城主ト爲フ)大將トシテ、三百騎ヲ遣サント欲ス、木曾ノ兵利ナキ時救フヘキタメナリ、家康公ノ部將菅沼小大膳、其外諏訪安藝守、保科越前守等ニ七千餘騎ヲ副テ推寄、関ヲ揚ケ、城中ニモ聲ヲ合セ、鐵砲少々打出セハ、寄手是ヲ見テ、敵ハ小勢ナリトテ攻登ル處ニ、城中ヨリ大木ヲ投出シ、鐵砲シケク打ケレハ、寄手不支シテ退キ、城ヲ圍テ數日ヲ送ル、義昌ヨリ西尾丹波ヲ妻籠へ遣シ、様子ヲキク、丹波ハ寅ノ刻ニ福島ヲ出テ、其夜戌ノ刻ニ歸ル、人馬共ニ達者ナリトテ、皆感之、往返廿二里ノ路也、カ、ル處ニ、渡島ト云村

天正十二年三月二十一日

一〇三

天正十二年三月二十一日

一〇四

良勝忠政
ノ來授ヲ
辭ス

城中玉藥
盡ク

ノ者逆心シテ、味方ノ通路ヲ塞ケハ、城中次第ニ兵糧鐵砲ノ玉藥盡テ難儀ニ及フ處ニ、剩ヘ山口ノ郷民牧野彌右衛門敵ノ方ヘ内通シ、田立和田島ノ者凡ニ水ノ手ヲ塞セ、敵ヲ城中ニ引入ントス、森忠政是ヲ聞テ大ニ驚キ、兼山ヲ出ントスル處ニ、良勝ヨリ、城中堅固ナレハ、援兵不及ト云遣ス、忠政遠路ナレハ、イツレモ不知故出馬延引ス、良勝長陣ニ倦テ、城ヨリ討出テ相戦ント云ハ、中關大隅留テ、籠城シテ堅ク守ルヘシ、郷民逆心シテ、水ノ手ヲ塞クトイヘ、凡、山間ニタマル水ニテ乏キ、夏ナシ、糧道ヲト、ムルナラハ、輕卒ヲ出シテ拂ント云ヘハ、爰ニ於テ良勝ト、マル、城中鐵砲ノ玉藥盡テ如何セント云處ニ、竹中小左衛門是ヲ才覺セントテ、城ヲ忍ヒ出テ、夜半バカリニ遙ノ谷ニ下リ、搦手ノ木曾川ニ臨ム、此川ノ流レ矢ヨリモ早ク、水綠ニシテ底ノ深ハ不知、此ノ處ハ牛カ淵ト云フ、サテ小左衛門ハ裸ニナリ、淵ヲ游キ向ノ岸ニ到リ、川原ヲ傳ヘ行、三留野ト云フ味方ノ地ニ到リ、城ノ様子ヲ語ル、爰ニテ川達者ナル者三十人計ニ、玉藥ヲ髻ニ結ツケ、河ヲ渡リ城中ヘ入ル、良勝喜テ、黎明ヨリ二三百ハナシノ鐵砲ヲ打出セハ、敵二三十騎一度ニ命ヲ損ス、寄手思ヒノ外ニ欺レ、大ニ驚ク處、又森忠政ヲ始、大軍向フト聞

定利等敗
北ス

ユ、寄手思ケルハ、敵最前僞テ内通シタルナラン、陣ヲ引テ後、彼等ヲ討殺スヘシト怒ル、爰ニ與川村小典庵ノ住僧ハ、同前^{所カ}ノ郷民ニ紙旗數十本ヲ持セ、野頭ノ^{三留野神職ノ先祖}原久左衛門ヲ語ラヒ、柴山ノ峰ニ登リ、處々ニ右ノ旗ヲタテ、狼烟ヲ舉ケ、夜ニ入テ山中ニ篝ヲ燒ク、其光天ニ輝ク、敵是ヲ見テ、福島ヨリ後詰スルナラン、又秀吉ヨリモ援兵來ルトイヘハ、前後ノ敵ニ圍レハイカ、アラント、引退ントスル處ニ、良勝是ヲ見テ、城兵ヲ先ヘ廻シ、蘭ノ山路ニ伏置キ、城中ヨリ島崎監物、同與次右衛門、同忠左衛門、同彦四郎、丸山久右衛門、林六郎左衛門、同九左衛門、勝野太郎左衛門、鮎澤忠兵衛、森喜左衛門、大島道且、西尾藤四郎、原市右衛門、倉澤傳右衛門、三尾太郎兵衛、白木道喜、大形助右衛門、原平左衛門、小野内記、桑原治助、磯彌惣等、逃ヲ追、夏急ナル故、敵遂ニ敗北ス、良勝ノ郎等廣瀨市右衛門鐵砲ヲ發スル處ニ、菅沼カ侍大將朝日仙助カ乗タル馬ニ中ル、仙助歩行ニテ退ク、與川ノ郷民モ出合、追行キ、坂本與九郎ヲ鐵砲ニテ殺ス、廣瀨ハ敵多ク討取テ歸ル、良勝喜、夏限ナシ、秀吉ハ良勝ノ働ヲ感シ、其明年義昌ヘ感狀ヲ遣シ、良勝ヘモ書ヲタマフ、^{○中略、山村良勝宛、秀吉書狀ニカ、ル、前掲}

山村文書
同ジ、書

天正十二年三月二十一日

一〇五

妻籠合戦
九月説

義昌良勝
籠ヲシテ妻
籠ヲ守ラ

諏訪頼忠

鳥居峠ノ
戦

保科正直
妻籠攻九
月説

良勝微勢ニテ堅固ニ籠城セシヲ、秀吉感シテ、三河守頼長鳥居峠ニテ敵ヲ引ウケ力戦シテ、終ニ勝利ヲ得シ其孫ナレハ、珍鋪カラヌ哀ナリト云ケル、三河守良利、最前頼良ト云シカ不知鳥居峠ニテ高名シタル事ヲモ不知妻籠城中ニテ水ノ自由ナラスト敵シル故、夫ヲ知ラセシタル事ヲモ不知、山ノ峰ニテ白米ヲ以テ馬ヲ洗セ、又一夜ノ中ニ城ノ壁ヲ良勝ヲ下知シテ、ル故、敵是ヲ見テ、水ノ自由ヲ思ヒケルト云傳リ、家傳曰、山○紙ヲ良勝ヲ下知シテ、保科越中守正直十二年九月、大妻籠ノ命ヲ圍テ攻討ツ、小大膳諏訪安藝守頼忠、勢ヲ保科正直殿ノ寄手ヲ全ノ歸ルテ退去ラ見レトハ、妻籠ノ是ヲ慕討ツ事甚急ナリ、保科正直殿ノ寄手ヲ全ノ歸ルテ退去ラ見レトハ、妻籠ノ是ヲ慕討ツ事甚急ナリ、木曾故事談異事ナシ、

〔山村系圖傳〕

良勝

同年

義昌主爲抑同國伊奈之敵、使良勝守妻籠之塞、此時東西猶未一統、信州亦多矛楯、木曾豫州義昌主受豐臣家之命矣、伊奈城主菅沼者大號小將軍家之部將也、是以菅沼舉領内之兵數千、來攻妻籠之塞、良勝堅守而不撓焉、會濃州兼山城主森武藏守出師將救之、菅沼慮難相對引還、良勝勝齡猶弱、且以寡小之兵堅固城守、人皆服其材勇也、此事達豐臣家之高聞、賜書於義昌、令慰勞良勝給、東西講和之後、朝日仙助後任子黃卿、與良勝會面談云、往時妻籠之守塞、某亦隨菅沼、親見其持節、故所深感也云、

〔寬永諸家系圖傳〕

四十

諏訪頼忠

小太郎安藝守

十二年

長久手御陣時、御書

をたまはりて、軍行をもよほすの所に、又仰ふよりて在國に、木曾御出陣の時、頼忠先陣ありて、鳥井峠におるて相たゝかひ、頼忠ウ兵たやくうち死す、又妻籠ふても合戦あり、

〔寬政重修諸家譜〕

五十

諏訪頼忠

小太郎安藝守

十二年

長久手の役、御書を

下させ、人衆を催せのどある、信濃の邊境靜ならはるより、まゝ仰よりて、諏訪より、まる、九月、菅沼小大膳定利、保科彈正忠直と、もよ、信濃國妻籠城を攻む、

〔寬永諸家系圖傳〕

三十

保科正直

甚四郎越前守、後、彈正忠と

同年

九月

月、木曾内妻籠の城へ大權現御手遣ひの時、菅沼小大膳りれ、伊奈、諏訪の侍ひとをゆきむらひ、彼城攻取詰し處に、秀吉より後詰の多勢もよほし來りしかども、地形あしきゆへ、對陣あらせして引こゑ、さる難儀不致よふこと、正直とつらひ致し、軍攻まゆふしてかへば、科彈正忠書上

〔寬政重修諸家譜〕

五十

保科正直

甚四郎越前守、後、彈正忠と

同年

九月、鈞命をうきたまひ

天正十二年三月二十一日

一〇八

う程其地理よろしうらばして、急をぬく事を得、之れをから
に豊臣大閣多勢を率ゐてたを來るふより、おを敵しうさく、圍を解て
引退らんことをしに、城兵追討事甚急よして、味方殆おをうくふしむ、このと
き正直殿してのめ戦ひ、軍を全してかゝれ、

〔譜牒餘録〕

保科肥後守 正直

一 同年九月

美濃國中津川に秀吉人數出張、依之諷訪安藝守、松尾掃部助、菅

沼小大膳、保科彈正忠雖出向、地利惡敷、大敵と云、殊太閣後詰之多勢襲來
に依而、對陣不叶引入ル、時令難儀故、正直殿をして無恙引取也、

○義昌、定利等ト戰フコト、月日未ダ詳ナラズ、姑ク義昌ノ嶋崎監物ニ
與フル感狀ニ據リテ茲ニ掲グ、ナホ寛政重修諸家譜諷訪賴忠譜及ビ
寛永諸家系圖傳保科正直傳等、妻籠ノ戰ヲ九月ニ作ル、或ハ是時再ビ
戰ヒシヤモ知レザレドモ、今便宜茲ニ合敘シタリ、

〔參考〕

〔信奥兩州記〕

二〇朝野舊聞哀榮
二百五十所載

家康公御恩莫大成所ニ、秀吉に勢強汝聞、

大閣へ通旗下ニ成、真田安房守、木曾、小笠原三人秀吉へ順、真田の木曾の妻

子に城に有たる故、按、妻籠城は、真田の木曾の誤りなり、家康公木曾の妻子
へ手放向らせし、天正十二年申九月の事あり、木曾ニ楯籠汝攻らせし所
へ、秀吉大軍汝以後詰あり、故人數汝引上らるゝ所ニ、地形をしく引上らせ
難きゆへ、正直公へ殿汝乞ふ、此節殿軍被成、家中の士多く被討、殿の無恙御
引上あり、

毛利輝元ノ臣兒玉元村歿ス、輝元、其子鹽法子元光ヲシテ、父ノ後ヲ繼ガシ
ム、

〔萩藩閥閥録〕

十九 兒玉四郎兵衛

兒玉四郎兵衛元村

始左衛門四郎太郎、左衛門二郎、太郎三郎、

天正十二年三月廿一日死、

兒玉左衛門太郎元光

始鹽法子、

慶長二年八月廿日死、

天正十二年三月二十一日

一〇九

給地
預所

天正十二年三月二十一日

父四郎兵衛尉給地并預所等之儀、何篇無相違裁判肝要候、猶平藤右(平作就之)、兒三右(兒玉元良)可申聞候、謹言、

天正十二

三月廿一日

輝元

兒玉鹽法殿

輝元

親父四郎兵衛尉方跡目之儀、手續無相違被仰付之由、御一通御頂戴尤珍重候、豐前守方以來之儀、於我等後無忘却候之間、向後彌不可有等閑候、猶三郎右衛門尉方可被申候、恐々謹言、

三月廿七日

隆景 御判

兒玉鹽法子殿

進之候

兒玉鹽法子殿

進之候

左衛門佐
隆景

親父四郎兵衛尉方事不及是非候、從前々豐前守方申談事之條、於向後後不可有疎意候、於委細之市介(兒玉元真)可申候、恐々謹言、

三月晦日

元春 御判

駿河

兒玉鹽法丸殿

進之候

元春

反錢

末武、豐井反錢之儀、父四郎兵衛不相替堅固可申付事肝要候、爲其申聞候、謹言、

天正十二

卯月八日

輝元 御判

兒玉鹽法殿

輝元

輝元公御判

付立

一田壹町

山縣 竹之介

一田貳町四反

佐々郡 吉廣名

一田拾三石足

富田之内 德善名

吉廣名
德善名

天正十二年三月二十一日

天正十二年三月二十一日

山里之内
所山

長州
岡枝之内

中山

北之内うい平

から谷

常友名

以上

右任先判并父四郎兵衛尉相續之旨、全不可有相違狀如件、

天正拾貳年六月十八日

兒玉鹽法士殿

○輝元、元光ヲ羽柴秀吉ニ質トシテ大坂ニ遣スコト、六月十八日ノ條ニ見ユ、

肥後人吉ノ相良忠房、同長每、同國佐敷ニ抵リテ、島津義久ニ謁ス、

〔上井覺兼日帳〕○十二日向 天正十二年三月

一廿一日、相良殿兄弟指出也、御太刀、御酒、漆など進上也、此日宮原筑前守御

忠房等義久ニ太刀酒漆ヲ贈

ル

亂舞

會尺被申候、御座躰上座(義久)太守様、御次金吾公、相良殿(伊孫)、忠棟(忠棟)、宮原筑前守、各居忠平公(喜入義久)、攝州、本多紀伊守、拙者也、三獻目相良殿持參之御酒參候、四郎太郎殿御酌被仕候、舍弟長壽殿御提也、終日御會尺也、御點心之時、親貞參被成候、奥山左近將監、松尾與四郎など被仕候、終日亂舞也、○下略、島津彰久、有馬、ル、本月十五日ノ條ニ收ム、

○義久、佐敷ニ出陣スルコト、本月十五日ノ條ニ見ユ、

二十二日、己亥羽柴秀吉、美濃河渡、呂久等ノ渡ヲシテ、渡舟ノコトニ精勵セシム、

〔馬淵平六氏所藏文書〕○美濃

當川渡之儀、晝夜無由斷可渡候、然者兵糧米可出遣候之條、得其意可精入候、猶佐藤主計、春日小左衛門尉可申候也、

三月廿二日

郷戸(河邊、稻葉部)

呂久(原毛)

玄門家(原毛)

秀吉(朱印)

天正十二年三月二十二日

尻毛

天正十二年三月二十二日

喜田

○秀吉、近江ニ出陣スルコト、本月十日ノ條ニ、尾張犬山ニ入り、兵ヲ部署スルコト、同月二十八日ノ條ニ見ユ、

紀伊根來雜賀等ノ一揆、再ビ羽柴秀吉ノ屬城和泉岸和田ヲ襲フ、守將中村一氏等、逆ヘ撃チテ之ヲ卻ク、

〔佐竹文書〕 五乾

湯川 玉木
湯川 秀吉
湯川 紀州
湯川 分表
湯川 分表
湯川 分表
湯川 分表

一去廿二日至泉州面、根來寺、雜賀、玉木、湯川、其外一揆三萬計ニ而取出候所、岸和田先番者切懸、首五千餘討捕候、以其競敵城不殘乘取、紀州面迄存分申付、隙明候事、書狀、全略、三月廿六日附、佐竹義重宛、秀吉

〔生駒家寶簡集〕 乾

廿二日申之刻書狀、今日戌刻至岐阜到來令披見候、今度及一戰得大利之事、各相談調儀感悅候、殊二度め之武篇、貴所一身之見合を以、彌討果候段、無比類働喜悅候、寔何方ヘ遣候共、如此候ヘハ、あふあけあく心安事ニ候、爲忠恩可令褒美候條、憑敷可被存候、其表猶以無越度様ニ可被申付候、恐々謹言、

筑前守

秀吉 岐阜
生駒 親正
賞ノ 戦功
賞ノ 戦功
賞ノ 戦功
賞ノ 戦功

三月廿四日

秀吉書判

生駒甚介殿

〔黑田文書〕 七

義昭公信長公秀吉公御書并目錄之寫

去廿三日之書狀并首之注文到來候、寔今度之合戰大軍之處、即時ニ切崩候之段、粉骨無比類候、我々留主中ニ如此動無是非候、一方明隙祝著候、此表之儀明日うるは、まて寄馬候、清須表ヘ押詰可相働候、於時宜者不可氣遣候、將又備前衆於相越者、早々此方ヘ可越候、尙追々可申候、恐々謹言、

筑前守

三月廿六日

秀吉

黑田吉兵衛尉殿

〔侯爵前田利爲氏所藏文書〕

其表爲御見廻以御札申入候、仍今度於泉州中村、蜂須賀、前野を始被及一戰、則時切崩、數千人被討捕之旨、昨日示預、委曲承届大慶不過之候、誠如此之御仕合御威光無是非次第候、書狀、全略、三月廿九日附、秀吉宛、惟住長秀

〔松井家譜〕

春光君御譜一 一天正十二年春、織田信雄公、秀吉公与被及矛

天正十二年三月二十二日

一一五

中村 一氏
蜂須賀 家
政野 長泰

秀吉 八二
留間 七
陣スベシ

黑田 長政

楯、○中其比柴田遠江入道紹安(松井)之返書案、

筑州さゝ爲御見舞飛脚被進候者尤可然存候、在陣以來不申承御床敷存候處、貴札本懷候、隨而泉州表一揆蜂起仕候處、被打果旨聽而相聞、上下満足申候キ、○下略、卯月十二日附、柴田紹安宛、松井

〔佐竹文書〕 五坤

根來雜賀四國相談、到泉州、河州、表及行候間、筑前守到途中雖罷出候、失治術無一行徒在滯候、○上下略、三月廿五日附、皆川廣照宛、大久保

〔顯如上人貝塚御座所日記〕

城○山 一廿一日、船手百卅艘計陸路一同こ上

口へ罷上也、岸和田請手こ、土橋平丞兄弟兩三人物主トシテ四五千計在之、然處岸和田城中打出、キリカ、ル處こ、四時分こ雜賀衆敗軍、上口へノホリタル人數モ打歸所ヲ又懸合、先勢ヲ追崩、數多討捕、已上岸和田へトリアツメタル首七百六十九ト云々、此外所々こ討捨アリ、根來寺衆も罷立て、半分過の根來寺法師ノ頸也、下和泉ノ一揆ノ在所小木ト云所こ鳥羽、中村、シヤクゼン寺あこいふ所ノ城イツレモ落城悉放火、畠中、澤此兩所、在所の悉放火候へとも、城以下相拘了、其日、翌日廿二兩日ノ間

大久保忠泰、皆川廣照、皆川陣吉、ハ出陣セシ、ハ起一依、蜂起ニ依、ニ滯在ス、ト云フ、土橋平丞

鳥羽中村、積善寺等、落城ス、畠中澤ハ、保島

一氏光佐ヲ訪フ

秀吉近江ニ兵ヲ集ム

こ、根來寺衆雜賀へ陸路ノ衆悉罷下云々、船手ノ衆ハ相殘、廿二日晚、岸和田表へ打出(衆脱カ)、佐野へ打歸也、重而根來雜賀衆不及相催、但佐野こ爲番手少々在之云々、

一中孫平昨日之合戰本意ノ由ニテ、今日當寺へ(廿二日)爲御□□禮被參、於御堂こりあへ、御見參、御盃出て、御酌よてのまれ歸城あり、新門様(後如)、興門様(與正寺佐題)、同前こ御見參也、御とりさりの躰也、

〔多聞院日記〕 ○三十一 三月廿二日、

一和泉國へ根來寺サイカ奥衆一揆數萬立了、河州大坂表以外騒動了、如何可成行哉覽、○中略、羽柴長秀等、伊勢松嶋ヲ攻ムル、筑州ハサホ山邊へ人數ヲ集、東ヨリ家康上ニ付、爲出迎云々、天下動亂色顯ル、如何可成行哉覽、心細者也、任神慮闇々トシテ明暮迄也、無端事、

廿五日、

一去廿二日、於泉州岸ノワタ表ニテ合戰、一揆數多討取、南衆敗軍云々、

廿六日、

一略○中泉州ハ一揆打出、近國物念、一段機遣心細キ事也、○下

朝夕兩度
ノ合戦

蜂須賀家

一揆千石
堀等築
砦ス

〔兼見卿記〕六 三月廿三日、庚子、○中略傳聞於南方和泉表一揆蜂起、自大坂
罷出、一揆二千程討取之由注進云々、

〔蜂須賀彦右衛門覺書〕(天正)一同拾貳年、從秀吉公紀伊國一揆の手寄をして、和

泉國岸和田の城、中村式部少輔被指置候處、一揆猛勢出たるに付而家
政ヲ岸和田へ加勢を被遣、三月廿二日、一揆と朝晩兩度の合戦、家政
鑑ヲ合申、家老中山左平次討死、其外家來之侍餘多討死仕候、

〔寛永諸家系圖傳〕七十 蜂須賀家政正勝ハ嫡男、同十二年、秀吉より紀

州一揆のおさへとて、泉州岸和田の城、中村式部少輔被さしをるゑ、

所ハ一揆多勢にて出張するふつゐて、家政、岸和田へ加勢ふさしこそ、
三月二十二日、一揆を朝晩兩度の合戦、家政鑑、被さるゑ、家老中山左平次
討死、其外家來のをれあまゝ戰死を、○下略、秀吉、家政、播磨ノ地ヲ與フル、
ナホ寛政重修諸家譜、蜂須賀家、政譜及ビ蜂須賀家譜、異事ナシ、

〔蜂須賀家記〕瑞雲公諱家政、十二年甲申、太閤使中村一氏式部少輔守岸和田

城、備根來雜賀賊、賊築千石堀、畠中礮諸寨據之、數攻岸和田城、太閤命公及黒
田長政等赴援、三月、公擊賊卻之、賊六七騎、草林狙撃公、我士中山直幸左平躍

一氏畠中
ニ向フ石
堀ニ向フ

黒田長政

一揆其兵
ノ半ヲ岸
和田ニ殘

馬直進、連殲數騎、將退中銃死、公遂與諸將議攻賊寨、一氏向畠中、公自向千石
堀、既而一氏使人來告曰、畠中可一舉而拔、請亟出援、有武市信昆太郎左衛門、新
進士也、進曰、臣察賊情狀、連結互爲應援、寨未易拔也、不如誘賊決于野戰、公然
之乃辭使者、一氏又使人促公者、再、公辭之如初、將退軍、信昆曰、距此十町、岸和
田城南有塹、阻塹東向而陣、則有利、公從之、賊果以二萬餘人來攻、公馬上揮槍、
進殲一將、我衆競進力戰、大破之、畠中、礮之賊聞之潰走、○上下略、渭水聞

〔寛政重修諸家譜〕四百二 黒田長政吉兵衛、十二年、太閤、織田信雄と矛

楯り及び、尾張國を發向、其の隙をうかゝひ、紀伊國根來雜賀の法師等一
揆、拔起し、大坂よりうち出むとて、おまゝにより、其押として、中村式部少輔一氏
とたぬし、和泉國岸和田城を守り、寄來る敵をうち破り、みづから首二級
を打とる、○上下略、寛永諸家系圖、

〔黒田長政記〕(二)一天正十四歲、紀伊國雜賀根來衆一揆を催し、中村式部殿居

城和泉之岸和田之城をたそひ候に付、爲御加勢、蜂須賀阿波守、長政公御
兩人、岸和田へ御加り被成候之時、紀伊國の一揆根來衆一同仕り、大坂、堺
へ相働、岸和田の城、お手當を半分殘し、堺表へ相働候時、手當之者、濱御自

天正十二年三月二十二日

一一〇

身御かせぎ被成候、御兩人の御人數よて御切崩之處ニ、堺表へ相働候人數、堺を差捨、岸和田へわをひ來候時、二度御せり合被成候、悉ク追崩、長政公御自身御太刀討御高名被成候、其時當座之御褒美として、河内國(河内國)田村と申在所を被下候、長政公、阿波守殿御兩勢計よて、御切崩被成候、根來衆致敗軍候、蜂須賀彦右衛門殿、如水の爲御上使、備前美作御攻よ御越被成候、其故御名代として阿波守殿、長政公岸和田へ御越候、

〔別本黒田家譜〕ニ

天正十二年、孝高三十九歳、長政十七歳、

秀吉公の信長公の御子織田信雄と矛楯よ及ぶ、彼と戦はんため、尾州小牧山に起き給ふ、其隙をうかゞひ、紀州根來雜賀の法師等、兵を起し大坂邊に打出んとす、秀吉公其おさへとして、和泉の岸和田の城に、中村式部少輔を被遣置、又黒田長政、蜂須賀小六家政、赤松下野守、明石左近、生駒雅樂頭、黒田兵庫之助を添番として被遣る、然る所に、三月廿日の朝、根來雜賀の凶徒等船と陸と二手に分て來り戦ふ、一手は船にて境表に動き、一手は大勢岸和田に残りける、長政勇み勵んで攻戦ひ、眞先に進んだる敵二人をみづから切伏、其外悉切崩し、敵多く討取給ふ、此節境表に動きける敵も、同日の晩

〔黒田家臣傳〕上

栗山備後傳

又岸和田に寄來りけるを、長政再び戦て悉く切崩さる、長政の家臣栗山善助、菅六之助等、兩度の戦に手柄を顯はしける、此由秀吉公聞給て、長政に感状を賜る、其文ニ曰、○下略、三月廿六日附、黒田長政宛、秀吉書狀ニカ、栗山備後傳

天正十二年、泉州岸和田にて、雜賀根來の凶賊を討給ふ時も、利安朝合戦に分捕し、又さかひ表より働きし敵に懸合分捕し、一日二度の合戦に高名をぞしたりける、此時利安が家來大野彦太夫も、敵一人討取高名しける、○上略

〔黒田家臣傳〕中

菅和泉傳

同十二年、岸和田に戦乃時も、長政よ隨ひ行、三月廿日朝晩兩度の戦よ分捕高名をさる、○上略

〔羽後生駒家譜〕

親正(天正)

十二年、太閤、織田信雄ト隙アリ、徳川公、信雄ヲ援ケテ小牧山ニ戦フ、又南海ノ賊ヲ誘フテ、大坂ノ虚ヲ擣シム、是ニ於テ賊海陸並來テ、岸和田(和泉)ニ逼ル、太閤急報ヲ聞キ、親正及ヒ蜂須賀家政等ヲ遣リ、城守中村一氏ヲ助ケシム、賊勢甚猖獗ナリ、親正奮戦シテ根來雜賀等ノ賊ヲ撃破ス、斬獲甚衆シ、○下略、秀吉、親正ニ播磨ノ地ヲ與フル、

天正十二年三月二十二日

一一一

天正十二年三月二十二日

一一二

〔眞鍋眞入齋働覺書〕岸和田一戰之覺書、眞鍋貞成

秀吉二大坂ノ一日發說

一 同三月廿一日、秀吉公尾州御進發トシテ、大坂御立被成候、明ル廿二日之曉、紀州一揆共岸和田城押こゝ、人數二萬餘り殘シ置、七千餘リニテ大坂へ働申候、是ヲ岸和田こゝの夢こも不存、近々ト押へ之一揆共出申ヲ見テ、岸和田こゝの持口ノヲ持うゝ免罷在候、然所へ誰ダ下知も無之こ、岸和田方ノ下ニ指出、上ノ手中ノ手下ノ手三筋ヨあり、敵ニ取付申候へど、上ノ手下ノ手の敵崩を申候ヲ追討ニ罷成候ニ付、鑓合申タル者ハ無御座候、中ノ手の兩方杉ありヨ成懸申候、式部少内成合平左衛門、神谷平右衛門、林門太夫三人鑓合申候、則時突崩申候、先々ニテ追討ニ仕、返合骨ヲ折申候者、品々可有之候、此三人ノ内成合平左衛門ハ、木村伊勢守奥刃ハ所替之刻、式部少手前ヲ走り、伊勢守所へ罷出候、伊勢守則平左衛門ニ知行三萬石、夾ノ城ヲ預ケ申候、

一 同日、中村ノ付城へ敵ヲ過半追込候テ、式部下知ニテ、此城ヲ取卷申所ニ、其日ノ曉、山手ヲ上方へ働申候一揆共、堺ノ津ヲ沒倒仕り、政所ヲ追出シ、住吉天王寺迄働申候へ共、大坂城留主ニ蜂須賀彦右衛門罷有コ付、大

成合平左衛門

一揆堺ニ入リ政所ヲ追出ス

一氏中村ノ岩ヲ圍ム

坂迄ハ不參、堺邊ヨ罷有所コ、岸和田表合戰打負、味方ノ一揆敗軍ヲ聞、七千餘ノ一揆共則跡へ押戻シ申、同日、八ツ時分ニ式部少輔中村ノ城ヲトリカコミ候所エ、上道ヨリ一揆共七千餘押立參候、式部少輔本僅三百餘ニテ一戰成ヘカラス、爰ニテ式部少心弱クシテ城ヲ頼コ一寸モ引ナバ、初合戰ニ勝テ追行タル先手モ、壹人モ不殘被討、岸和田ノ城モ可被乘取コ、式部少輔少モ不動、將机ニ腰ヲ懸テ、馬廻僅三百餘り、皆々馬ヲのりとあしおり敷、式部下知ヲ仕候ハ、一揆ハ軍配ノ法あし、一陣さへ切崩候ヘハ、跡ハ百萬モあまらぬ物也とて、堂ノ池ヲウゝ取備ヲ立、七千餘ノ大敵ヲ待懸申候、敵モ近々ト押ウケ、よらゑ合居申内ニ、二里四方ニ打散テ敵ヲ追行候、味方はヲ見テ、一足ヨウケ付、式部本陣へ集リ申候、式部名將トイヘハ、對揚スヘキ勢ニテ無之候間、一揆共足竝ニテかゝり候と、則時ニ式部ヲ可討取ヲ、式部ガ簇本の固ク立備タルヲ見テ懸リ兼候内ニ、式部こゝの先手ノ者共馳加リ、無程かゝり候へハ、敵たまり兼、又追討ニ成申候故、此時モ鑓合申さるハ無之候、高名ハ品々御座候ハハ、同日兩度首數八百計討取申候、我等モ堂ノ池廻ニテ高名仕候、

一揆ヲ追撃ス

天正十二年三月二十二日

一一三

天正十二年三月二十二日

一二四

眞鍋貞成

〔眞鍋眞入齋書付〕眞鍋眞入公有増御一生之御書付

(天正十二年)

一天正十一年より同十三年迄五ヶ所ノ城ニ一揆罷有、岸和田ト日々ニ掛合御座候が、三年ノ内岸和田ノ者共、様々ウセヅリ可有之候、乍去三年ノ間ニ鍵合申者ハ壹人モ無之候、以上、○中村一氏記、コトヲ載セズ、

一同三月廿二日ハ大合戦有之候、此時紀州雜賀并根來不殘七八千程にて岸和田へ寄參、岸和田ハ先々籠城ノ用意にて、持口ノをかゝめ居申候、城ハ責カ、ハ様子も取ク、我々カチにてうち通り申候、式部少輔殿ノ御下知も取ク候へ共、若キ衆我先ノトカケ付、其内ハ式部殿御出ニ而、惣カ、ミミチ候へ共、皆々追討成申候、其時ハ眞入公ノ家中ハ首級廿一トシ申候、尤太郎助も首をとシ申候、

一同日之晩方に、岸和田の上道を敵出申條、五六千モ可有之候哉、先刻之大合戦ニ一檢共負申候故、とヤカクト一檢とも了簡いハシ申候内、岸和田ハ勝合戦ゆへ、ミミチ追討いハシ、第一中村ト申敵ノ城へ過半追込申候而、中村を皆々取卷ク衆も有之、其外手放ふさき申候故、岸和田衆或ハ一里二里ノ内に打散居申候ハ流いて、式部少輔殿之本陣漸々三

片山太郎助

一揆中村ノ岩ニ逃入ル

一氏一代ノ功名

百計有之候、式部殿一代之手柄ハ此時にて御座候、然所敵五六千にて參取卷申候、式部殿ハだうの池と申て、とゞ長キ池御座候、此池をかゝり、三百計にて押むりひ、備をよて申され候、然所ハ敵もきを參申候而、池の向ハ備をよて、互に^(マカ)、^(マカ)申候所ハ、式部殿の御内新田勘右衛門ト申ハ、弓ハ大兵にて御座候、此勘右衛門敵方の能武者ト見ハ申候を二人、弓みて射たふし申候、然者敵事之外色ハしくちり申候内、扱方々ふうち散申候味方共、そ^(マカ)、^(マカ)申候、岸和田よりをと^(マカ)、一さんみ欠著、程取ク二千計ニナリ申候、然處ハ式部殿の御下知にて、惣カ、ミミチ成候へ共、早々追崩し申候而、追討成申候、此時眞入齋一番高名被致候、片山太郎助も、此時高名有之由、三月廿二日、兩度之大合戦ト申ハ、此時の事ニ而御座候、右兩度共眞入公并太郎助も高名御座候、

一泉河内津の國ハ境ハ、三國の茶屋とて御座候、粉川法師ハ三池坊ト申候者、柴田久右衛門久六を呼入、根來法師加り取出をいハシ申候而、合戦御座候、此時眞入齋家中へ首三つとシ申候、

一泉牧尾法師寺領落され無念ニ存候而、俄根來法師牧尾ハ呼入、我^(マカ)、

三國茶屋合戦
保田安次

横尾攻

天正十二年三月二十二日

一二五

天正十二年三月二十二日

こ仕、岸和田に之諸役不仕候故、岸和田よりねしう参申候得、根來者出合、見事なほ鑓御座候、片山太郎助一番鑓并こ松浦安大夫内岡本半六にて御座候、半六此手柄よ、淺野(左馬)但馬殿に三千石こ而相濟申候、太郎助事半六、貳十間も先み御座候、是人々能々存候、太郎助事古人故、律儀至極之者故、全ク主功を申立候事不存寄候、然故他を望不申、そのほ、眞入齋所居申候、

一泉州之事先々あら、如此候、少宛之事中々限も無御座候、眞入齋同家來之者并片山太郎助も様々御座候事、

〔南紀徳川史〕

名四十九 傳十 眞鍋五郎右衛門貞成

一天正十二申年、泉州岸和田一戦之砌、秀吉公よ御感狀被下、于今所持仕、其後天正十三酉年、蜂須賀彦右衛門方へ罷越、知行三千石給罷在候、

〔紀州根來由緒書〕

根來由緒

天正十二年甲申、尾州小牧、長久手表よて、權現様と太閤秀吉公と御合戦の砌、秀吉公より根來一山御味方可仕旨被仰下候得共、御返答不仕候、傳云、權現様の兼而御契約仕置候故、今度秀吉公より貳萬石寄附可被

成間御味方可仕様ニ被仰下候得共、御請不仕候、

權現様根來一山頼被爲思召之旨、兩使を以て、此兩使名不知御書被成下候と、今度

太閤秀吉と御合戦被遊候、依之秀吉味方從西國攻登り可申候之旨、於大坂

防可申候段被仰下候間、奉畏候由御請申上、大傳法堂ニ於て一山の僧俗一同ニ御請仕候と云々、紀

根來より攝劔大坂表に出陣仕、大坂城ニ秀吉公被殘置候人數と合戦仕り、

及對陳、泉劔岸和田近邊千石堀積善寺濱之城三ヶ所之取出よて合戦仕候

内、岸和田勢も中村式部也、千石堀出張への愛染院、福永院と宗として、尤

弓鐵炮勝をざる者凡三千計籠る、此時愛染院を鳴神左衛門、根來大膳、同小

道者、福永院の和泉坊、歸一坊、須一坊、無王坊、赤城等籠る也、後此大膳、小道者

かこ、伊奈圖書手(家次)よて殺させり、大膳の鐵炮の上手よて、今鐵炮系圖

こ引之あり、又遙う後根來平左衛門と御旗本に被召出、是元來鳴神左

衛門と申さる人あり、當時鳴神氏祖父武左衛門、平左衛門と從弟よて、互

出入有しう、今のまへより、通路無之、又云、伊奈圖書組の關ヶ原御合

戦後給しと也、本多氏に預ヶ被成しも、後年は又宇津宮(忠)よて惡逆よ與セ、

立腹して百人一所に埋め、今以て百胴塚と云有り、

天正十二年三月二十二日

長久手御扱お罷成申候、依之秀吉公より出張こも引拂可申旨被仰下候得共、權現様より御一左右御座候迄の難引候由、御返答仕候、

〔根來寺燒討太田責細記〕南紀一乘山大傳法院根來寺

一先年諸國蜂起之砌、津田松之坊、岩室坊土橋、泉職坊（下四ヶ所）山崎、赤井坊小納言、惣山四人之旗頭こて、一山ノ軍ヲ司申候、普門院、威徳院、正像院、南藏院、右京坊、大仁坊、大部坊、三位法印、玉寶坊、愛染院、大福院、淨心院、根來左京等ヲ初、關東中國近國爲加勢切取、享祿之比の信長公之時迄、於十四ヶ國百貳拾萬石餘令寺領候、然處秀吉公大傳法院之寺領百貳拾萬石餘の過分之至、向後貳萬石こて秀吉公へ可仕旨御使者到來、一山衆徒不得其意候、依而爲紀昃之押、岸和田之城こ中村孫平次一氏御差置、和泉國積善寺、仙石堀、澤、高井、畠中、久保田六ヶ所構要害、天正十一年之二月の同十二年こ至り、年來相挑、然の家康公小牧山御陣こ付、井上主計殿御使者こて、根來寺并名草之郷士共へ、味方可仕旨被爲仰下、御請申上候、○信雄、家康、根來ノ僧徒、及ビ名草郡ノ諸氏ヲ招キテ、和泉河内ヲ襲ハシムルコト、本月二十一日ノ條ニ見ユル日前宮へ相寄、一味連判之御請書、太田惣光寺こ爲持奉指上候處、無異義致參著、御取次ヲ以、家康公達御耳候處、

根來ノ四頭

根來一山ノ所領百萬石及ノ説

積善寺等六ヶ所ニ構テ要害ヲ要ス

和泉ノ一揆

信雄家康ガ秀吉ト和セシメ爲メ根來衆ハ歸陣ストノ説

根來盛重

御機嫌之旨、左候の其方相催、岸和田の京都迄打テ登り、京都こ控居候へ、此方得勝利、京都へ出向可申の思召こて、惣光寺へ爲御褒美、朽葉色之御小袖被爲下置、御朱印ハ竹杖之内納杖ニツキ歸ル御朱印の泉職坊こ預置、根來勢ヲ初、雜賀、太田之人數、泉昃表の出張、積善寺之城兵相加り、都合九千五百餘兵こて、仙石堀、澤、佐和三ヶ所こ楯籠、畠中之城、和泉一揆千五百人、高井之城二百人、久保田ノ城之人數、都合一萬千餘兵、中村孫平次ト挑戰、根來勢畠中之城兵こ岸和田ヲ爲セ押、堺表迄打登、所々令放火候處、無據兩御所様御和談被爲遊候由こ付、堺の歸陣之砌、孫平次打出、互こ引ジト攻戰、双方手負討死其數不知、此故こ其日の互こ退陣ス、右秀吉公之不應命こ、猶此度之働御憤強ク候付、三ヶ所ノ要害彌堅固ニ構、弓鐵炮玉藥多籠置、究竟之猛勢楯籠、孫平次ト數度之及合戰、動の欲屠り敗岸和田城、○下略

〔寬永諸家系圖傳〕

百八

根來盛重根來右京進

天正十二年○中略、家康、根來ノ僧徒

ヲ招クコトニカ、本根來盛重根來右京進天正十二年○中略、家康、根來ノ僧徒
月二十一日ノ條ニ收ム、根來盛重根來右京進天正十二年○中略、家康、根來ノ僧徒
不の盛重ならびの愛染院○寬政重修諸家譜根會長となり、大坂
おををむき、お住吉の邊いふるところふ、あとより急を流けていと

長政盛重ノ軍功ヲ稱ス
玳瑁ノ槍

く、岸和田の城ををさへんがさめ、そ取へをく所の紀州の士卒、岸和田の敵兵よをびやうされて味方敗北、うねがゆへに敗軍は卒をたまたんださめ、住吉より引うへまれどき、岸和田より出る大將蜂須賀家政、黒田長政、中村孫平次、宮部法印等、中路をさしとさまでとどめんとし、こゝにをひて盛重先手にまゝみて、敵の堅陣をやふり、蜂須賀が家人山中左平次をうち、それ首を得きり、此戰場をひて、盛重が軍功群士ふまぐれさりど、他日長政をむく人ふりよりて盛重を美稱す、長政が談話をきくもの當世よも猶あふべし、このやう紀伊和泉兩國ふをひて、あふひあ城をきつき冤讎をふせぎ、あるひあ城をせめ利兵をとりひしぐ事、くわしくいこゝにのせき、昔年根來寺みて、軍功あふものみあ、その賞として玳瑁の槍をさげ、盛重玳瑁の槍三本を得たり、

〔日本耶蘇會年報〕(歐文材料第一號譯文)

耶蘇會のバードレ及びイルマンの日本通信 第二編

我がバードレ等、一五八四年の通信に係る都方面の戦争中に起りたる事に就きて、

根來寺ノ大坂僧徒等ノ願ヲ復シメテ之ニ復トセシムルヲ欲ス
大坂僧徒等ノ願ヲ復シメテ之ニ復トセシムルヲ欲ス

おるがんちの

前に述べたる如く、羽柴が全軍を率ゐて出發したる後、根來といふ坊主等、他の人々と共に、羽柴が彼等に對して惡意を懷き、勝利を得て歸るときは、彼等を攻撃すべきを知り、好機を利用せんと欲し、約一萬五千人を糾合し、出で、羽柴が大坂の周圍に造らんとしつゝありし新市を悉く焼拂ひ、其城を占領して、信長が五六年間攻圍せしも屈從せしむること能はざりし坊主を、此城に入れんと計りたり、城及び市には戰ふことを得べき人殆どなく、新に築造中なりしが故に、全然開放せられるたり、彼等は出陣し、四五日の間に、其通過せし村數ヶ所を破壊焼却したり、市に住める人々は、何物をも全うすること能はざるを知れるが故に、各その能ふ限りの家財を取出したる後、家に火を放ちたり、市の内外の道路には盜賊充滿し、直に之を奪取りしかば、何人も遂に一物をも携ふる能はざりき、此の如く市街は安土山の破壊焼却せられたる時の如く掠奪せられたり、其時バードレ・オルガンチノは、他のバードレ一人及びイルマン二人と共に同所にありしが、彼等は家財を取纏めて急ぎ乗船し、會堂は火災の危険に委することに決したり、而してバードレ・オルガンチノは、其處を去ることを欲せざりしが、

秀吉援兵
ニ送ル

中村一氏
僧徒等ヲ
破ル

首ノ代リ
ルニ耳ヲ切

僧徒等大
坂ノ近ク
ニ進ム

小西行长
ハ京都ノ
生レ

キリシタン等は、此處に留るの必要なく、空しく死するに過ぎずと言ひて、彼を強制したり、事態此の如くなりし時、羽柴は一人の部將に六七千の兵を附し、和泉國に在る岸和田と稱する城に入らしめたり、此道は敵の必らず通過すべき所にして、彼等は羽柴が此處に守備兵を置きたることを知らざりしが故に、城は直に攻陥し得べしと考へ、守備兵と激戦するの要あらんことを期せざりき、而して何等の備をなさざりしが故に、孫平次孫市孫市ハ、中村混同シ居レルガ如シトハ其部下を率ゐて、敵兵を大に苦しめ、短時間に四千餘を殺したり、而も彼等は、各其殺したる者の首を取りて、之を主將の前に出すを習慣とせしが、既に疲勞せし故に、只耳をば切りしのみ、此事は大坂に達する五六レグワ手前にて起りしが、敵は多數にして掠奪を望みしが故に、根來の兵士の一部は、是より更に前進し、殆ど大坂の見ゆる地點に達しむたりしが、同僚の敗戦を聞かや、勇氣を失ひて、急ぎ退去せり、是に於いて跛人、少年、老者及び幼兒に至るまで、勇を振ひて彼等を殺戮せしかば、若し夜に入らざりせば免るゝ者少かりしならん、羽柴の軍の主將はキリシタンにして、名をば小西行长アゴステニヨと言ひ、都の産なり、彼は教會の友に

行長海軍
ヲ率キテ
和泉ノ海
岸ヲ襲フ

大友宗麟
砲ヲ信長
ニ贈ル

秀吉攝津
河内ノ諸
城ヲ命ズ
破却

して、敵の出陣の報に接するや、約七十艘の艦隊を率ゐて、海上より堺に近づきたり、彼の乗船は我がガリヤン船に似たるものにして、銃多數と砲一門を有せり、此砲は豊後大友宗麟の王が信長に贈りたるものなり、而して彼は敵の通過せる和泉の國の海岸附近に上陸して多數を殺したり、此勝利に依り、大坂は再び平穩鎮靜に歸したり、此事はデウスの大なる慈悲にして又特別の恩寵なりき、若し大坂の市焼け、其城奪はれたらんには、津の國及び河内の諸國に於ては、羽柴が嚮に諸城の破壊を命じたりしを以て、敵は何等の障碍なく安全に都に入りて、一切の主となるべきを以てなり、尙ほ此他に起るべきは、羽柴が戦争に於いて多數の人命を失はんことなり、我等の主は、津の國界及び都の基督教徒を救ひ給ひしなり、若しデウス此の如き特別の慈悲を垂れ給ふことなくば、悉く敵の手中に陥りしなるべし、略上、長久手長久手役ノコト及ビ竹鼻攻圍ノコトニカ、ル、四月九日及ビ六月十日ノ條ニ收ム、

○根來雜賀ノ一揆、岸和田ヲ襲フコト、正月一日ノ條ニ、岸和田、大津ヲ襲フコト、本月十八日ノ條ニ、秀吉、生駒親正、黒田長政等ノ岸和田ニ於ケル戦功ヲ賞スルコト、四月十二日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔武家閑談〕

一 一〇中略、根來雜賀ノ僧徒、大坂ヲ襲ハントシ、然處ヘ尾張
 犬山々早飛脚到來し、去ル十七日、森武藏守長可、尾藤甚右衛門羽黒迄働
 出候て、權現様衆と一戦し、權現様方勝利にて、森、尾藤、匍々犬山の城へ取
 込候由申來る、秀吉公大ニ驚き、名將の家康を心安く留てりひ敗軍仕能
 兵數百うさせ候、森、尾藤、越度なりとて、翌廿一日、大坂を御出馬
 て、尾張口へ急うせ給ふ、紀州一揆の勢根來れ杉坊、赤井防、荒土佐并雜賀
 孫市、的場源四郎杯評定志て、秀吉公の大坂を被立候由、いさ留守へ仕掛
 候のんとて、二萬三千を二手にわけ、一萬四千餘の岸和田、向、殘九千餘
 の東に山陰を堺へ働とて、三月廿一日丑の刻に取掛候、夜明廿二日の朝、
 岸和田城中よても、大敵寄懸候を見て、一氏下知を不待志て、こやをの
 兵共目の前れ敵を只置所よてなしとて、三人四人打つせ、堀柵を越
 て打て出、三筋よ分せて寄手へ打向ひて、一氏の矢倉よ上り見候得り、大
 勢行重り寄手へ取付ふ、家老早川助右衛門、川毛惣左衛門の、追々使
 番を出し、引上ケ候得と申遣候を、一氏見て、夫も無用お、ケ様よ先へ行

秀吉二大坂
ノヲ一日大坂
ノヲ一日大坂

早川助右
衛門惣左
衛門惣左

菅笠ノ馬
印

明石左近
赤松晴政

野一色頼
母内匠

一氏堂ノ
池ニ陣ス

重なる、互に取草有時、引上ケ候ても物となを仕りり、結句物よりれ
 の時敗軍なる物也、我出て下知を多しとて、鐵蓋^(切カ)ヶ嶺と云甲の緒を、馬
 印押立、岸和田の城を打出、先へ行重りたる三口に先勢の、遙か後をか
 へり見るに、菅笠の馬印岸和田より押出し、さ、さ、さや式部少輔り取出
 候のと云程こそ、三口の先勢勇進て、一萬四千餘乃紀州勢へ掛り候
 よ、寄手一支もせに敗軍志て、七ツの付城へ取込も有、直に紀州へ逃を
 り、式部方勝よ乘て散々追ちらし、算を亂し、七筋よをて追討候、其
 内中村に城へ過半逃籠候故、是をとりまき攻戦ふ、此合戦お黒田長政十
 四歳よて真先お乗込、太刀討して直取の高名、殊更もき付よて被打候、家
 來栗山備後利安も能首討取ふり、明石左近も赤松晴政も直取れ高名、蜂
 須賀家政も手をおろして戦ひし、家人中山左平次以下數輩討死也、
 一氏り兵共川毛惣左衛門、早川助右衛門、野一色頼母、藪内匠、何も手柄を
 ふるひ能首討取候、國侍より寺田又右衛門、松浦安太夫、真鍋五郎右衛門、
 桑原大和守、何も高名様々也、斯て先手の逃るを追て、二里四方へ打散り、
 一氏の纒三百計よて堂に池ヲ陣を取、先勢の歸を待被申候、其日八時分

天正十二年三月二十二日

紀州勢堀
ヨリ返シ
來ル

一氏堀ニ
向ヒシ一
揆ノコト
ヲ知ラズ

一氏ノ沈
勇

黒田長政
等來授ス

新藤勘右
衛門

黒田孝高
大坂ヲ留
守ストノ
説
孝高岸和
田ニ赴援

天正十二年三月二十二日

一三六

罷成候、扱又今夜の内より山手へ廻り堀へ働候九千餘乃紀州勢も堀へ
打入、政所を追出し、思ひの儘に亂妨し、住吉迄も働候處より岸和田表より軍
有と聞て取て戻し、元の道を岸和田さして欠付る、一氏も初より搦手は
九千は一揆勢、夜中に山手へ廻り、堀へ働たるの夢もえらびして、合戦
よの打勝たり、先手のまごふを待て、堂は池より南頭より備候處に、其日の八
時分、山手堀海道より馬煙夥敷立て、人數一萬計蒐來る、一氏旗本は兵共
遙より見ろへり、大坂より加勢は來るろと見る所より、左のなくて紀州一揆
勢也、一氏先手の七方へ追行、(本筋カ) 籠り三百計也、寄藤半左衛門、中村彦左
衛門諫申り、此小勢にて荒手一萬計は敵より向て、何とぞて勝利可有候哉、
物際いまた十町餘も候得り、少も早く岸和田へ御取入可然と、口々に意
見仕候、一氏少も不動、ケ様の時必弱して一寸も城へ引ろ、追行たる先手
の棄殺され、根城をろつき被取物也、其上一揆は百萬もほを、先手さへ切
崩せと、二の先三番目は氣遣おし、我より任せよとて、敵の一同は懸り兼
る所を積り、堂の池を半分前より當、菅笠乃馬印押立、籠三百計にて九千
の敵を待る候、一氏下知して、いつをも乗馬を皆岸和田へもとし候へ、馬

を引付置時、引退る心出で、未練も成ものなりとて、一氏は床机は腰
をろけ、静りろへりて備へらる、一揆勢も一氏は小勢を見て、平掛り懸
來る、扱始一戦は勝て、逃るを追て、二里四方へ打ちらしたる先手七千計、
跡を見返り候、多勢見へて、式部旗本へ懸り候、必定敵なるを、皆戻せよ
とて、黒田長政、蜂須賀家政、赤松晴政、明石左近大夫、寺田又右衛門、松浦安
太夫、眞鍋、桑原も皆敵を追捨て、我先より一氏は旗本へ懸戻る事雲
霞の如し、一氏は兵共藤井藏人、市橋監物、近藤左京、天野和泉、國侍乃沼野
主膳、興晴、岸和田より助來る、一氏は兵共皆々折敷、鎧を作り待る候、新
藤勘右衛門の精兵とも手置なれり、物置きは立て散々お射る、紀州勢見
る内より手負死人重候故、堤を便り懸り兼候を、一氏打見て、弓は者共る空
穂矢籠迄も勘右衛門は渡せと下知して、矢を持寄、算木は積る如くは
勘右衛門より積置、指取引詰射させたるに、時刻うつり、先手より、黒田
長政、蜂須賀、赤松、明石の人々、寺田、松浦、眞鍋等追々お欠付て、見る内より一
氏は旗本五千計は成候、黒田孝隆(高)入道如水は、大坂御留守居成し、岸和
田大敵出て難儀お及よし風聞を聞、一子十四歳まで、彼地より有る心もと

天正十二年三月二十二日

一三七

天正十二年三月二十二日

秀吉一氏
以下ノ功
ヲ褒メス
早川彌五
左衛門ノ
傳フル覺

なく思ひて、手勢七百餘よて大坂よて懸付、一氏ヲ旗本を乗越て、敵の後へ被廻候を見て、一氏磨を取て、掛り候へど下知され、居付る兵共一度よ立上り、吐と鑓を入申候、紀州勢九千餘一溜りもなく敗軍仕候、黒田長政も今朝討取る首一ツ鞍付ふりし、此所へ先手ヲ駈著、究竟の敵と渡り合、又能首一ツ討取、合て二ツ高名也、家來栗山備後も又能首を討取候、眞鍋五郎右衛門、野一色頼母、早川助右衛門も先手より駈著ツ、各敗軍の敵ふ出合、皆能首取候、黒田如水も、子息長政ヲ黄羅紗の羽織、浪の丸ぬされ腰さし、鹿毛の馬に乗て馳通るを見付て、扱も無事なりと勢勇て横合ふ懸り候故、敵軍彌敗北して、散々に逃落るを追懸、首八百九拾餘討取也、一氏ハ兩度の軍ハ勝、此旨早飛脚よて、秀吉公草津御宿陣へ被申上候、御感不斜、一氏よ御感狀被下、國衆寺田又右衛門、松浦安太夫、眞鍋五郎右衛門も御感狀被下、一氏家來川毛惣左衛門、早川助右衛門、野一色頼母、藪内匠も御感狀被下候、是を岸和田大合戦と申候旨、土井大炊頭利勝家來早川彌五左衛門物語也、是ハ早川助右衛門子息なるゆへ、覺書よ有之を所望して寫置候、右の内國衆式部家來都合七人御感狀被

松浦安太夫

眞鍋貞成

川毛備後

下候、此内寺田又右衛門も、翌年乃秋、大和納言秀長公ニ付、阿州一の宮よて討死、松浦安太夫も秀吉公御馬廻りにて壹萬石被下候、石田治部少輔一味よて、伏見の城一番乗して武名を顯し、關ヶ原御一戦の後、佐竹義宣へ御預、義宣家老成敗の時、家老と安太夫と、討果し死る、其子も安太夫と云、駿河よて喧嘩して切腹、子孫斷絶、眞鍋五郎右衛門ハ堀秀政、戸田民部よ仕へ、後よ秀吉公御旗本よ御奉公、關ヶ原御陣以後、福島正則ハ奉公、後ハ紀州頼宣卿へ罷出、病死、子なく去て跡絶る、一氏家來四人、野一色頼母も、關ヶ原御陣よ株瀬川よて討死、子孫も權現様に被召出、今に相續、早川助右衛門ハ後浪人去て池田輝政へ奉公、藪内匠ハ細川忠興へ罷出、子孫今ハ有、内匠ハ忠興よて壹萬石を領、川毛惣左衛門後よ備後と云、一氏の子中村伯耆守一忠死去の時、公儀よて御答ふて、内藤若狭守ハ御預、後切腹、是ハ鐘馗乃指物よて、山中城よても先をうけ、方々手柄有し兵なりといへり、

一中村伯耆守一忠の嘶ふ、幾度軍有ても鑓の事ハ稀也と聞、亡父式部少輔一氏、根來雜賀の押、泉州岸和田の城主に被差置、根來雜賀乃一揆ハ泉

天正十二年三月二十二日

十二年春
ヨリ三月
年三月三
日ノマ

天正十二年三月二十二日

一四〇

州へ打立、澤村、田中、積善寺、千石城、畑中、濱の城六の城を構六番に分て岸
和田と取合、天正十二年乃春より同十三年の三月迄、毎日の軍なれ共、本
は、鎧の只一度也、所謂天正十二年五月十六日、木川よて一戦の時也、式
部手前よて成合、平左衛門、神谷、平右衛門、林門、太夫三人鎧を合る、國衆よ
て、の山上、半太夫、松浦安太、吉田沙汰之助、寺田又右、田賀井左吉右衛門、眞
五郎左衛、三人鎧を合る、此六本は鎧よて外よ、二年の内は鎧といふも
のなしと語らむるごあり、○紀州根來由緒書、武

〔太田水責記〕小牧原

一根來勢の塚ニ陣取、後方來ル五千ノ勢ヲ待居候、其節岸和田城番中村孫
平次一氏、軍法ニテ根來勢ヲ無恙堺迄導、後ニ繼五千ノ様體ヲ見テ、城方
切テ出、散々ニ戰、雙方手負討死其數ヲ知ラス、此故ニ其日ハ互ニ退陣シ、
後陣峯之庄ノ人數ヲ備責寄候處、先陣ハ引退、二陣雜賀勢ニテ受留、入亂
戰、味方大半被討、殘ル勢ハ葛城山へ落行候、然處宮太田勢ハ阿曾川ニ陣
取居候ヲ、敵見付テ、我先ト追懸ケ付込申ニヨツテ、暫時鎧ヲ合、味方引退
處ヲ、太田左近、同源次郎、同三郎次郎、同善五郎四人引返シ、阿曾川ニテ究

一氏先鋒
根來勢ヲ
シテ堺メ
出陣シメ
二陣雜賀
ノ勢トメ

太田勢ハ
中村城ニ
入ルト
岸和ヲ
攻陷スト

堺ニ赴キ
根來勢
返シ來テ

竟之武者三騎ヲ川中へ突倒、首討取、敵少シ退候、其競ヲ以押寄、岸和田迄
追込、夫々殘ル味方へ渡シ、太田勢ハ中村城へ引コメ休息シケル、然處孫
平治ヲ殘ル四千之者トシテ、岸和田ヲ攻落シケレハ、孫平治一氏四千之
者大木山に押寄、已刻分申刻迄攻戰、味方引退處ヲ、中村之城ヨリ太田勢
見付、稠敷討テ出、其上塚ニアリシ根來勢聞付、急備ヲ直シ馳下、雙方入亂
相戰、首數多斬捕、殘勢ハ追散シ、堺邊迄令放火、中村城ハ泉ノ一揆共ニ預
置處、無程御兩所様御和睦之由及承、各致歸陣候、○上略

二十三日、庚子羽柴秀吉、播磨ノ藤井與次兵衛ニ命ジテ、船ヲ攝津木津浦ニ
繋ギ、以テ紀伊根來雜賀一揆ノ大坂來襲ニ備ヘシム、

〔近藤文書〕

前〇豊

態申遣候、四人之船共、木津浦其邊ころけ置、自然一揆者共船手にて相越事
も可有之候間、令調儀うちころをへく候、可精入候、不可有由斷候、恐々謹言、

三月廿三日

秀吉

朱印

藤井與次兵衛殿

本願寺光佐、顯如使ヲ羽柴秀吉ニ遣シテ、物ヲ贈ル、

天正十二年三月二十三日

一四一

天正十二年三月二十三日

一四二

〔顯如上人貝塚御座所日記〕

城○山

廿三日

一圓匠、筑州御陣見舞ニ爲御使罷越也、

これハ廿一日ノ間ニ可發足分ニ候ツモ、御小袖被下、出來承て廿三日ニ發足、御音信之物共注文別ニアリ、秀吉へ御小袖^三、道服^二、此外廿所餘へ御音信遣之、

羽柴秀吉ノ老臣淺野長吉^{政長}、書ヲ蜂屋五郎助ニ遺リテ、近江諸職人ノ諸

役ヲ免除センコトヲ囑ス、

〔岩倉石工共有文書〕

江○近

以上

追而申入候、様躰之儀ハ、大橋勝左衛門尉指越候條、可得御意候、以上、

態令啓候、仍其郷石屋共ニ、五郎助様^{（よしか）}へ夫役可被仰付之者候^{（旨カ）}て迷惑之由申

來候、從秀吉様御免除之者候條、被成御用捨候様ニ被仰上尤候、石屋ころき

らす、諸職人右之通候條、度々御届申入事候、自然被成下御判候へハ、御ため

も如何敷候條御分別尤候、達而於御存分者、彌殿^{（淺野長吉カ）}へ申聞可得御意候、恐々謹

言、

内田半助

石屋
秀吉近江
諸職人ノ
除役ヲ免

内田秀庵

三月六日

秀庵判

蜂屋五郎助殿

御下代中御宿所

天正十二年甲申三月六日

下代

給人

國役

態令啓候、仍御知行内諸職人地下竝夫役可被仰付由にて、御下代衆并御給人衆より御違亂之由候、度々如申入候、江州諸職人秀吉様諸役被成御免許、如先々國役可被召使^{（てカ）}め、去年以御目錄被仰出候條、如御置目被仰付候者、可給候、併頼入存候、右之諸職人之儀、寂前我等御取次申候得者、扱申入儀候、恐々謹言、

淺野彌兵衛尉

三月廿三日

長吉判

蜂屋五郎助殿人々御中

○秀吉、築城ノ爲メ、近江ノ諸職人ヲ大坂ニ召シ、其諸役ヲ免除スルコト、十一年八月二十八日ノ條ニ、長吉、近江岩倉石工ニ、舊ノ如ク、馬淵山

天正十二年三月二十三日

一四三

天正十二年三月二十三日

ノ石ヲ探ルヲ許スコト、同年十二月九日ノ條ニ見ユ、

一四四

徳川家康、近江石部ノ一揆ニ答ヘ、所在ノ衆ヲ糾合シテ、忠節ヲ致サシム、

〔譜牒餘録〕

五 松平上野介家臣

一 御朱印 天正十二年三月廿三日、被下一揆中、是者山岡意閑と申者之母方伯父江州石部地侍之由、

榊原康政

一 翰令啓、仍爲内證被申越候、通令得其意候、然者此節在々被示合、時分相叶可有忠節事專一候、於有望之子細者、何篇も可任存分事、不可有相違、尙榊原小平太可申之狀如件、

天正十二年

三月廿三日

御朱印

一 揆中

使者被指越候、口上之通則得其意候、仍於其表可有馳走之由候、誠本望此事

候、然者彌無御油斷調策專要候、委細具榊原小平太可令申候、恐々謹言、

五月九日

御諱御判

石部右馬丞

石右

徳川家康、近江信樂ノ多羅尾光俊ヲシテ、其所領ヲ安堵セシメ、尋テ、其子光雅ニモ亦山城ノ地ヲ與ヘンコトヲ約ス、

〔古文書〕

多羅尾尾 〇記録御用所本

多羅尾四郎兵衛尉光綱、同作兵衛光正書上、

東照宮御判物

上山城三郡、但此内大内御領并公家領、上様御判形給、到只今其旨存知仁除之、江苧進藤跡職、同國本領田上、大石可爲如前々事、右此度依忠節、爲其賞所宛行、永不可有相違、彌以此旨、可被勵軍功者也、仍如件、

天正十二年

三月廿三日

家康御書判

〔譜牒餘録後編〕

十三 多羅尾諸旗本之七

多羅尾四郎兵衛尉殿 〇譜牒餘録後編多羅尾久八

條々

天正十二年三月二十三日

一四五

御料公家
領及ビ信
長ノ他ニ
與ヘシ知
行分ヲ除

天正十二年三月二十三日

一四六

一山城國醍醐山科谷惣郷吏、

一西岡三拾余郡事、

一馬迫之事、

右領知才(破當行カ)行當上者、知行不可相違者也、仍如件、

天正十二年八月廿四日

家康御書判

多羅尾作兵衛尉殿

覺

一天正十二年所々御働之節、多羅尾四郎兵衛可勵軍功之旨被仰付之、此節從權現様、三月廿三日領知之御判物頂戴之、于今所持仕候事、

一同年八月廿四日、從權現様、多羅尾作兵衛方へ、領知之御判物頂戴之、于今所持仕候事、

一秀吉公、多羅尾之領知御取上、罕人仕候義、先年明智反逆之刻、權現様多羅尾四郎兵衛在所迄入御被遊、御忠節申上候義、而も御座候哉、此段多羅尾作兵衛方より、井伊兵部(直也)少輔ヲ以言上仕候之處、從權現様、御懇之御内

秀吉光俊
ノ所領ヲ
沒收ス

書頂戴仕、于今所持仕候、此以後作兵衛義、久八郎与名改申候事、〇寛永諸家系圖傳

多羅尾光俊傳、コノコトヲ載セズ、ナホ寛政重修諸家譜多羅尾光俊譜及ビ同光雅譜異事ナシ、

羽柴秀吉、池田勝入恒ノ母義徳ニ書ヲ遺リテ、勝入等池田氏一族ノ尾張犬山城略取ノ功ヲ賞シ、尾張ヲ勝入ニ、美濃稻葉ヲ其子長吉ニ與ヘンコトヲ約ス、

〔原富太郎氏所藏文書〕〇相模

(勝九郎元帥) せう九郎殿へい、それさ匂へ内き申候まゝ、これ又御心やまゝ候へく候、以上、

(勝三郎恒興) こんどうせう左いぬ山の御てから、中ノ御禮申之かりあく候、お包りのき一ゑんせう三ゑ進之可申候、又いあとのき、ちきやうあいそへ、(長吉) 藤三郎殿可進之候、其ためにそれさ匂まで一ふて進上候、恐々謹言、

三月廿三日

秀吉(花押)

秀吉

おゝちさ匂

ちくせん〇本書ハ秀吉ノ自筆ニカ、ル、

〇池田元助、森長可等、犬山ヲ攻メテ之ヲ抜クコト、本月十三日ノ條ニ

天正十二年三月二十三日

天正十二年三月二十三日

一四八

見ユ、

德川家康、尾張熱田大宮司千秋喜七郎ニ替地ヲ給ス、

〔熱田大宮司由緒記〕張○尾

熱田大宮司職之事

右(信長)上様并信雄任御判形之旨訖、但所々有之大宮司領、爲其改替野波之郷三百五拾貫文、於向後不可有相違、殘而不足之所百貳十貫文之得替、(信雄)三介殿(信雄)申上可遣候、所如件、

天正十二年

三月廿三日

家康御書判

千秋喜七郎殿

○家康、喜七郎ノ質ヲ徵スルコト、本月十九日ノ條ニ見ユ、

是ヨリ先、美濃遠山ノ遠山半左衛門尉等、森長可ノ屬城同國明知ヲ攻ム、是日、德川家康、之ヲ褒ス、尋テ、家康、半左衛門尉ヲシテ、其本領ヲ安堵セシム、

〔上原準一氏所藏文書〕岐○讚

(信長)遠山半左衛門尉殿

度々注進令祝著候、明知之模様具得其意候、殊有夜討、敵數多被討捕之儀、無比類事共候、彌無油斷稼等專要候、尙替儀候者、追々可有注進候、恐々謹言、

三月廿三日

家康(花押)

遠山佐渡守殿

遠山與助殿

遠山半左衛門尉殿

○譜牒餘錄所載遠山伊兵衛書上ニハ、コノ下ニ下ケ札與助儀ハ佐渡守筆ニ而御座候トアリ、

遠山佐渡守

前々拘持之本領不可有相違、然上者、向後守此旨、於抽忠信者、新知可宛行者也、仍如件、

天正十二年

三月廿五日

家康(花押)

遠山半左衛門尉殿

〔寛永諸家系圖傳〕九十

遠山利景勘左衛門尉、後民部少輔と號す、生國同前領地上ニハ、おふし、天正十

年、信長甲州ニ發向のとき、利景ならびニ猶子一行、東照大權現の麾下ニ屬

天正十二年三月二十三日

一四九

遠山利景

河尻秀隆
等ト共ニ
甲斐ヲ守ル

美濃ノ諸
士森長可
ニ屬ス

長可利景
ノ人質ヲ
殺ス

利景四月
十七日攻
陥知ス

秀吉明知
ヲ森忠政
ニ與フ

秀包三月
十三日津
ヲ出發ス

新念ノ爲
メ太田ニ
於テ神田
ヲ寄進ス

天正十二年三月二十三日

一五〇

し奉ふ、勝頼滅亡のち、河尻與兵衛尉そのをり美濃組に數輩ならびに利景一行等、甲州の城をまもり、同年六月、明智日向守光秀、信長を弑せるをよきて、甲州在番に輩各本國よかへし、利景父子も又駿州よをもむらん、すて、江尻よきさるるころに、本多作左衛門尉(重次)よゆきあひ、自今已後もゆてら大權現よけりへしてはゆべき旨を約諾し、濃州よかへりぬ、このとき森武藏守長一(下河原)、豊臣秀吉よ屬し、濃州金山の城をほもふ、かるがゆへ美濃組に諸士の、秀吉の命にまがひて長一よ屬し、各人質をいざす、利景やむとを得ず、て、一行が娘をもりて質とし、金山に城よつりひ、數月ををくり、翌年の秋よよびて、ひまをうかひ、をそるに本領明知をもち出、參州足助よいざす、大權現よつるへしてまつるをきむ、上聞お達をたごころふ、を恥ち御許容あり、長一この事を聞、はあいざ怒て、人質一行の娘を生害し、戸を利景が故郷のうち野原村の河邊よさらす、大權現この事を聞食及むれ、御憐愍の御詞をくはへさせよまふ、

同十二年、長久手合戦のとき、森長一が家人石黒藤藏、關左門等お濃州明知に城をまもらしむ、此(此)に利景、大權現の仰をかうぶり、をこやあよとせむるひ、四月十七日、時刻を移さずかの城をせめたとし、首十五級をきりて、此うち三級をもつて尾州小牧に城よをくり、西尾小左衛門尉、本多彌八郎をもつて上覽お備ふ(る殿)ごころよ、再三御感ありて、を恥ち彼地を利景よまははふ、そのち天下秀吉お屬をたごた、明知領の森右近大夫よまははふ、譜餘録後編遠山七之丞書上、寛政重修諸家譜遠山利景譜異事ナシ、

○半左衛門尉岩村ヲ攻ムルコト、四月八日ノ條ニ見ユ、

小早川秀包元、備後世羅郡ノ地ヲ嚴島社ニ寄進ス、是日、桂廣繁、之ヲ同社ノ野坂元行ニ報ズ、

〔野坂文書〕十一安藝

尙々申上候、秀包小早川様筑州被成御同心候付而、境津を今月十三日御打出候、我等式迄御供申、遙々遠國路次をうらの御辛勞、上下共乍恐可被成御推量候、然共諸人數出立令申、國々名所見物申候、無事罷下候由、御物語際限無御座候、秀包様此度之爲御祈念、於太田御神田可被進之由候、先當時舞樂之御立願にて候、其外御立願共多候、無御由斷御祈念之所不能申上候、委細先勢從廣繁様被仰候之條、我等式不及申上候、又申上

天正十二年三月二十三日

一五一

天正十二年三月二十三日

一五二

候、我等留守子共之儀萬端頼奉存候、

今度三介殿(信雄)被對筑州不儀御覺悟不及是非候、則秀吉御出張候之處、勢弱儀岡田長門守被討果候、是者從筑州御本所様へ被付置を候、何人數一二千程御座候人にて候、筑州様以外御腹立候て、則今月十日被御馬出至勢州被向御陳候處、彼國之儀者、爲御先陳御次様、羽柴美濃守殿(長秀)、瀧川殿人數貳万四千にて御打入候而、悉勢州之儀被任御存分、三介殿御事者、長嶋一城に御籠候、是急度落著可仕与之儀候、家康尾形堺陳取候之條、可被討果之由候て、筑州御人數十万余にて、至濃州御陳替候、一兩日中家康城清須申へ被成御取寄候、天下之御弓箭御一大事之儀候間、秀包様御祈念之儀被成御由斷間敷候、何迄御供申歸陳仕候由、從堺可申上候、恐惶謹言、

渡邊三郎左衛門尉

三月廿二日

清忠(花押)

元行様 参 □ □ □

尙々、我等事氣遣可被成御安心候、又御内様へも此由申度候、急度

十日秀吉陣

信雄長嶋

秀吉ハ一兩日中ニ家康ヲ清洲ニ攻ム

委細申上候、以上、

今度三介殿被對筑州不儀御覺悟不及是非候、則秀吉御出張候之處、勢弱儀悉秀吉一味候、三介殿ハ長嶋計御籠城にて候、徳川事三介殿後見被仕候付而、可被討果之由候て、尾形表へ陳替候、廿一日に濃州著陳候、一兩日中陳替之由候、然間秀包御同道候、遠國御打越之儀候、早々被明御隙可爲御歸陳候、爲御祈念於太田少々御神田可有御寄進候、并御下向之時、ふうく可有御備候、御兩社御神前御祈念可被成御馳走候、將又我等爲内儀千句可執行候、別而其御心得奉頼存候、無御由斷御心遣干要に存候、此外万端以御祈念頼被申候、具可申候を急便之儀、御吉事重々可申入候、恐々謹言、

桂民太

廣繁(花押)

三月廿三日

棚守左近太夫殿 御宿所

○秀包、秀吉ニ從ヒテ近江ニ出陣スルコト、本月十九日ノ條ニ見ユ、二十四日、辛丑徳川家康、尾張小幡、比良等ニ砦ヲ築キ、本多廣孝ヲシテ小幡ヲ、森川氏俊ヲシテ比良ヲ守ラシム、是日、松平家忠、比良ノ砦ヲ修ス、

秀吉二十日美濃ニ出ツ

天正十二年三月二十四日

一五三

〔家忠日記〕

三月十九日、丙、雨降、

廿日、酉、雨降、

廿一日、戌、

廿二日、己、雨降、

廿三日、庚、跡部大炊助殿陣廻ニ被越候、

廿四日、辛、比良の城普請ニ越候、

〔太閤記〕

九 尾州犬山之城落居之事

家康外山
宇田津蟹
清水ニ岩
ヲ構フ

扱信雄卿、家康卿も、小牧山を拵へ御在城あり、蟹清水、外山村、宇田津村を
要害ニ拵へ、勢を入置給ふ、又春日井郡小幡之古城をも拵、三羽上下の便之
爲、本田豊後守、駿州穴山名代として、穂坂常陸介在城あり、先鋒森長可ヲ羽
黒ニ破ルコトニカ、ル、
本月十七日ノ條ニ收ム、

穂坂君吉

〔小牧御陣長湫御合戦記〕

一家康公、信雄卿○小牧御陣開書、信雄卿ノ三字ナシ、小牧山を要
害ニ被成御陳取、外山村、宇田津村、蟹ノ清水三ヶ所ノ取手被仰付、御人數
御入被成候、亦春日井郡小幡ノ古城御構候テ、參州ツナギノ爲ニ、本多豊
後○豊後守、康高、穂坂常陸介御入置被成候、○池田氏家譜集成所收
長久手戦記殆ド同ジ、

本田廣孝

〔寛永諸家系圖傳〕

九十 本多廣孝守、越前守、後

同十二年、長久手合戦ヲ

供奉シ、大權現蟹江比城をせめ、まふとき、廣孝ヲ命して、小幡比岩をまも
ら之め、まふ、○譜牒餘本多越前守書上異事ナク、
寛政重修諸家譜本多廣孝譜大抵同ジ、

〔寛永諸家系圖傳〕

百一十五 森川

氏兼 堀場與四郎、尾州比良の郷ニ住マ、

重次 森川助兵衛、牛國尾張、

近次 庄兵衛、生國同前、

正次 堀場助之允、生國尾張、

氏俊 森川金右衛門、

長次 森川助左衛門、生國尾張、

重成 森川久右衛門、生國尾張、

重定 堀場小兵衛、生國尾張、

重次 天正十二年、長久手御陣の時、森川金右衛門尉氏俊と同尾州比良の

城をばむる、こゝよをひて大權現ヲ謁し、てはつる、

近次 大權現ヲつりへ、てまつゑ、天正十二年、長久手御陣の時、氏俊と同

森川重次

天正十二年三月二十四日

一五六

同氏俊

比良乃城は籠居し、後台徳院殿よりへゑてまつる、
 正次 天正十二年、長久手御陣のとき、氏俊と同比良乃城は籠居を、こゝに
 をひて大権現を謁しよてはつる、
 氏俊 母の森川定兼の女、同十二年、長久手合戦のとき、親戚をあつめて、尾
 州比良乃古城を相守へきの仰をううふゑ、兼て彼地は居る故あり、此
 き阿部彌一郎加勢として来る、
 長次 天正十二年、長久手御陣のとき、氏俊と同比良乃城を守、此時大権現
 を謁しよてまつり、同十九年よりはるへよてまつる、こゝにをひて堀場
 をあらよめて森川とある、
 重成 天正十二年、長久手合戦のとき、氏俊と同比良乃城をほる、こゝに
 をひて大権現を謁しよてまつる、
 重定 天正十二年、長久手合戦のとき、氏俊と同比良乃城をほる、こゝにを
 ひて大権現を謁しよてまつる、

森川信重眞野五左衛門生國尾張 長久手合戦のとき、氏俊と同比良乃城をほるゑ、

安部信勝

森川某山羽新左衛門生國尾張 織田彈正忠よつらふ、其後森川氏俊と同比良乃城を
 ほるゑ、氏俊の妹嫁たるよよりてあり、城中よをひて病死也、寛政重修諸

〔寛政重修諸家譜〕

三百五 安部信勝彌一

十二年、仰ふよりて、尾張國比

良城に住し、小牧陣に従ひてつり、軍功あり、寛永諸家系圖傳安部信

○家康、小牧ニ出ヅルコト、本月二十八日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔新撰豊臣實録〕

十一 池田勝入拔尾州犬山壘附 森長一敗績部

家康公依神原小平太康政之勸、築砦於小牧山、與信雄共在城、且修蟹清水、外
 山村、宇田津村等之要害、置番士、又營補春日井郡小幡之古城、爲遠參往還之
 繫壘、使本多豊後守廣孝今按、家康公臣、及穴山梅雪、今按、武田信玄、聲也、信玄卒、守
勝頼、滅後、梅雪之、洛、時、遭、信、長、横、死、而、欲、奔、駿、州、於、江、
州、勢、田、爲、賊、黨、死、感、天、道、嚴、明、之、妙、人、皆、唱、其、報、云、々、
臣、穂、坂、常、陸、介、衛、之、下、略、
森、長、可、羽、黒、ニ、敗、戦、ス、ル、コト、及、ビ、秀、吉、長、可、ノ、暴、勇、ヲ
戒、ム、ル、コト、ニ、カ、ル、並、ニ、本、月、十、七、日、ノ、條、ニ、收、ム、

〔家忠日記増補〕

九 三月廿四日、大神君命ノ比良ノ城ノ要害ヲ築カシメ

天正十二年三月二十四日

一五七

給フ、又春日井ノ郡小幡ノ舊壘ニ砦ヲ構エ、三州ノ通路ヲ自由ナラシメン
ガ爲メニ、本多豊後守廣孝ニ、穴山ガ兵穂坂常陸介ヲ相加ヘテ籠メ置、○御
年譜

〔武徳編年集成〕二十

八

三月廿三日、神君春日井郡蟹ノ清水、外山村、宇多津

村ノ砦ヲ修セラシ、

廿四日、春日井郡小幡ノ舊城ヲ修シ、本多豊後守廣孝、新見勘三郎正勝及ヒ
甲州穴山カ舊臣ヲ守ラシメ玉フ、是參州ヘ通路自由ナラン爲也、

是日、春日井郡比良ノ城ヲ築キ、安部彌一郎信盛後丹波守ニ任及ヒ森川金右衛門

氏俊、同弟新左衛門眞野五左衛門重信新左衛門ハ氏俊ノ弟也ヲ以テ守ラ

シメ玉フ、

〔長久手戦話〕乾

廿二日

榊原康政

小牧砦二日成就

蟹清水

外山

宇多津

榊原小平太、神君ヘ被申上ヘ、小牧山を敵ヘ被取テ、國中を見せうさむ悪
うるへし、早々此方砦ヲ取立可然由、尤と思召、信雄も人數五六千ハ籠城
可成、地（元カ）の由則榊原ハ奉行被仰付、小牧近邊の郷民ども等、何よても御奉公

榊原康政
小牧占據
ヲ家康ニ
進言ス

宇多津

仕度とて罷在候ゆへ、多勢來テ二日の内ハ不殘成就致させ、小牧山此方ヘ
（元カ）の取被成候義、康政今度の出來物也、

小牧山のほかきよ、南外山村、蟹清水、宇多津三ヶ所ハ砦を取テ、人數被入置
也、宇多津とハ北外山村の内ハ宇多津屋敷と云有り、二方大沼ヨして要害
堅固の地也、

小牧ハ外山ヘ廿八町辰の方、蟹清水ヘ九町巳の方、宇多津ハ卯のゝと
あゝる、

廿四日、公、比良村 小幡村 兩砦御取立、

小牧ハ清須ヘの繋、比良村ハ砦御取立也、幸比良村ハ佐々内藏之助成政
古屋敷有テ、此處御取立なり、

小幡ニ能城跡有之、直ハ御取立あり、本多豊後守廣孝居テ、三羽ヘの通路
として岩崎迄は遠き故、小幡に而繋く也、

小幡城は初信長伯父孫三郎信光居、其子市之助信成、天正二年、長嶋ヨ
テ討死の後、明城と成ル、

小牧 一里、南外山 二里、小幡 二里、岩崎 四里、岡崎、篠木、柏井郷人麿御家風、

佐々成政
ノ舊屋敷

家藤篠木
柏井ノ順撫
民ヲ

天正十二年三月二十四日

後年秀吉御噂、

篠木、柏井の郷民どもへ、若其邊にて御合戰有之事も可有、必少もさびき申
ましき旨、兼て御懇み被仰聞候ゆへ、何れも難有事も存し、何れも御
奉公仕度とて、上田權藏、半田川の文助、其外頭取之者ども、小牧へ御禮ふ
罷出候、

神君秀吉御和睦後、長久手合戰の御咄有之節、秀吉云ク、良將の行先、民
百姓迄靡隨ふものと云、公の御越しの先、迄郷民おひき、先年長久手杯
よても、篠木、柏井邊の郷民迄靡御おはけ被成候事、扱、我折申候、勝入
燒働して、郷民をおとし、却而討死をせし、誠、良將愚將の違のよし、

掛斐政雄
奈良郷ニ
岩ヲ構フニ

朝鮮陣肥前名護屋にて、大閤長久手の咄有之といふ、○小牧戰話
異事ナシ

〔寛永諸家系圖傳〕五十二 掛斐政景與右衛門
法名如天 天正十二年、長久手御合戰

の時、東照大權現御馬を政雄り領地（後述）とゞめ給ふ、此とたはじめて政雄り
姓名をきこしめさる、

〔寛政重修諸家譜〕二百九 掛斐政雄與右衛門 織田信雄よつゝへ、天正十二

隆信高來
ニ著陣ス

八代ヨリ
勝報來ル
隆信始メ
數千騎ヲ
打取ル

年、東照宮小牧ヲ御馬をいささき、信雄も御加勢あはれるとき、仰りよりて、政
雄の領地、奈良郷に砦を構へ、力戰して首十一級を獲て、台覽にそあへしる
の、御感乃仰をかうおぼせ、

龍造寺隆信、島津義久ノ弟家久及ビ肥前日野江ノ有馬鎮貴（信晴）等ト、同國
島原ニ戰ヒテ敗死ス、

〔上井覺兼日帳〕（中長） 〇日向 三月

一廿五日、出仕如常、圖書頭殿、平田殿より書狀到來候、趣、從伊佐早落人來
候、龍造寺隆信頃、彼方へ著候て、近々嶋原之御陣へ可被絡之由候、嶋原之
事、今之軍衆も而相應ニ候へども、永々就相絡候、今少御人數被差渡候
而可然之由候也、今一注進被仰上○薩藩舊記雜錄所載
井日記ヲ開ニ作ル、遣、我々、可被指
渡歟之儀共出合候、和泉之境地上○薩藩舊記雜錄所載
井日記ヲ開ニ作ル、之、湊船頭指出候、
上覽被成候ニ、有馬へ軍衆渡船之儀等御頼之由也、涯分馳走可仕候通申
上候、此日從八城御注進候、昨日廿四、肥前衆有馬御陣へ取掛候處、被遂一
戰、龍造寺隆信始數千騎被討取、御大利之由也、夫より打續有馬よりも同
前之御左右也、又四郎殿、中書公、圖書頭殿、此外諸軍衆粉骨高名之躰取々

天正十二年三月二十四日

天正十二年三月二十四日

一六二

申來候條、難盡筆帟候、各御假屋へ祇候申候て、御祝を申上候也、目出之由被仰候而、武庫公、金吾へ御酒御寄合也、攝州、忠棟、親貞、拙者も御酒被下候也、此晚忠棟へ攝州、親貞、拙者を御振舞也、

一廿六日、出仕如常、有馬殿舍弟參候、宇土(名和國守)よりも使僧進覽也、此度御勝利共候、如此之刻ハ、於其地施餓鬼被成事御井日記、コノ次ニ佳字アリ、例候、福昌寺入院始与申、早々御越山候て、彼儀被執行候て肝要之由被仰出候、即

戰勝ノ節、其地ニ於テ、餓鬼ヲ施行スルハ、島津氏ノ例

○薩藩舊記雜錄所載上井日記、コノ次ニ、書狀を以福昌寺へ被仰渡候也、此節諸口トアリ、御計策此事候間、明日八城へ可被移御座候儀定也、此日有馬より隆信之頸到來候、貴賤群集候て見候也、

義久隆信ノ首ヲ實檢ス

一廿七日、出仕如常、隆信頸實檢被成、合木ニ被懸候、太守様玄やうき御座候而、良久御合掌ニ而御觀念共也、其後合木近く御立寄被成、靜ニ頸上覽候也、武庫、金吾、攝州、寄合中、其外諸軍衆蹲居候也、此日八城へ御光儀也、酉刻計御著被成、やうて御三獻參候、平田濃州ハ留主よて候へ共、彼館へ御宿也、

寄合中ニ義久八代スニ陣ヲ移

一廿八日、出仕如常、宇土、隈本、爰彼より御祝言之使僧使者を到來候也、肥

神田城未ダ陷ラズ

筑表へ計策之書狀數通認被遣候也

一廿九日、出仕如常、有馬表神田と申城未落居候間、彼行等御談合之爲め、忠棟、拙者渡海之由被仰出候、御使衆鎌田刑部(政年)左衛門尉、白濱周防介同心可

戰勝ヲ鹿兒島ニ報ズ

申由也、此日忠棟風呂焼せられ候、親貞、拙者可參之由候間、同心よ入申候、已後振舞被成御茶など也、鹿兒嶋へ三原昌安、高崎有閑御番よ被召置候、彼所ハ爰本様子如何之由書狀よて承候、有之儘御勝利之由御返答被成候、此夜有滿表へ御軍勞之衆へ祝言申候使長野淡路守歸帆也、此日鎌田

源三郎殿よて上意候、拙者春山野鴉毛、市來野父馬之爲御所望候、然處よ彼馬從廐と罷れ、大興寺之こなよ候、毘沙門堂之禮拜筵よ廐よ立候也、さらへ居候由、○薩藩舊記雜錄所載上井日記、廐以下鹿兒島より到來候、目出瑞相と被思食候間、御拜進有度由、御尋被成ニ不及候、早々御拜進可目出由申上候也、

〔古今戰〕

○舊典類聚 十六所收 ○上略義久佐敷ニ出陣スルコト、ひせんのどうさうしたりのふり、此ことを傳き、此ちんいふ人玄ゆなるよし申程に、打こへせめ得る得さんとして、二萬五千をこの人玄ゆよて、三月廿四日よ、之や志

天正十二年三月二十四日

一六三

隆信ノ兵二萬五千

新納忠元

忠元忠豐
ノ後見ト
ナル

新納忠増
大口衆ヲ
指揮ス

〔新納忠元勳功并家筋大概〕

一同十二 三月、貫明様佐敷ニ被成御座、有馬方救として、中書家久様ニ人衆三千被召付、有馬も渡海ニ而、鎮貴与御相談之上、嶋原城被爲攻圍、隆信六萬之大軍ニ而致後攻候時分、中書様之別五百之人衆被召列、子息又四郎忠豊惣勢被召列、忠元ニ後見被仰付、此月廿四日、於嶋原ニ被遂合戦、亂軍ニ紛入、川上忠堅隆信与戦ひ、其首打取、肥前方別而及敗北、其節忠元ニ右通忠豊ニ付添加下知、敵三千餘討取候間、大口衆之儀ハ、次男彌太左衛門忠増召列加下知、自身太刀始をいし、大口衆ニ白坂駿河入道杯、殊ニ相働鑓ヲ合、有名之士三拾六人討取、切捨者不知數由、左候而其場の武藏戰場与高札迄相立、若相疑人於有之者、可承与爲書置由候得之、批判仕者無之由、右ニ付森山、三重城、大野、平良、神代、飯福六ヶ所御領爲相成由、左候而、同年秋、忠元ニ肥後隈府地頭職被

濱川西市
丞

濱川紀伊

〔大口士濱川西市丞覺書〕

○肥後ノ諸氏、義久ニ降ルコト、九月二十一日ノ見ルコト、薩藩舊記、天正十二年春比、薩摩軍衆高、渡と定、其時御大將家久様御父子、又四郎殿、圖書頭殿、其外川上殿、又、平田殿、武藏殿、山田新助殿を始舟作之衆、漸人數千五百餘騎渡し被成、其外嶋五人有馬殿人千五百、都合三千餘騎也、安德ニ打入、一夜之家陣被成、夫よりウケ討被成、折節肥前高信ハ、薩摩衆せめろろをさんと、貳萬五千、よて、三月廿四日、嶋原へ打寄をらる、右之人數へウケ合、家久様を始ま、り諸大將後思ひきり軍被成、右高信打亡、四百餘騎打取、勿論高信も川上殿打取被成候、御家記有之由、あら、出書置也、其時肥前旗頭大將勝一、らんと申候を、親紀伊も打取、大刀を北原安藝殿御使よて、圖書頭殿ニ指上候の由、安藝殿某へも細々被仰聞置候、就其湯之浦之内しちやと申所を被下、三年取納、此方ウケて仕由おちあ、と申聞さん、十五年の、關

川上忠堅
隆信ノ首
ヲ獲ベシ
ト廣言ス

辰刻ヨリ
午刻マデ
戦急ナリ

隆信ノ甲
冑刀ヲ忠
堅ノ家ニ

家久ノ兵
安徳ニ入

天正十二年三月二十四日

一六八

白様薩摩入ニ付、御あけ地ニ罷成也、是ハ孫々ためニ出書置あり、

〔諸家由緒〕

○川上左京系圖 川上忠堅初久堅 天正十二年甲申三月

月廿四日、肥前國島原合戦之刻、大將中書家久、嫡子又七郎忠豊祝首途、忠豊于時歳十三、賜盃於忠堅、忠堅把盃曰、今日取敵將隆信、有首備御覽、新納忠元在其席、忠元云、忠堅カ言楚忽也、忠堅向忠元曰、敢非荒唐之辭、勿疑之云々、傍人皆云、廣言以甚、然臨合戦之期、自辰尅至于午時、攻戦最急、及未初尅、忠堅元來因志討隆信、交敵兵、至隆信旗下之邊、隆信思我兵、高聲罵云、隆信在此、向何敗走乎、忠堅聞之、直馳向隆信而以鎧突伏之、獲其首、從是大敵一時ニ敗亡、以隆信首遺肥後國葦北之郡佐敷、備太守義久公之高覽、貴賤男女群集途中見之、隆信甲冑并刀相州國次、傳忠堅之子孫、

〔樺山忠助入道紹劔自記〕

一天正拾貳年甲申、肥前龍造寺高來之有馬殿を

責由聞得ざる、如此候而、龍造寺も後へ氣遣なく、肥後之國一方へ被向候者、薩州番手も可爲太儀とて、有馬方爲見次と、安徳といへる在所に番衆を差籠らるゝ、落去未見得、去程ニ義久御弟中務大將ニ而、渡海有て、島原と云城之通路を切、龍造寺も自身走越、彼城見次躰也、高信之勢あん萬騎

樺山規久

と可云様なく、薩州衆五千三千之衆ニ而、たいやうをへき事もあらは、海路可思遣、規久樺山ハ中務同心ニて罷渡、太刀打數度ニ及、然者高信打負引退處ニ、かしうはのうもへき、戦場ニ而、高信を始數輩を打取畢、亡敵之首懸渡、侍衆八百餘人也、如此御手遣之爲後立と、義久八代ハ御發足、高來ハ渡海被成さる人數ハ八代ハ有ける、規久弟七郎久高ハ、伊集院下野守同道ニ而、肥後隈本内隈本の空閑空閑、いぬいぬ、かふしかとて打廻けいどやくなり、

〔帖佐彦左衛門書上〕

○日向 天正八歳、肥前國主龍藏寺高信恣貪私欲、赤

星との夜隨へ、我旗下に入をんうと、赤星子共二人國へ取、則時ニ打果然者此赤星との此恨乃憤を發をんう爲、御家を被頼申う依て、中務様御大將として、三ヶ國の軍兵被召列、有馬の嶋原ニ御渡り、此事肥前ハ相聞得、高信數萬の兵を卒て嶋原ニ走向ふ、雖然中務家久、兵道の川田も朗軍法の達者かをり、略を以軍を成給ふ故、敵敗北する所、有馬又九郎拾六歳ニて高信を見掛、弓を以引、ひやうとをかしり、高信乃内甲にあらり、高信此矢ニ痛ミ退處を、梁瀬兵右衛門刀を以名乗が、り、川上左京亮高信の首を

有馬又九
郎隆信ヲ
射ル

天正十二年三月二十四日

一六九

天正十二年三月二十四日

一七〇

討取、肥前の大勢も、大將の打をきき、無力敗北する。我、押打し敵數多首取
て勝利を得給也、其頃より田尻(平)の御家も御味方れ心さし、平帖佐彦、左衛門尉ノ田尻籠城ノ功ヲ稿フコトニ

〔長谷場越前日記〕

一御當家を高來の郡司有馬方より可被奉頼言上趣と、

肥前之郡司龍造寺へ多年之遺恨深重也、近國の成立を恣に被喫、其有様
を見合せて、時之身命を延ぶめ、鋒楯を構ふ處に、有馬方も小身あり、難叶
心得て、海上も隔共、薩摩方を一筋に枕神と再拜し、中務太輔家久まで言
上を被致、此由を聞召て、鹿兒島方に御執達之處に、無異儀可有御扶助事
被仰出り、近國之軍兵を先勢に被率、○翰游集コトアリ、御渡海よしませぬ、彌御利運被成宛歸帆有り、其以來龍造寺隆延(信下同)を始として、兩筑
州衆に阿蘇家迄不殘同心仕り、近國衆と遠國に種々の智略を廻して、有
馬方より格護之内、深江の城を乗り取て、憚り申上、(三脱)其上に、新納刑部太輔と
て、文武器量の若武者を無情討取りて、喜ふ中、○新納忠義、深江ニ戰死
三日ノ條悲の來る道に踏迷ひ、安德城を取卷故、有馬方と及一大事なる、
彼の注進を聞食、中務太輔家久と、御曹子に拾三歳をらせ給ふを御同

家久ノ部

天草衆ノ
一人ノ
參陣
シテ
隆信ノ部
下

陳まし、御先祖忠久様十三歳に成玉ひ、錦城戸退治之御佳例と
て、高來れ郡内島原津に御著船にて、其儘攻陳取せられ、懸り給ふ處に、
肥前の國司龍造寺隆延者、六萬餘騎を卒し宛、薩摩の御陳に攻來る、其比
天正十三年乙酉三月廿四日、事成る、御方の大將家久におしからむ、
圖書頭忠長、相並て又四郎、前後之隨兵河上上野守、○翰游集コトアリ、新
吉利下總守トアリ、新
納武藏守、平田美濃守、同左近將監、弟に九郎左衛門尉、又左近將監の嫡男
に新四郎同心も、次男新七郎、相續く兵物に新納治部少輔、川上三河守、同
左京亮、鎌田出雲守、山田越前守、相良新介、平田孫六、同名狩野介、高崎大炊
助、上原長門守、同彦五郎、奈良原安藝守、同源八郎、二階堂帶刀長、鮫島又左
衛門尉、是皆處々れ地頭也、神津浦方、巢本方、大矢野方、眞木島方、今一人の
天草者作り病を仕り、參陣を停止し、世上之躰を見合ふ、此外之諸軍
兵の我先よと進つ、高來有馬の陳衆も、都合其勢貳千騎も者過ぎざり
り、同三月廿四日巳刻計ノ事成る、龍造寺隆延に同正家、(信)同五藤、(信)山代、
鍋島飛彈守を先と、大村衆に比良戸衆、西浦之者共と、又筑後衆、筑前
衆に至迄、皆出勢と、聞わらむ、六萬餘騎の軍兵も、薩摩之御陳に懸り給

天正十二年三月二十四日

一七一

天正十二年三月二十四日

る、島原城衆は是れを見て、切て出んと勇まきり、去間本口は押へ勢こ者、川上上野守大將にて、相良方と平田美濃守肥後の國衆を引率し、如何にも嚴敷矢師被致、亦々御陳表の大將の、中務太輔家久之父子貳人、又四郎圖書頭久長、其外宗徒之兵物の太刀を取て打從へ、我先よと進まらる、中よも吐氣大將の河田駿河守と云し人、世上よかくをぬ役者也、進出て被申者、今日軍氣を見るよりも、時刻よき懸りおむ、必を大將可討取ると加下知ヲ下よりも、我も我もと面々こ手柄之程をあらせり、先ツ濱之手の敵ぶりの、島原衆は取り合んとせしめ共、横入をたくまはし、先手の衆の酒瀬川奉膳兵衛尉相續く兵物よ前田志摩守、四本主税助、此外こも百騎計り指合て切り崩れ、此場よて酒瀬川、四本者戦死也、是を見て隆延衆戦儀を成し、岡の方に引上り、六萬餘騎の者共を三手こ作て攻懸る、薩摩方之兵物の無勢こて有るから、軍サは馴る事故よ、御大將を三手こ分て懸あせ、猛勢の真中こ切りて入せ給へ、追はまくは、數る度之合戦を被成宛致高名、其中よ鎌田出雲守、二階堂帶刀長相續き軍勞も、於爰新納駿河守、久永九郎左衛門尉戦死也、日州飢肥之住人こ上原

彦五郎指合て太刀打も、其同心よ宮原越中守、長谷場兵部少輔、竹之内備前守合戦を仕る、太刀下こて分捕を致し、又折角の御軍勞を被成時、圖書頭久長の御供を勤る也、其場よ上原長州參らる、又於弓矢の方者、山田新介、稻留新介太刀打も、一段之軍勞也、懸りたる處こ、中務太輔家久父子御馬を駈入らる給へ、敵の兵物の指勘へ合戦を仕り、家久こ名譽の疵をそ捧る、軍陳軍旅の御高名申を餘り有り、相續き又四郎様十七歳こて、御手柄の御太刀を被遊、御仕合無比類御事共、たこへん方そあり参る、又爰よ川上左京亮と名乗て、若武者の事おれ、薩摩方の兵物の手柄の程を見さんとて、散々こ切て入る、敵大勢の中よ、肥前方の大將よ、隆延と是よ有り、請て見よと云儘よ、太刀を取て打懸る、川上左京亮相切を致し、隆延の爲被召鎧の袖の才切り落し、次く太刀こて首を中こ打落し、取て見さんとせし時こ、弓手妻手の良等者、首とらせしとふせ共、即取てみせて、茲の兵もの落合て、をみよとて切て入り、曾木權介と名乗て、守一軒と云へる武者無異儀首を給つて、軍勞を仕る、跡も味方衆は、きあひ、前後左右こ入り亂れて太刀打テバ、敵猛

天正十二年三月二十四日